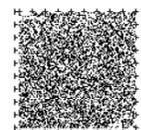


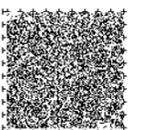
大田区地域福祉計画

大田区成年後見制度利用促進基本計画

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度



発行年月：平成31(2019)年3月
発行：大田区福祉部福祉管理課
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話：03-5744-1111(代表)
ホームページ：<https://www.city.ota.tokyo.jp/>



この冊子は音声コード付きです。
右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。
専用の読み上げソフトを使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。

大田区地域福祉計画の策定にあたって

区は「地域力」をキーワードに、生涯住み慣れたまちでいきいきと暮らせるよう、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。地域の中ですべての人々が安心して暮らすためには、必要となる福祉サービスを利用するだけでなく、人と人とのつながりを大切にし、暮らしや生きがいをともに創り、地域の助けあいによる福祉を推進していくことが大切です。

本計画の策定を通じ、これまで区が培ってきた地域力が、共生の地域づくりを推進する原動力となっていることをあらためて認識いたしました。計画策定への住民参加の場として実施した意見交換会では、区民の皆様が地域愛に溢れる想いを数多くうかがうことができました。また、地域活動団体の取り組みや活動の一つひとつが、支えあいの地域へつながっていることを大変心強く感じました。

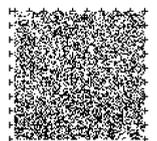
区民や地域活動団体の方々を中心とする「大田区地域福祉計画推進会議」をはじめ、アンケートやヒアリング調査、パブリックコメント、区民説明会、そして広報会議など、さまざまな場で貴重なご意見やご提案をいただき、ここに大田区地域福祉計画としてとりまとめるに至りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

区は、本計画の基本理念である「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」をめざし、大田区らしい地域共生社会の実現に向け、地域の皆様とともにこれからも取り組みを進めてまいります。本書を共生の地域づくりへのガイドブックとして、多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

今後とも、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

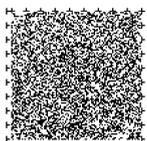
平成31年3月

大田区長

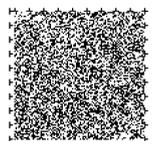


目次

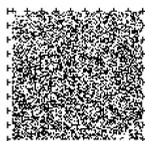
第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	3
計画策定の背景	3
「地域共生社会」の実現に向けた国の動き	4
2 計画策定の趣旨	5
3 計画の位置づけ	6
法的位置づけ	6
他計画との関係性	6
社会福祉協議会との関係性	6
4 計画の期間	7
第2章 区の地域福祉を取り巻く状況	9
1 区のこれまでの取組み	11
2 区の現況	14
区民の変化	14
コミュニティの変化	22
3 現状から見えた課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	31
2 基本理念を実現するために	32
第4章 計画の内容	37
「計画の内容」のページの見方	39
区の地域福祉推進の全体像	40



基本目標1 つながりが生まれる地域をめざします	42
現状と課題	42
施策目標1-1 「最初の一步」のためのきっかけづくりを支援します	46
施策目標1-2 活動を支える「集える場」づくりを支援します	51
施策目標1-3 誰もが参加できる環境を広げます	53
基本目標2 つながりが機能する地域をめざします	58
現状と課題	58
施策目標2-1 包括的に受けとめる体制を強化します	62
施策目標2-2 連携・協働し、地域の支えあいを育みます	68
施策目標2-3 つながりを生み出し、コーディネートする人材育成を推進します	73
基本目標3 安心して生活できる地域を支えます	78
現状と課題	78
施策目標3-1 安心できる福祉サービスの提供をめざします	81
施策目標3-2 誰もが優しくなれる風土を醸成します	85
第5章 大田区成年後見制度利用促進基本計画	89
1 大田区成年後見制度利用促進基本計画策定の背景	91
2 計画の位置づけ	91
3 成年後見制度について	92
4 区の現況	95
5 現状から見えた課題	99
6 計画の内容	101
基本目標	101
施策目標1 適切に権利が守られ、メリットを実感できる環境を整備します	102
施策目標2 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みをつくりま	104
施策目標3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤を整備しま	105
地域連携ネットワークのめざす姿	106
計画を推進するために	107



第6章 計画の推進に向けて.....	109
1 地域・圏域の考え方.....	111
2 個人情報の適正な取扱いについて.....	111
3 指標の設定.....	112
4 計画の推進に向けたそれぞれの役割.....	113
区の役割.....	113
社会福祉協議会の役割.....	113
地域の役割.....	113
資料.....	115
大田区地域福祉計画推進会議設置要綱.....	117
大田区地域福祉計画推進会議委員名簿.....	119
計画の策定経過.....	120
第2回意見交換会 「我が事」の芽を見つける ～地域づくり参加への働きかけのヒントを得る～ 実施概要.....	123
用語解説.....	130



Let's

あなたにぴったりの「最初の一歩」を見つけませんか	50
誰もが参加できる環境を広げるために少しでも勇気を出してみませんか	55
勇気を出して相談してみましょう	67
支えあい「誘いあい」から	72
地域を支える事業主・民間企業の皆さんへ	84
誰もが優しくなれる行動は意外に簡単です	87

支援と共生のフロントランナー

人と人をつなげる地域の場	56
つながりが機能する地域の取組み	76
ネットワークで福祉の“縁”をむすぶ	88

ミニ解説

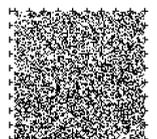
大田区社会福祉協議会	8
国際都市おおた協会（GOCA）	54
大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA（ジョボタ）	64
民生委員児童委員、保護司	70
地域福祉を推進するコーディネーター	71
大田区立消費者生活センター	83

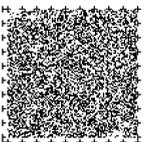
○元号の表記について

本計画策定時点において新元号が公表されていないため、元号表記を平成のまま用いています。

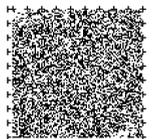
○「障害」と「障がい」の表記について

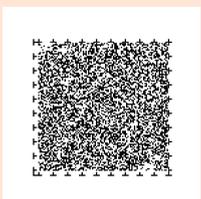
法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記したほうがわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。





第1章 計画策定の概要





1 計画策定の背景

計画策定の背景

<変化する近所づきあいや助けあいの関係性>

少子高齢化や核家族化、高度情報化、雇用の流動化などを背景として、世帯構成、地域コミュニティや職場への帰属意識など、社会構造が急速に変化しています。

一人ひとりの日常生活に目を向けると、インターネットでさまざまなことを調べることができるようになり、SNS^{*1}などを通じて、さまざまな人といつでもどこでもコミュニケーションをとることが可能となったことから、近隣の人たちとの関係を持たずに生活している人が増えていることもうかがえます。

このような状況の中で、日常生活における不安や悩みを気軽に相談できる相手や、小さな変化に周囲が気づき支えるという人間関係を築くことは難しくなっています。

地縁や家族関係による暮らしの支えや互助の機能が弱まっている今日、家族の介護や離職、自身の病気などで生活に課題が生じたとしても、相談できない状況が続くことで課題が深刻化し、やがて社会的孤立に陥ってしまうリスクは、誰もが抱えているといえます。

<世代・分野を超えたサービス提供の必要性>

一方、これまでの社会福祉制度は、高齢者・障がい者・子ども・低所得層など、課題を抱える人の属性に応じて、対象者ごと・分野ごとにサービスの充実を図ってきました。

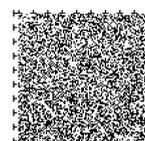
しかし、介護と育児のダブルケア、高齢の親とひきこもりの子どもに代表されるいわゆる「8050」問題^{*2}、生活困窮など、一つの世帯で複数の分野にわたる課題を同時に抱えるなど、対象者ごと・分野ごとに整備されてきた公的サービスを当てはめていくだけでは、対応が困難なケースの存在が浮き彫りになってきました。また、単身世帯における孤独死や特殊詐欺被害への対応などは、これまでの福祉サービスでは対応しきれない事例として顕在化しています。

<求められるコミュニティの再構築>

社会構造が変化し、価値観の多様化や課題の複雑化の傾向が強まる中で、地域や公的サービスのあり方があらためて問われています。誰もが安心して地域の中で自分らしく生活していくためには、家族や近隣、地域で活動する人々と区が手を携えて、コミュニティの力を再構築していくことが求められています。

^{*1} SNS…ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

^{*2} 「8050」問題…ひきこもりの長期化により、子どもと親がともに高齢化し、社会的孤立から生活が立ち行かなくなる問題のこと。ひきこもりが社会問題として取りざたされた 1980 年代から 30 年以上経過し、80 代の親がひきこもりの 50 代の子の生活を支える状況に代表される。



「地域共生社会」の実現に向けた国の動き

＜「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた「地域共生社会」の実現＞

「地域共生社会」は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会とされています。この地域共生社会においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことをめざしています。

＜社会福祉法の改正＞

平成29年6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する主体や解決すべき課題の範囲について明確化されています。

まず、地域福祉を推進する主体として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者の三者を「**地域住民等**」と規定し、一人ひとりの区民も、区内で社会福祉事業や活動を行う団体も、地域福祉を主体的に推進する一員であるとしています（第4条1項を改正）。

次に、地域福祉の推進に当たって障壁となる課題を、福祉、保健医療にとどまらず、住まい、就労、教育という広範囲に及び「**地域生活課題**」としています（第4条2項を新設）。

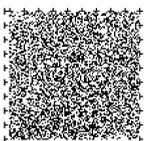
また、社会福祉を目的とする事業を営業者に対しては、サービス利用者からの相談を通じて地域生活課題を把握したときは、「支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない」としており、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うための「つなぐ役割」が求められています（第106条の2を新設）。

さらに、地域住民等と支援を行う関係機関の相互協力が円滑に行われ、必要な支援が包括的に提供される体制を整備するよう、区に具体的な責務が課せられています（第106条の3を新設）。

＜生活困窮者自立支援法の改正＞

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活に困窮し、社会保障制度と生活保護制度の狭間にある方への早期の対応と自立を支援する「第2のセーフティネット*」として制度化されたものです。

平成30年10月の法改正では、生活困窮に陥っている状況のひとつとして「地域社会からの孤立」が定義され、地域コミュニティの脆弱化が生活困窮に与える影響の大きさを表しています。



* セーフティネット…生活保護、年金、雇用保険などのように、病気や事故、失業などで困窮した場合に、生活を保障する仕組みのこと。

生活困窮者支援に携わる関係機関だけが取り組むのではなく、地域ぐるみの支えあいと、見守りや地域参加などの積極的な取組みと連携することで早期かつ適切な支援につなげ、助けあう地域社会をつくるのが個人の尊厳の保持につながるとされています。

<成年後見制度の利用推進>

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29 年 3 月に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるとされています。

2 計画策定の趣旨

本計画における「地域」とは、単に区域や人々が暮らす場を表すほか、コミュニティという概念も含み、区が「大田区基本構想」に掲げる「地域力」を構成するすべての主体と捉えています。

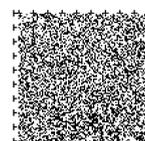
この考え方は、福祉サービスを必要とする住民、サービス利用には至っていないものの、必要としている住民も含み、社会福祉法第 4 条の「地域住民等」の定義と一致するものです。

地域には、さまざまな人が生活しています。それぞれの人に合ったやり方で、まずは一人ひとりが、生きがいと役割を持って地域とかがかわることによりコミュニティが豊かになります。それは自分自身が「地域社会からの孤立」の課題に直面する可能性をも軽減し、地域の中で誰もが排除されない風土をつくっていくことにもつながります。

本計画は、区がこれまで取り組んできた公的サービスが適切に行き届くよう、環境と体制の整備を行うものです。

また、地域福祉活動を広げたい人、始めたい人、まだ興味が持てない人が「地域でこんな活動してみたい」「自分たちの地域をもっとよくしたい」という思いを持ったときに、これに応えたいという趣旨で策定しました。

世代や分野にとらわれない公的サービスを土台として、区が誇る「地域力」を活かし、これからの大田区にふさわしい地域福祉をともに実現することをめざします。



3 計画の位置づけ

法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。

さらに、国における動向等を踏まえ、区としての「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとして策定します。

他計画との関係性

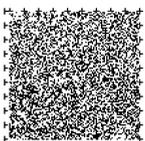
社会福祉法第 107 条では、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととされています。

区は、本計画を福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

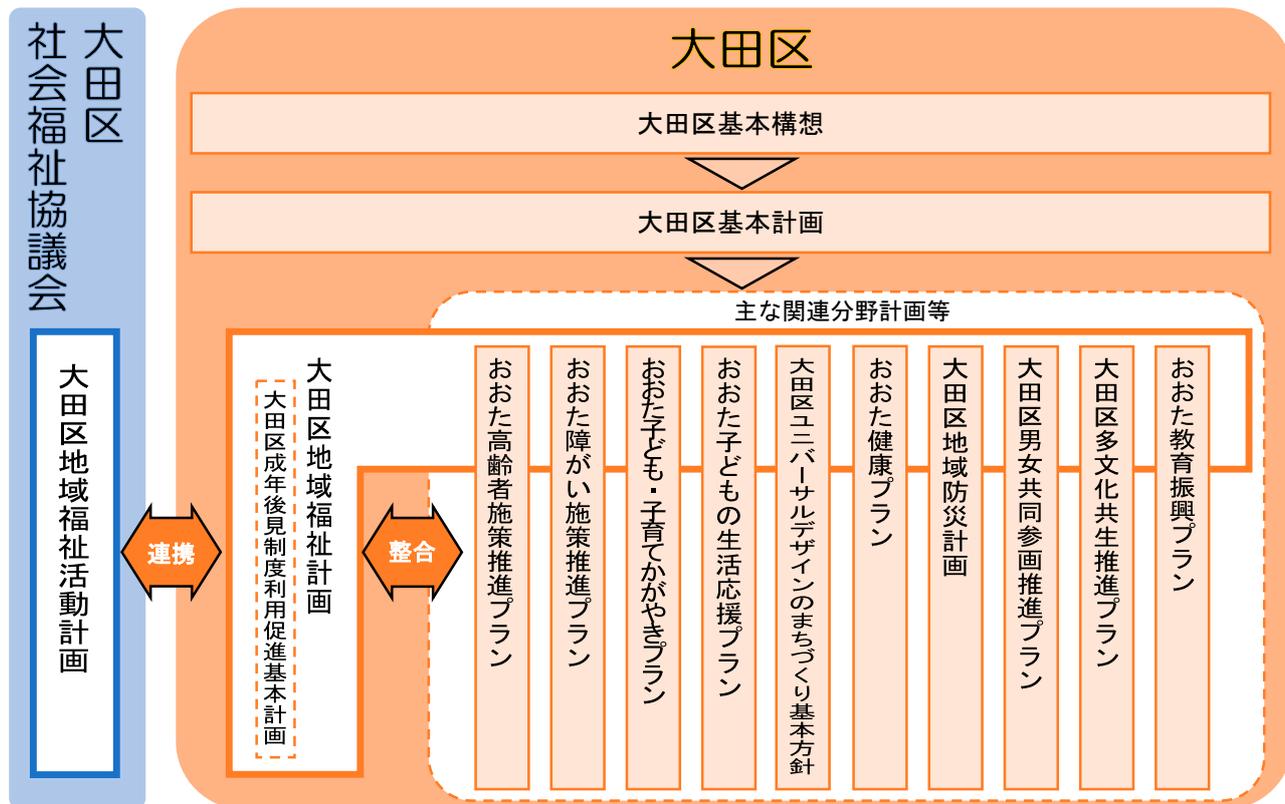
社会福祉協議会との関係性

区は、大田区社会福祉協議会を地域福祉実践の重要なパートナーとして、地域共生社会の実現に向けて、より一層の連携体制のもと一体的に施策を推進していきます。

また、社会福祉協議会では、本計画の理念を具体的なアクションに転換させるため、「第6次地域福祉活動計画」の策定を進めているところです。2つの計画が車の両輪の役割を果たし、地域のつながりを豊かにし、地域共生社会の実現に一歩でも近づくことをめざします。

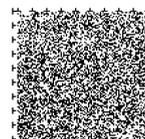


計画の位置づけ概念図



4 計画の期間

本計画の期間は平成 31（2019）年度～平成 35（2023）年度の5か年とします。



【 大田区社会福祉協議会 】

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、地域の中で住民や企業、行政、学校、他の福祉団体等と協力しながら地域福祉の向上に取り組んでいます。

大田区社会福祉協議会の行う事業は、本計画推進と関連が深く、以下のような重要な取り組みを行っています。

■おたボランティアセンター

ボランティア活動に関する普及啓発、従事者の育成・研修、活動団体同士のネットワークづくり、ボランティア活動等の紹介のほか、活動資金助成等を行っています。

例えば、区内で増えつつある「こども食堂」。この活動を行っている団体と結成した「大田区子ども食堂連絡会」の事務局を担い、情報交換をはじめイベントの企画、広報活動、行政との連絡調整等を行っています。

■おた成年後見センター

成年後見制度推進機関として、制度の普及啓発や社会貢献型後見人（市民後見人）の育成、制度利用にかかわる相談支援から、法人後見、後見監督まで、取り組みは多岐にわたっています。

また、制度の利用に至らない相談に対しても、福祉サービスの利用援助や日常生活費の払い戻し等を行う「地域福祉権利擁護事業」（本書 92 ページ参照）を実施し、権利擁護に関する相談支援に取り組んでいます。

■地域のプラットフォームづくり

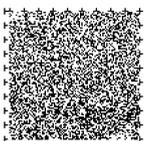
地域の多様な主体が連携して、それぞれの強みを活かし地域課題の解決に取り組めるよう、情報共有と協議の機会を創出しています。

平成 29 年度から、地域住民や地域活動団体、社会福祉法人、行政機関などが地域の福祉課題を共有し、解決の糸口を探るために話し合う場をつくる「助けあいプラットフォーム」事業を展開しています。

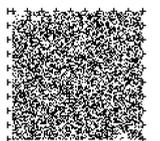
■大田区社会福祉法人協議会（おた福祉ネット）による公益的取り組み

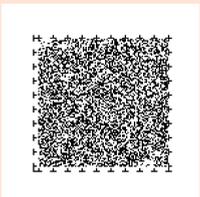
区内の社会福祉法人とともに、相互の連携や協働を通じて大田区の福祉の向上をめざし、「大田区社会福祉法人協議会（おた福祉ネット）」の活動に取り組んでいます。

おた福祉ネットの取り組みの詳細は、本書 88 ページの「支援と共生のフロントランナー」で紹介しています。



第2章 区の地域福祉を取り巻く状況





1 区のこれまでの取組み

区は、前計画（平成 26 年度～平成 30 年度）策定以降、さまざまな社会情勢の変化を受けて、以下の取組みを実施しています。

高齢者施策

— 地域包括ケアシステムの深化・推進 —

平成 27 年度から 29 年度を計画期間とする「おおた高齢者施策推進プラン（大田区高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画）」では、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核とした高齢者の生活を支える医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などの適切なサービスを円滑に利用することができる「地域包括ケアシステム」の構築を、本格的に進めてきました。

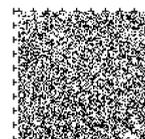
「おおた高齢者施策推進プラン（大田区高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画）」では、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等の 7 つの重点項目を中心に自立支援・重度化防止に向けた取組みを進め、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

— 区のフレイル予防の取組み —

高齢者のフレイル（心と体が虚弱になる状態）を予防し、健康寿命*を延伸するため、「元気シニア・プロジェクト」を平成 28 年度から 3 か年のモデル事業として東京都健康長寿医療センター研究所との共同事業により、全国初の大都市モデルの構築に取り組みました。

当事業は、「運動」「栄養」「社会参加」をフレイル予防に有効な 3 つの要素として捉え、高齢者が自身の状況に気づき、対処する力を身に付けることを目的として取り組んできました。平成 31 年度からは、モデル地区での取組みを生かし、地域の方が主体となって、地域の特性に応じたフレイル予防に取り組めるよう支援していきます。

* 健康寿命…認知症や要介護状態にならずに、自立した生活を送る期間。健康寿命を延ばし、平均寿命に近づけることが重要とされる。



障がい施策

— 「障がい者総合サポートセンター」の開設・機能拡充 —

障がい者総合サポートセンター（愛称：さぽーとぴあ）は、障がい者の暮らしを総合的に支える拠点施設として、平成 27 年 3 月 1 日に開設しました。障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人もない人も、ともに支えあう社会の実現をめざして、相談支援、居住支援、地域交流支援、就労支援などの事業を実施しています。

平成 31 年 3 月からは増築施設の新たな機能として、医療的ケアの必要な方を含む重症心身障がい児（者）も利用できる短期入所と学齢期の発達障がい児の相談、療育等の支援を行っています。

— 地域生活支援拠点等の整備 —

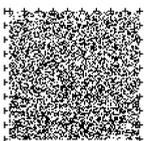
障がい者の高齢化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしを支える機能を地域生活支援拠点等として整備するため、障がい者総合サポートセンターを中心に、区内の各機関で機能を分担した「面的な体制」整備を進めてきました。具体的には、相談、地域の体制づくり、専門的人材の確保・養成、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場といったさまざまな機能を、区や民間の障害者支援施設・障害福祉サービス事業者・相談支援事業者などと分担して整備・強化し、さらなる充実を図っていきます。

生活困窮者自立支援施策

— 「大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA」の開設 —

平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法の施行に基づき、「大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA」を開設しました。

経済的・精神的な問題、就労にかかわる課題などを抱えた方のために、自立相談支援事業として、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ相談員が、生活全般の困りごとの相談を受けています。家計改善支援事業、就労準備支援事業、住居確保給付金といった利用者の状況に応じた多様な支援メニューを活用し、解決方法を一緒に考え、相談者の経済的自立と就労に向けたサポートを行っています（本書 64 ページ参照）。



子ども分野施策

— 「おおた 子どもの生活応援プラン」の推進 —

平成 29 年 3 月に、区の子どもの貧困対策に関する計画である「おおた 子どもの生活応援プラン」を、平成 29 年度からの 5 か年計画として策定しました。子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域力を活かし、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもたちが自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざしています。

子どもの貧困問題を地域共通の課題と捉え、区民、地域活動団体、企業・事業者などと積極的に連携し、地域においては、区民の理解と協力により、すべての子どもたちが地域社会から切り離されないよう、社会的に包み込むような支援（社会的包摂）を実践していきます。

— 「大田区児童相談所基本方針」の策定 —

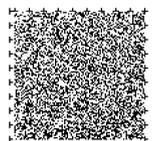
区民に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うため、区が管理・運営する児童相談所の設置をめざしています。

平成 30 年 3 月に「大田区児童相談所 基本構想・基本計画」を策定し、区としての児童相談所のあり方を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出し、整備に向けたさまざまな条件を整理しました。従来の東京都児童相談所の持つ役割をさらに充実し、基礎自治体である区ならではの、地域に根ざした新たな児童相談所の設置に向けた取組みを進めています。

人権・男女平等推進施策

— 「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備 —

平成 30 年 7 月、「第 7 期大田区男女共同参画推進プラン」に基づき、身近な場所での配偶者暴力の相談等の支援を充実させるため「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備しました。専門知識を有する相談員による相談専用ダイヤルを開設するとともに、庁内外の連携により、被害者支援のためのコーディネートを円滑に実施し、迅速・的確な支援に取り組んでいます。



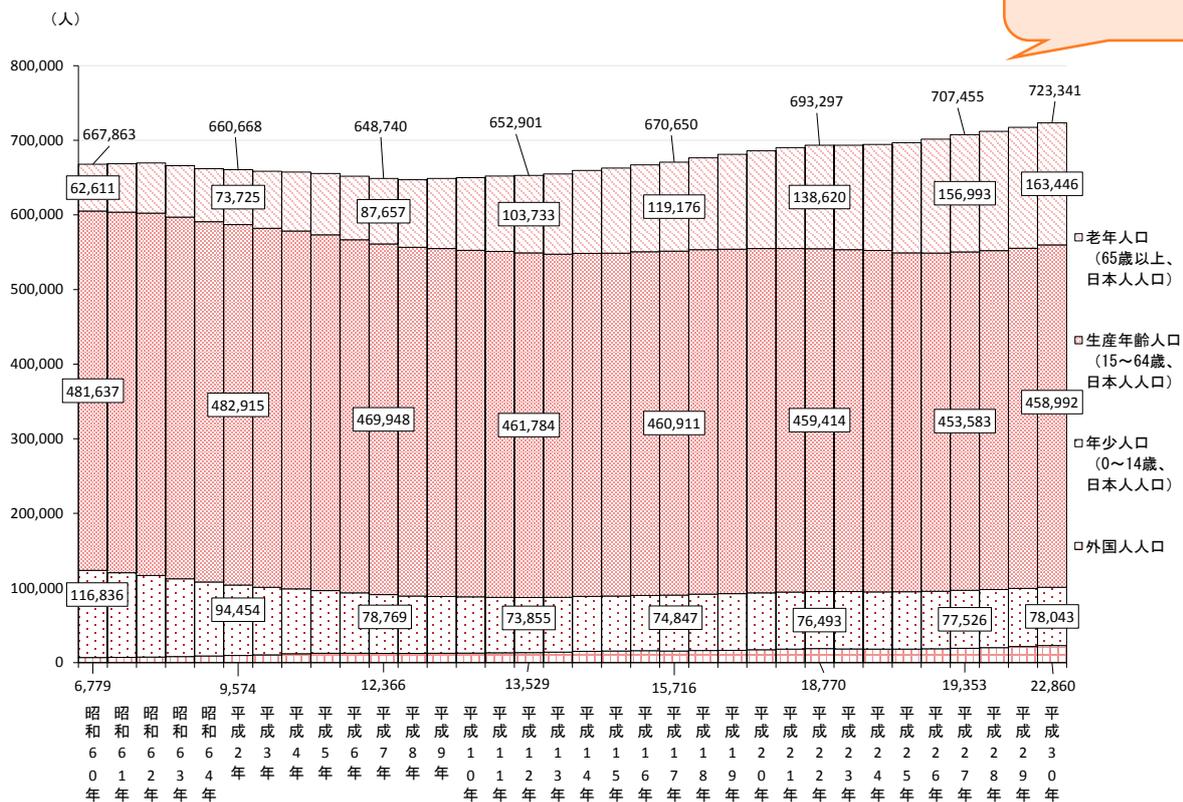
2 区の現況

区民の変化

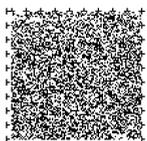
①人口の推移

- 大田区の人口は増加傾向にあり、平成30年時点で723,341人となっています。
- 年齢3区分人口別にみると、老年人口（65歳以上）だけでなく、近年、生産年齢人口（15～64歳）や年少人口（0～14歳）も増加傾向にあります。
- 外国人人口も増加しています。

図表 2-1-1 年齢3区分人口の推移



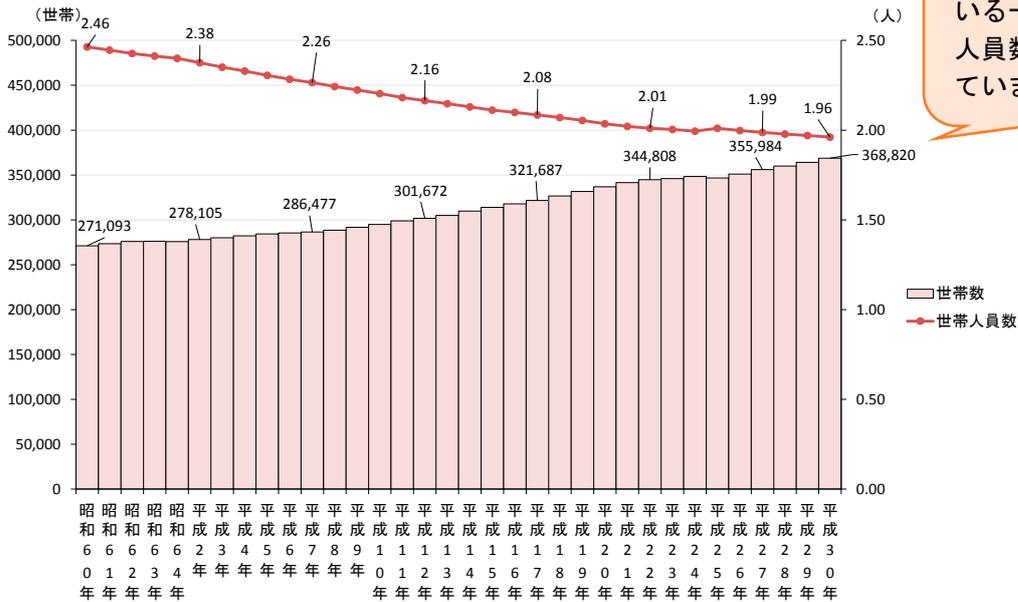
資料：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 時系列データ 第9表」、東京都「外国人人口 昭和54年からの時系列データ」（各年1月1日現在）



②世帯の状況

- 世帯数は増加傾向にあり、平成30年時点で368,820世帯となっています。
- 一方、世帯人員数（一世帯当たりの平均人員数）の推移をみると、一貫して減少しています。
- 世帯構成をみると、「単身世帯」の割合が高くなっており、平成27年時点では5割以上となっています。

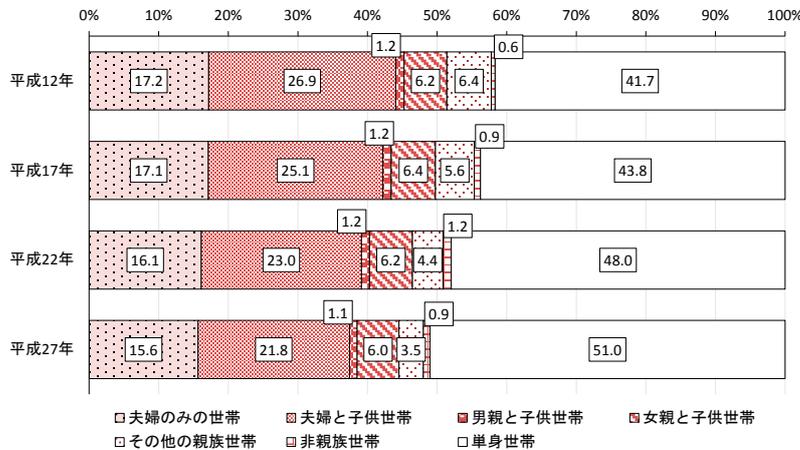
図表 2-1-2 世帯数及び世帯人員数の推移



世帯数が増えている一方、世帯人員数は減少しています

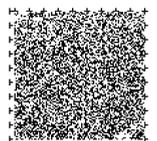
資料：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 時系列データ 第1表・第9表」（各年1月1日現在）
 ※平成25年以後については、「日本人のみの世帯」を「世帯数」として用い、「人口総数のうち日本人人口」の数を「日本人のみの世帯」の数で除した値を「世帯人員数」としている。

図表 2-1-3 世帯構成の推移



全世帯に占める単身世帯の割合が高くなっています

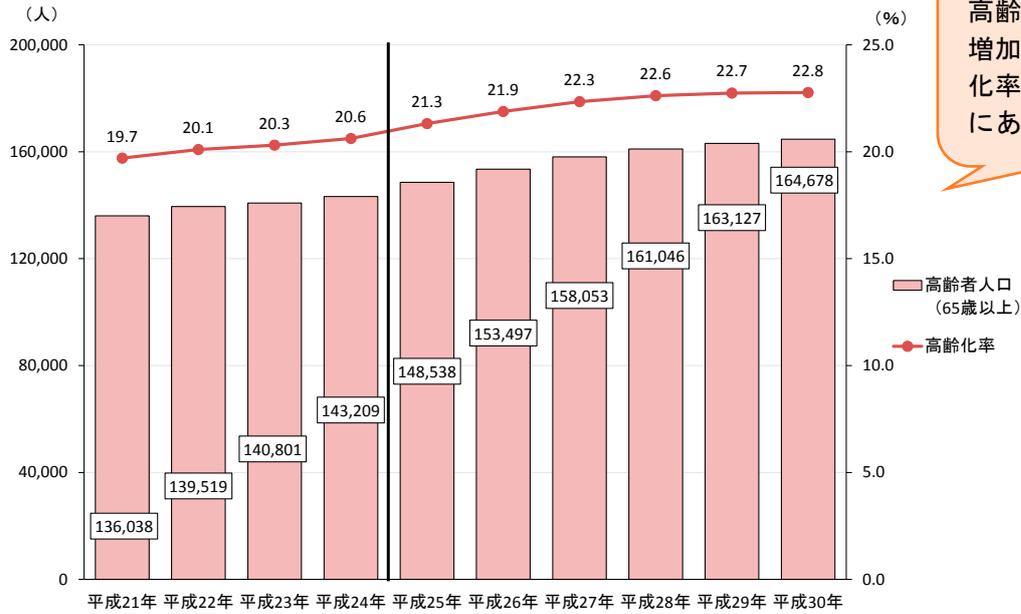
資料：総務省統計局「国勢調査結果」各年版（各年10月1日現在）



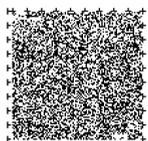
③高齢者の状況

- 高齢化率（全人口に占める高齢者の割合）が上昇しています。
- 65歳以上の要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、平成29年度の認定率（第1号被保険者数に占める65歳以上の要支援・要介護認定者数の割合）は18.9%となっています。
- 高齢者の単身世帯数も増加傾向にあります。

図表 2-1-4 高齢者人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）
 ※平成25年以降は外国人を含む。



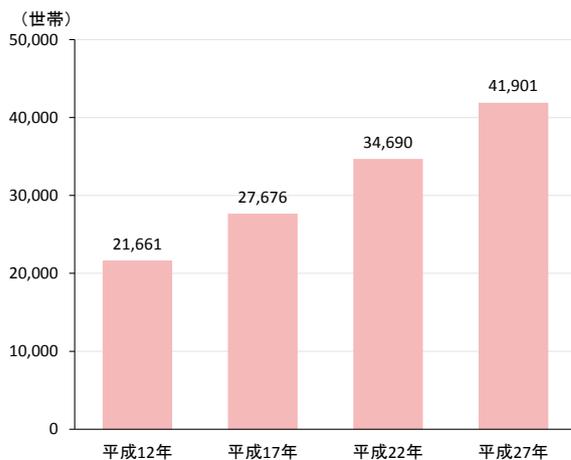
図表 2-1-5 要支援・要介護認定者数（65歳以上）の推移



介護を必要とする人が増え、認定率も上昇しています

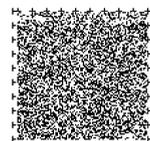
資料：東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告」各年度版（各年度9月末現在）

図表 2-1-6 65歳以上単身世帯数



ひとり暮らしの高齢者が増えています

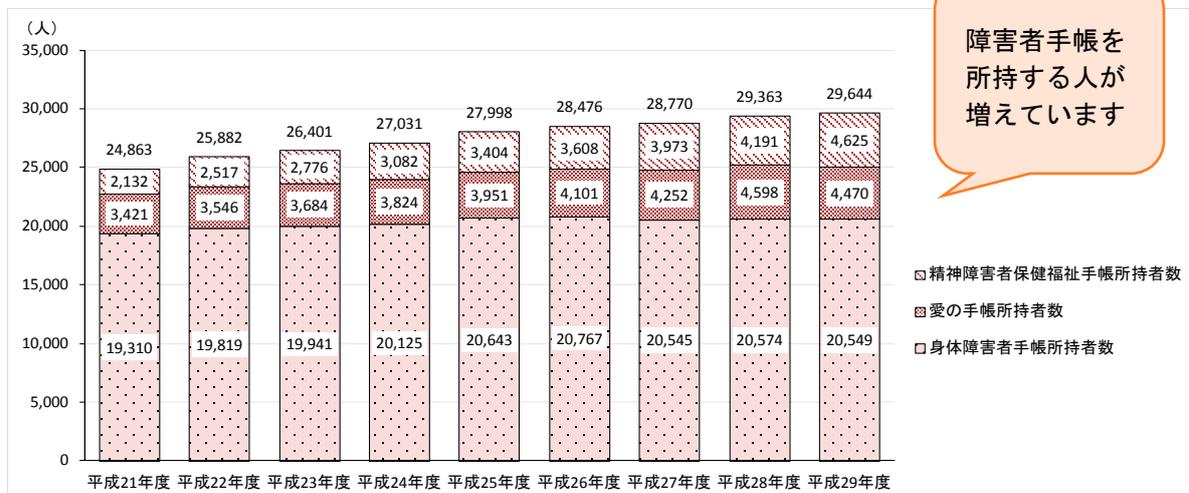
資料：総務省統計局「国勢調査結果」各年版（各年10月1日現在）



④障がい者の状況

- 障がい者について、障害者手帳所持者数からみると、身体障害者手帳所持者数が平成26年をピークにその後概ね横ばいとなっている一方で、愛の手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。
- 身体障害者手帳所持者について、等級別ではより重度の障がいである「1級」が最も多くなっており、また、近年「1級」の人数が増えています。
- 愛の手帳所持者では「4度」が最も多く、近年増えています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、近年「3級」が増えています。

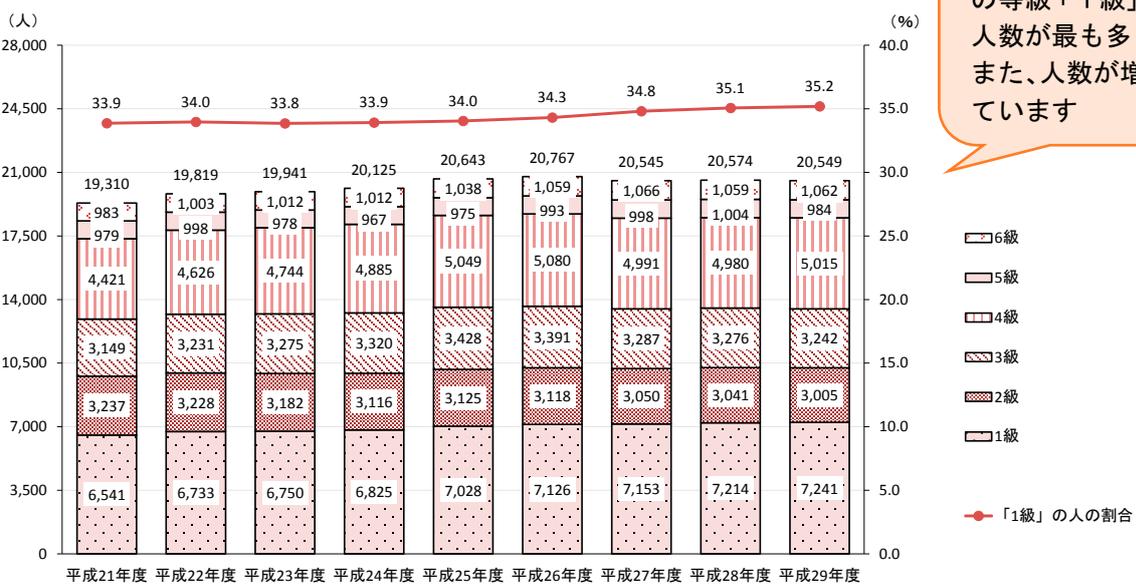
図表 2-1-7 障害者手帳所持者数の推移



障害者手帳を所持する人が増えています

資料：大田区調べ（各年度3月31日現在）

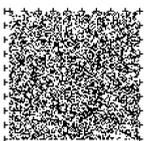
図表 2-1-8 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移



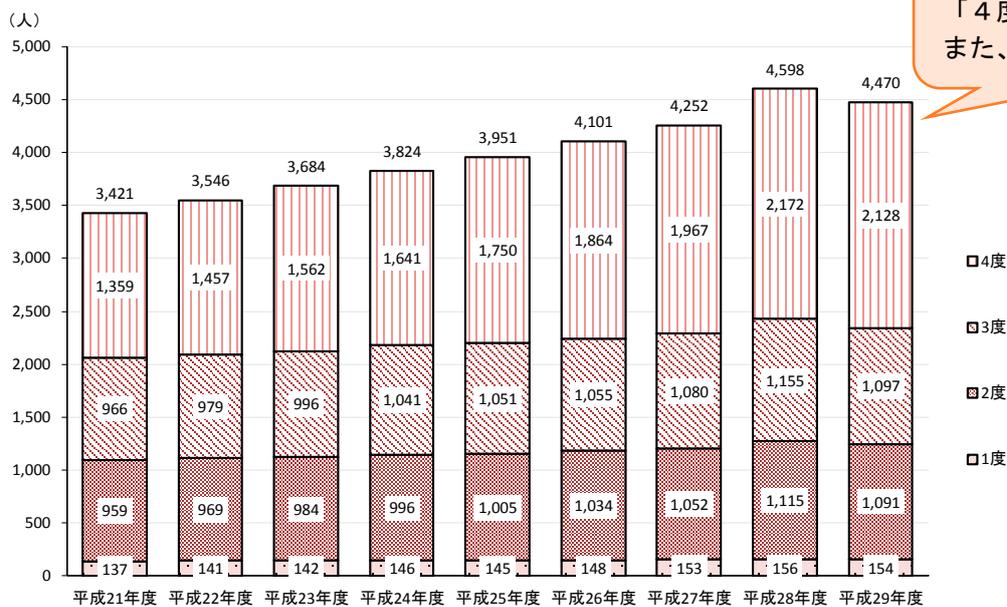
身体障害者手帳の等級「1級」の人数が最も多く、また、人数が増えています

資料：大田区調べ（各年度3月31日時点）

※「1級」が最も重度の障がい、図表中の割合は手帳保持者のうち「1級」に該当する人の割合を算出したもの。



図表 2-1-9 等級別の愛の手帳所持者数の推移

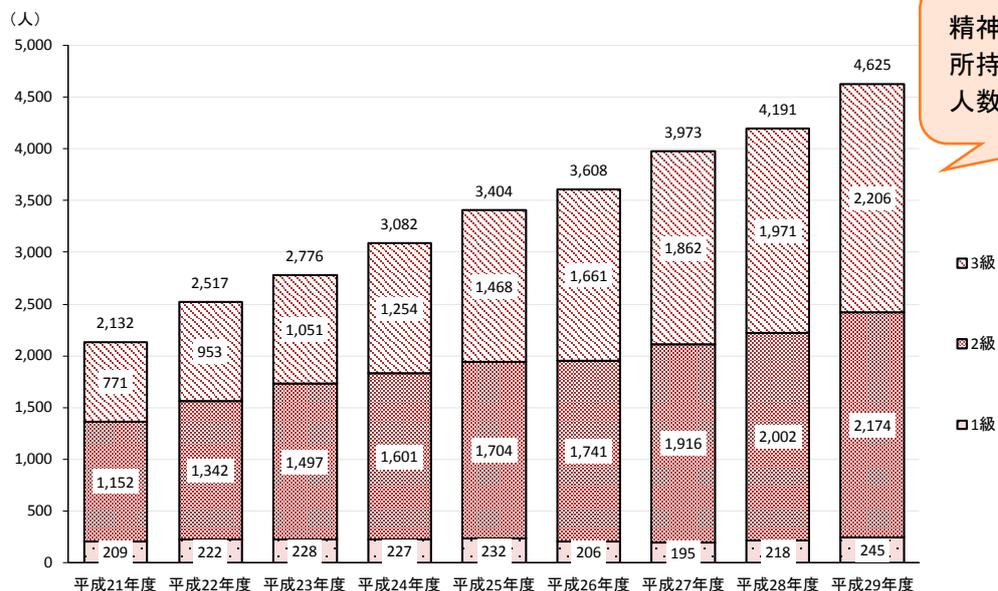


愛の手帳所持者は等級「4度」の人数が最も多く、また、人数が増えています

資料：大田区調べ（各年度3月31日時点）

※「1度」が最も重度の障がい。

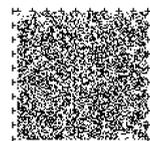
図表 2-1-10 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者は、近年「3級」の人数が増えています

資料：大田区調べ（各年度3月31日時点）

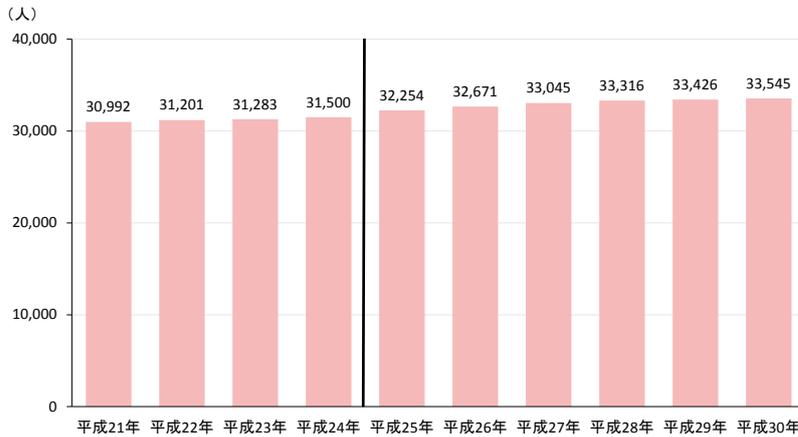
※「1級」が最も重度の障がい。



⑤子ども（未就学児）の状況

●未就学児（6歳未満の子ども）は年々増加しており、平成30年には33,545人となっています。

図表 2-1-11 未就学児の推移



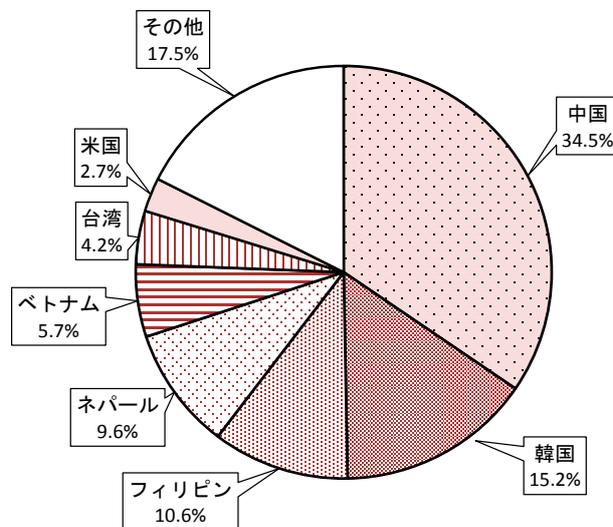
未就学児数が増えています

資料：大田区「年齢別人口報告資料（日本人+外国人）」各年月版（各年1月1日現在）
 ※平成24年以前は外国人を含まない。

⑥外国人の状況

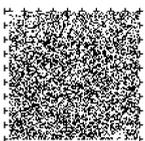
●区には多様な国籍・地域の外国人が生活しています。国籍・地域別内訳として、中国が最も多く、次いで韓国、フィリピン、ネパールと続いています。

図表 2-1-12 外国人人口の国籍・地域別内訳



多様な国籍・地域の外国人が暮らしています

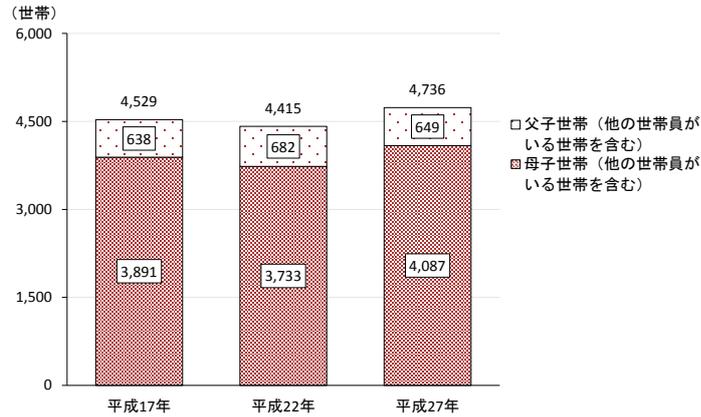
資料：東京都「外国人人口」（平成30年1月1日現在）
 ※外国人人口全体に占める割合が2%以下の国籍・地域については、すべて「その他」として集計。



⑦ひとり親世帯の状況

●ひとり親世帯について、平成 27 年は 4,736 世帯となっており、平成 17 年・平成 22 年に比べて増えています。

図表 2-1-13 ひとり親世帯数の推移



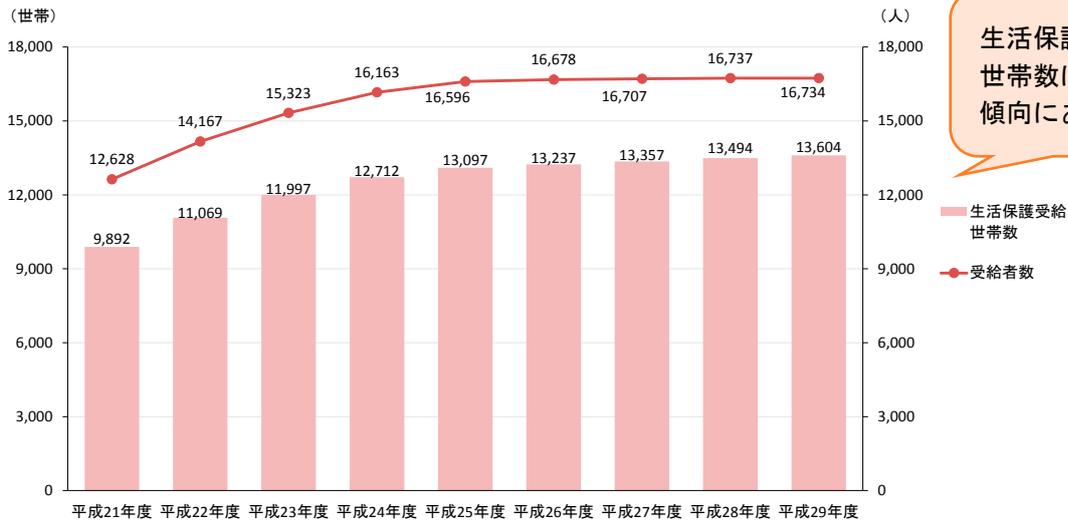
ひとり親世帯が増えています

資料：総務省統計局「国勢調査結果」各年版（各年 10 月 1 日現在）

⑧生活保護受給世帯の状況

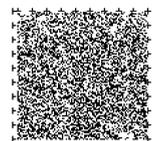
●生活保護受給世帯数は平成 25 年度から微増傾向にあります。

図表 2-1-14 生活保護受給世帯数・受給者数の推移



生活保護受給世帯数は微増傾向にあります

資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計 月報」（各年度 3 月時点）

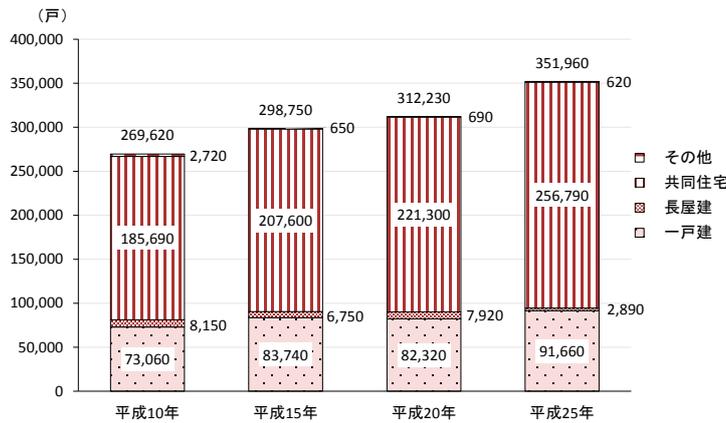


コミュニティの変化

①住宅形態

- 住宅数は増加傾向にあり、特に、マンションやアパートなどの「共同住宅」が増えています。
- アンケート調査の結果をみると、高齢者の居住形態についても、「一戸建ての持ち家」の割合が低くなり、マンションやアパートとの回答割合が高くなっています。

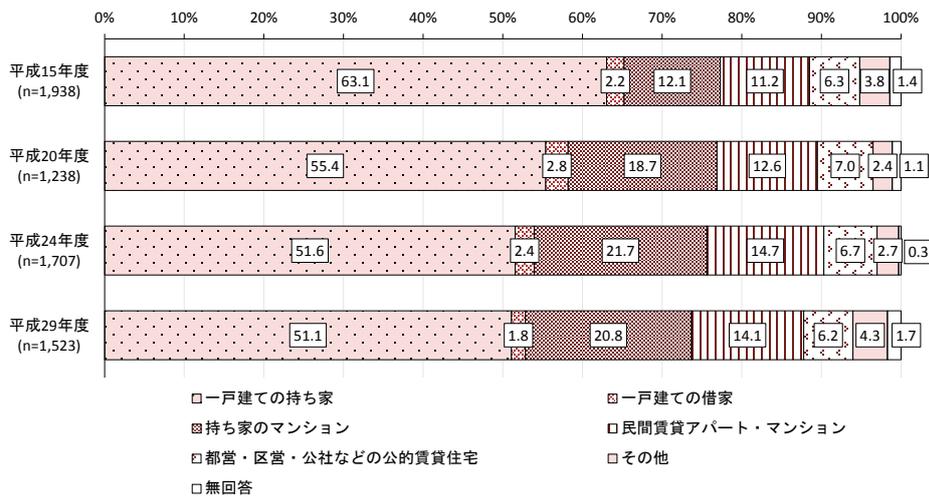
図表 2-2-1 住宅の建て方別住宅数の推移



特にマンション、
アパート等の
共同住宅が
増えています

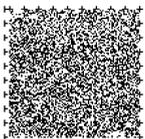
資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査結果」各年版（各年10月1日現在）
※「その他」には、工場や事務所の一部が住宅となっているものを含む。

図表 2-2-2 高齢者の住宅形態



高齢者の中でも、
マンションや
アパートに住む
人の割合が高く
なっています

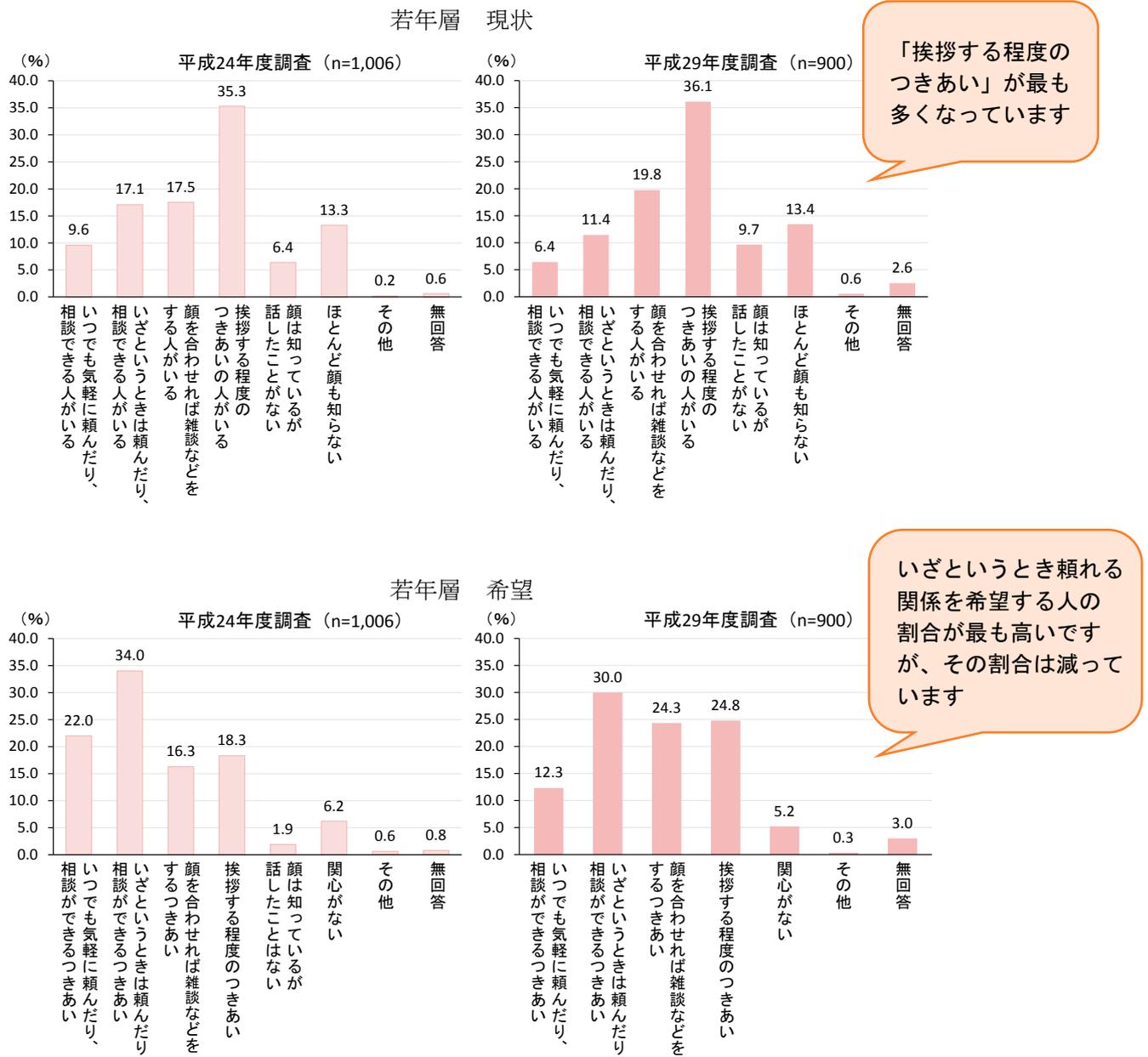
資料：大田区地域福祉計画実態調査（平成15年度・平成20年度・平成24年度・平成29年度）
※平成15年度結果、平成20年度結果、平成24年度結果については60歳以上が調査対象。平成29年度結果については65歳以上が調査対象。
※「その他」には、「高齢者専用住宅（シルバーピア・高齢者アパート等）」や「特別養護老人ホームなどの入所施設」を含む。



②近所づきあいの現状と希望

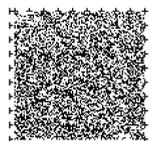
- 近所づきあいの現状について、若年層では「挨拶する程度のつきあいの人がいる」の割合が、高齢層では「顔を合わせれば雑談などをする人がいる」の割合が最も高くなっています。
- どのようなつきあいを希望するかという問いについて、若年層・高齢層ともに「いざというときは頼んだり相談したりできるつきあい」という回答割合が減り、「顔を合わせれば雑談などをするつきあい」「挨拶する程度のつきあい」との回答割合が高まっています。

図表 2-2-3 近所づきあいの現状と希望（若年層）

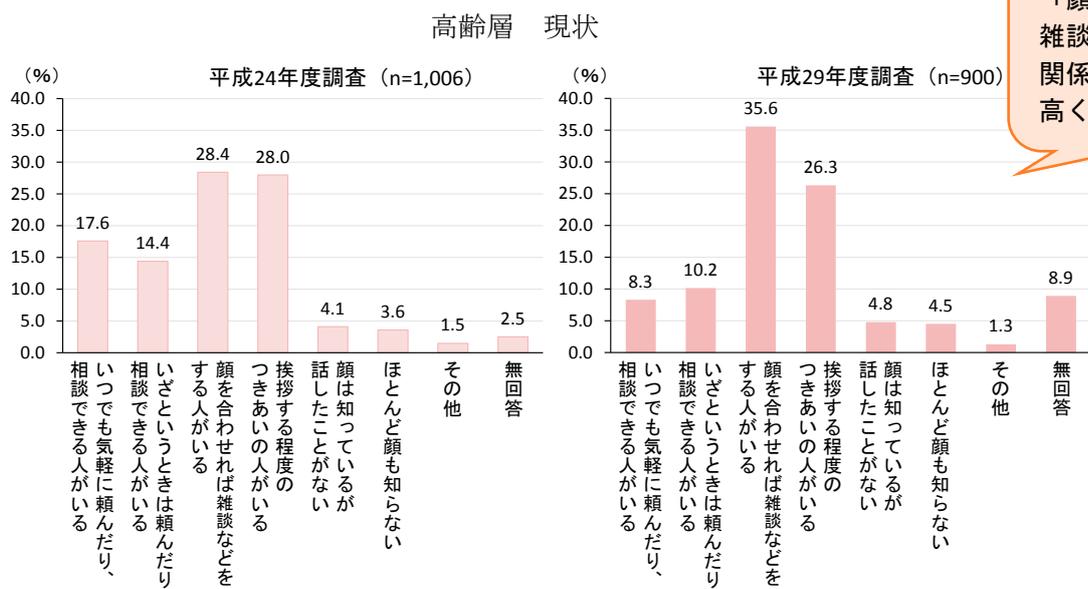


資料：大田区地域福祉計画実態調査（平成24年度・平成29年度）

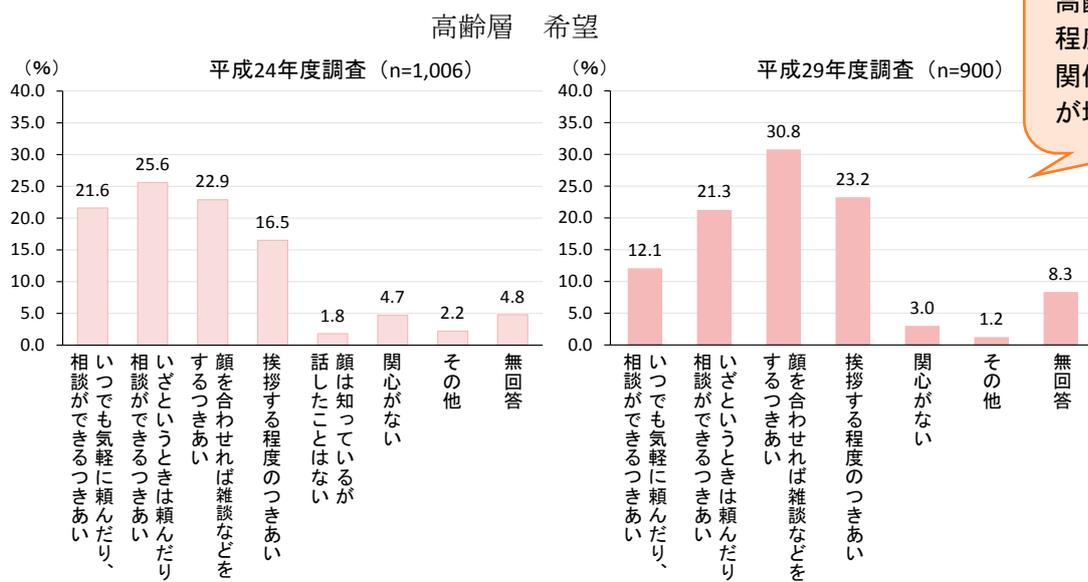
※平成24年度調査の若年層の対象は18歳～59歳、平成29年度調査の若年層の対象は18歳～64歳。



図表 2-2-4 近所づきあいの現状と希望（高齢層）

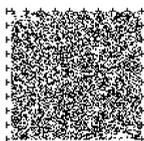


「顔を合わせれば雑談などをする」関係の割合が最も高くなっています



高齢層でも、ある程度の距離感での関係を希望する人が増えています

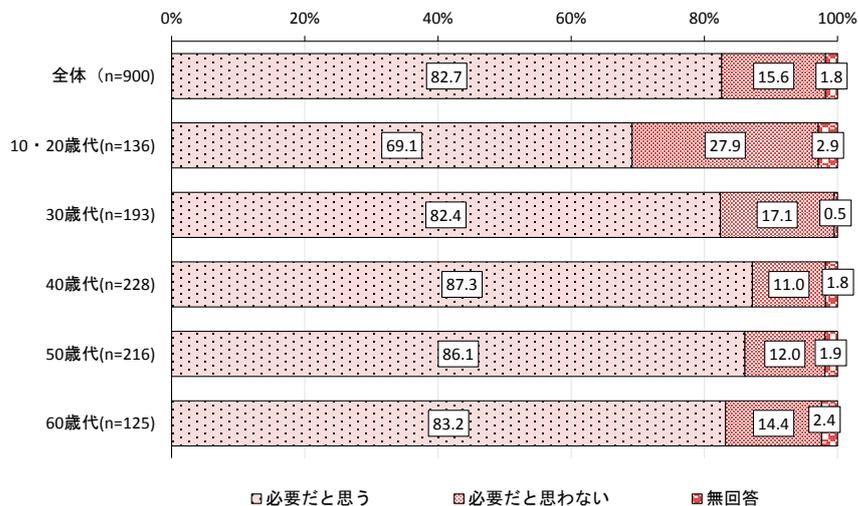
資料：大田区地域福祉計画実態調査（平成 24 年度・平成 29 年度）
 ※平成 24 年度調査の高齢層の対象は 60 歳以上、平成 29 年度調査の高齢層の対象は 65 歳以上。



③地域における助けあい

●地域の助けあいが必要だと思うかについて、全体として「必要だと思う」の回答割合は8割以上となっていますが、10・20歳代の層では比較的回答割合が低くなっています。

図表 2-2-5 地域の助けあいについての認識



全体の80%以上の人が「必要」だと感じています

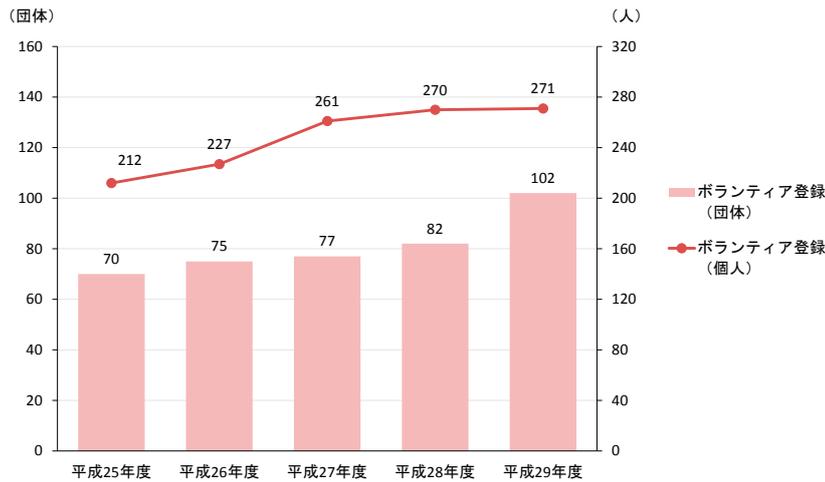
資料：大田区地域福祉計画実態調査（平成29年度）



④ボランティア、地域活動団体等*

- 大田区社会福祉協議会のボランティア登録数は、個人・団体いずれも増加傾向にあります。
- 大田区区民活動情報サイトに登録している団体の数は、平成30年8月1日時点で641団体であり、平成25年8月1日時点よりも増えています。すべての活動分野において登録団体数が増えており、特に「こども・若者」や「学ぶ」「福祉」で多くなっています。

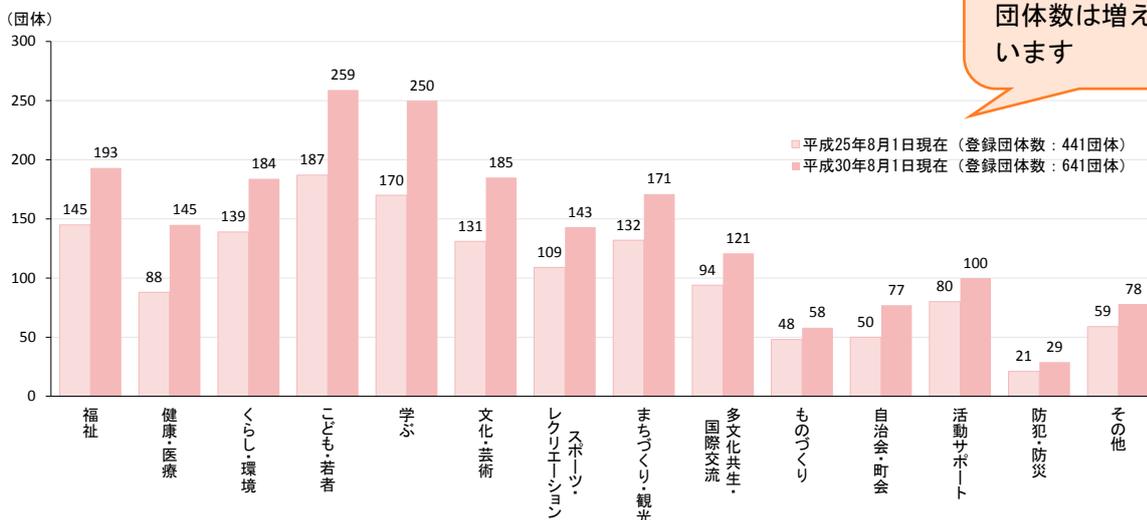
図表 2-2-6 大田区社会福祉協議会のボランティア登録数



個人・団体ともに増加傾向となっています

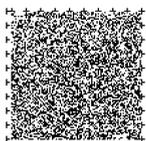
資料：大田区社会福祉協議会「平成29年度事業報告」

図表 2-2-7 大田区区民活動情報サイトの登録団体数



大田区区民活動情報サイトの登録団体数は増えています

資料：大田区調べ（平成25年8月1日時点、平成30年8月1日時点）
 ※複数の活動分野で活動している団体は活動分野ごとにカウントしている。
 ※活動分野は団体ごとの自己申告に基づいている。



* このほか、主たる事務所の所在地が大田区であるNPO法人（特定非営利活動法人）の数についても、平成30年4月時点で287法人となっており、平成25年時点（7月17日時点、248法人）よりも増えている。

3 現状から見えた課題

本章で述べた区のこれまでの取組みや、地域の現況を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 地域包括ケアシステムの普遍化の必要性

これまで、医療・介護などの制度は、高齢者は介護サービス、障がい者は障害福祉サービス、子どもは子育て支援など、相談窓口やサービスをそれぞれ専門の相談機関において対応してきました。

すべての区民が住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近な地域で暮らしを支える医療・介護・福祉などのサービスや支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」が、高齢者だけではなく、障がいのある方、子育て家庭など多世代多分野を対象として、普遍化する重要性が増しています。

(2) 複合的な課題への対応の必要性

少子高齢化や核家族化などの影響により、介護と育児に同時に直面するダブルケアや、障がいのある子と要介護の親など、世帯が抱える課題は複合化・複雑化しています。

相談者一人の課題だけではなく、その世帯を包括的に捉える相談の仕組みや、サービスに適切につなげていく体制の整備が必要です。

(3) 地域活動を担う人材確保・育成の必要性

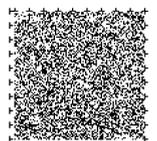
地域活動を担う人材である自治会・町会や民生委員児童委員は、高齢化や固定化などの課題を抱え、地域コミュニティの活性化に影響が及んでいます。

地域活動を担う人材の次世代の担い手を発掘・育成するため、これまで地域活動への参加が少なかった世代への働きかけや民間活力を利用した取組みの必要性が増しています。

(4) 専門職の確保・育成の必要性

一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かい福祉サービスの提供が求められる一方、介護や福祉の専門職は、確保が難しい状況が続いています。

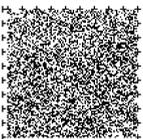
継続的な採用促進活動や事業者・法人などの枠を超えた定着支援、また、福祉サービスの相互利用を図るなど、多面的な対策の必要性が増しています。



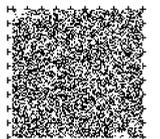
(5) 地域からの孤立を生まない地域づくりの必要性

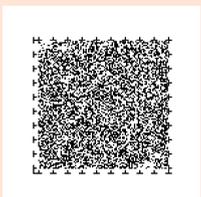
これまで、生活に身近な課題は、家族や近所づきあいなどのごく身近な関係性の中で解決されたり、自治会・町会、民生委員児童委員などの地域の支え手により、適切にサービスにつなげられていました。

超高齢社会の到来や都市化を背景としたコミュニケーションの低下により、身近な地域で孤立が生じた結果、生活困窮など、問題が深刻化するケースが発生しており、支えあいの地域づくりの必要性が増しています。



第3章 計画の基本的な考え方





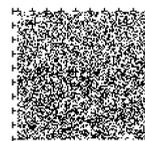
1 基本理念

ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち

わが国においては、「地域共生社会の実現」に向けて、地域における誰もが、「他人事」ではなく「我が事」として支えあいの関係性に加わり、「縦割り」ではなく「丸ごと」の包括的・総合的な仕組みを整備していくという考え方が示されています。これは、これまで区が取り組んできた「地域力」に基づく地域福祉推進の考え方を具現化したものといえます。

そこで、本計画における基本理念は、前計画（平成 26 年度～平成 30 年度）から引き続き、「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」とします。

この理念は、大田区に暮らす人々が、平時はもとより災害時においても、地域社会の一員として、安心して、その人らしく、充実した生活が送れるように、また、区民、地域活動団体、社会福祉法人、区内事業者、区が協力し、地域力を発揮して地域の生活や福祉の課題を解決するようにと設定したものです。



2 基本理念を実現するために

本計画に掲げる基本理念「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」を実現するために、区はまず、地域生活課題を抱える区民一人ひとりの支援を確実にを行います。支援に当たっては、庁内連携をはじめ、地域のさまざまな主体の力「地域力」を結集することにより、個別支援を通じた地域の生活基盤づくりにつなげます。

個別支援を通じて培われた、地域の中で支えあう意識や地域の主体的な活動を発展させるため、支援と共生の地域づくりを支えます。

本書 35 ページに示すとおり、基本理念を実現するための「大田区版『地域共生社会の実現』へのイメージ」を作成しました。区、社会福祉協議会、地域がそれぞれの役割を果たすことで包括的支援体制の構築をめざします。

==== 複合課題に取り組む個別支援 =====

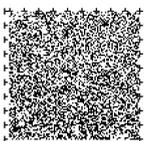
区は、区民一人ひとりの課題に応じたきめ細かい支援を実現するため、支援を必要とする人やその世帯が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関の機能を最大限活用しつつ、包括的に支援するための連携体制を構築する必要があります。

高齢・障がい・子ども・経済的困窮などの分野別に整備された相談支援機関は、相談者一人ひとりの声を丁寧に聞き取り、課題を整理しています。支援内容を検討するに当たっては、相談内容に応じて公的サービス、社会福祉協議会の事業、地域による活動など、あらゆる資源を組み合わせ、支援できるよう、多様な主体が連携した個別支援の体制を整備します。

さらに、複合的な課題を抱えたケースに当たっては、関係する複数の相談支援機関が連携して、適切な支援が実施されるよう、チームでの取組みを進めます。

要支援家庭等対策委員会をはじめとする区の検討組織は、前述の相談支援機関により展開されている相談支援を活用し、複合課題に対応するための環境整備を行います。

具体的には、各相談支援機関が連携した事例のPDCA*を実施・蓄積することにより、個別の課題を普遍化させた連携の仕組みや、連携に支障のある手続き等の簡素化を検討します。



* PDCA…Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する手法。

==== 支援と共生の地域づくり =====

— 地域では —

地域生活課題が複雑・多様化する中で、区民は地域の個々の課題に気づき、つなげることが大切となります。地域でのつながりは、一人ひとりのライフステージに応じた機会を活用し、「いきがい」や「役割」を見出すことにより育まれます。

<支えあい>

例えば電球の交換や、買い物への同行などが考えられます。顔の見える関係を、お隣同士からご近所、地域へと広げていき、小さな悩みでも気軽に相談しやすい環境をつくっていきましょう。

<気づき・見守り・つなぐ>

地域住民等（本書 4 ページ参照）は、日々の見守り活動やサービス利用者からの相談を通じて、課題を抱えた方や世帯を発見し、地域生活課題を把握したときは、適切な支援を行うための「つなぎ役」を務めることが求められます。

<地域づくり>

地域ごとに行われている取組みを、地域を知る入口として活用しましょう。ポールウォーク*やまち歩き、地図づくりなどを通じて、地域の強みや課題を共有することが、地域の未来を一緒に考える土台になります。

<社会貢献活動>

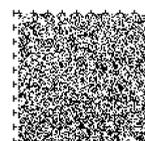
社会福祉法人や区内事業者、民間企業には、本来業務によって蓄積されている知識や技能、資源を活用した公益的な活動が求められます。所有する施設の無償提供や、イベントの共催、就労訓練の場の提供など、地域のニーズに合わせて幅広く対応していくことが、その地域の強みになります。

— 地域福祉を推進するコーディネーター —

地域福祉を推進するコーディネーターは、個々の生活課題や地域の課題と、公的サービスや支援機関、社会福祉協議会の事業、地域資源とを結びつけていく重要な役割を果たします。

具体的には、個々のケースにかかわること、地域共通の課題として考えるべきこと、コミュニティを活性化する地域づくりにかかわることなど、広範囲にわたります。そのため、区、社会福祉協議会、地域包括支援センターが持っている力を合わせて、その機能を整備します（本書 71 ページ参照）。

* ポールウォーク…2本のポールを使ったウォーキングを行うことで、下半身の筋力が向上し、姿勢や歩幅が改善され、転倒防止に大きな効果がある。



— 社会福祉協議会では —

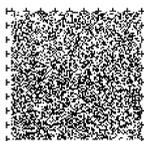
社会福祉協議会は、地域のお困りごとや制度の狭間にある個別の課題の解決に向け、地域福祉を推進する中核として、支えあいの地域づくりを進めることが求められています。

具体的には、新たな社会資源を創出したり、地域活動の横のつながりをコーディネートするネットワーク構築の役割を担います。

また、個別支援においては、おおた成年後見センターが権利擁護を視野に入れた相談を受け、区の相談支援機関とともに、複雑化した課題の整理やきめ細かい支援をするため、協力体制を構築します（本書 8 ページ参照）。

=== 区と社会福祉協議会の連携 =====

区と社会福祉協議会は、各々の役割を確実に果たすとともに、区民、地域活動団体、事業者等、地域福祉を推進する多様な主体を支え、牽引し、「地域共生社会の実現」という同じ目的のもと、連携・協働する車の両輪として一体的に取り組みます。



大田区版「地域共生社会の実現」へのイメージ ～包括的支援体制の構築に向けて～

一人ひとりの困りごとを解決する個別支援と、地域の支えあいや地域の主体的な活動の発展は、どちらも地域を形づくる大切な要素です。
本計画は、「複合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」の2つを取組みの柱とし、大田区版の「地域共生社会の実現」をめざします。

自分のこと、家族のことで困りごとがあったら、まずは相談しましょう。
また、身近な人の困りごと気づいたら、ご存じの相談窓口積極的につながりましょう。



課題を把握・整理



サービス提供
伴走支援 開始



困りごとが解決し、安心して生活できるようになったら、地域に目を向けてみてください。自分に合った活動があったら、ぜひ参加してみましょう。
また、引き続き、地域で見守る体制も大切です。



丁寧な聞き取り

区の支援、社会福祉協議会の支援、民間サービス、地域資源を総動員して支援計画を作成



そのために！

複合課題に取り組む個別支援

対象者ごと・分野ごとに整備された相談支援機関は、相談者一人ひとりの声を丁寧に聞き取り、課題を整理します。
複合課題には、関係する複数の相談支援機関が連携して、チームで対応します。

- 地域包括支援センター
- 生活再建・就労サポートセンターJOBOTA
- 障がい者総合サポートセンター
- 在宅医療相談窓口
- 配偶者暴力相談支援センター
- 子ども家庭支援センター
- 教育センター
- おおた成年後見センター
- 民間相談支援事業者など

複合課題には
チームで対応

見守り

循環

つなぐ

そのために！

支援と共生の地域づくり

支えあい

「お互いさま」の精神で！



例えば、電球の交換や、買い物への同行などが考えられます。
顔の見える関係を、お隣同士からご近所、地域へと広げていき、小さな悩みでも気軽に相談しやすい環境をつくっていきましょう。

気づき・見守り・つなぐ

ほんの少し勇気を出そう！



日々の見守り活動の中で課題を抱える方に出会ったり、サービス提供を通じて自分では解決できない課題を見つけたら、身近な相談窓口につなぐことが大切です。

地域づくり

あなたの一歩から始まる！

地域ごとに行われている取組みを、地域を知る入口として活用しましょう。
ボールウォークやまち歩き、地図づくりなどを通じて、地域の強みや課題を共有することが、地域の未来を一緒に考えることにつながります。



社会貢献活動

地域密着で愛されよう！



社会福祉法人や区内事業者、民間企業には、本来業務によって蓄積されている知識や技能、資源を活用した公益的な活動が求められます。
例えば、所有する施設の無償提供や、イベントの共催、就労訓練の場の提供など、幅広い活躍が期待されます。

地域福祉を推進するコーディネーター

(区の地域福祉課地域包括ケア推進担当、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター、地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター、地域ささえあい強化推進員)

地域福祉を推進するコーディネーターは、個々の生活課題や地域の課題と、公的サービスや支援機関、社会福祉協議会の事業、地域資源などを結びつけていく重要な役割を果たします。

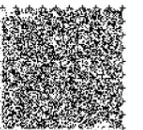
要支援家庭等対策委員会など区の検討組織は、相談支援機関と連携し、複合課題に対応するための環境整備を行います。
具体的な事例のPDCAを実施・蓄積することにより、個別の課題を普遍化させた連携の仕組みや、連携に支障のある手続き等の簡素化を検討します。

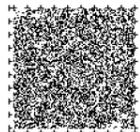
連携

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的存在として、社会資源の発掘、新たな資源の創出、地域活動の横のつながりをコーディネートするネットワーク構築の役割を担います。

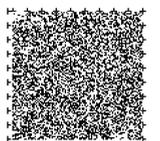
大田区

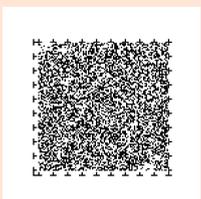
大田区社会福祉協議会





第4章 計画の内容





「計画の内容」のページの見方

■ 基本目標
本計画の理念を実現するために定めた3つの基本目標について、それぞれ考え方を示しています。

■ 施策目標
基本目標を達成するための施策に関する目標を定めたものです。

■ 現状と課題
基本目標の内容に関連するアンケート結果や統計情報等を示し、現状と課題を整理しています。

■ 自由記述意見から
基本目標の内容に関連する区民の方からの意見を、計画策定に当たって実施した調査結果の中から紹介しています。

■ 5年後の姿
施策を推進することで5年後に実現したい地域の姿を示しています。

■ 取組みの方向性
5年後の姿を踏まえ、今後推進する取組みについての方向性や考え方を示しています。

■ 区の主要な取組み例
取組みの方向性に関連して、区が現在実施している取組みの主要な例を示しています。

■ 社会福祉協議会の役割
各施策目標の実現・達成に向けて、社会福祉協議会に今後期待される役割を示しています。

基本目標1 つながりが生まれる地域をめざします

地域福祉活動に参加したいと思ったときの出番づくりや、参加したいと思わせるきっかけづくりを推進します。また、身近な地域で区民の皆さんが主体となって交流や地域福祉活動ができるような拠点づくりを進めるとともに、誰にとっても参加しやすい活動が広がるよう環境を整えます。

施策目標1-1 「最初の一步」のためのきっかけづくりを支援します

施策目標1-2 活動を支える「集える場」づくりを支援します

施策目標1-3 誰もが参加できる環境を広げます

==== 現状と課題 =====

◇大田区の人口は増え続けています
.....

◇大田区地域福祉計画実態調査の自由記述意見から
計画策定に当たって実施した調査からは、以下のようなご意見もいただきました（原文のまま掲載）。
<.....> → 施策目標1-1
●.....

施策目標1-1 「最初の一步」のためのきっかけづくりを支援します

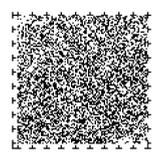
5年後の姿
地域福祉活動を始めたいとき、地域に力がかかる第一歩を踏み出したいときのきっかけ・出番が多彩であり、地域福祉活動の裾野が広がっています。

1-1-1 取組みの方向性
地域福祉活動に関心を持った区民が活動の「最初の一步」を踏み出せるよう、ボランティア等に関する講座や体験の機会を充実させます。

区の主要な取組み例

区の取組み例	概要	所管課
.....
.....

【社会福祉協議会の役割】



区の地域福祉推進の全体像

基本理念

基本目標

施策目標

ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち

基本目標1
つながりが
生まれる地域を
めざします

1-1 「最初の一步」のためのきっかけ
づくりを支援します

1-2 活動を支える「集える場」づくり
を支援します

1-3 誰もが参加できる環境を広げます

基本目標2
つながりが
機能する地域を
めざします

2-1 包括的に受けとめる体制を
強化します

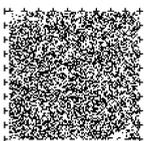
2-2 連携・協働し、地域の支えあいを
育みます

2-3 つながりを生み出し、コーディネ
ーターする人材育成を推進します

基本目標3
安心して
生活できる地域を
支えます

3-1 安心できる福祉サービスの提供
をめざします

3-2 誰もが優しくなれる風土を
醸成します



区の実践事例

- 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー講座
- 地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動、大田区介護予防・日常生活支援総合事業、ファミリー・サポートおおた、養育支援家庭訪問事業（ゆりかご）
- 区民活動情報サイト「オーちゃんネット」、おおた地域力発見ガイド、区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた）、NPO・区民活動フォーラム、おおた生涯現役応援サイト

- 区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた）、空家等地域貢献活用事業
- 地域力応援基金助成事業、シニアの居場所づくり事業

- 情報バリアフリー、移動を円滑にするユニバーサルデザインの推進

- 配偶者暴力相談支援センター、生活再建・就労サポートセンターJOBOTA、地域包括支援センター、障がい者総合サポートセンター、在宅医療相談窓口、子ども家庭支援センター総合相談、教育センター
- 要支援家庭等対策委員会、地域ケア会議、障がい者差別解消支援地域協議会、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会
- 居住支援協議会

- 地域とつくる支援の輪プロジェクト、地域支え合い推進事業、高齢者見守りネットワーク事業
- 保護司による見守り、地域力推進会議・地区委員会の充実、青少年対策地区委員会、民生委員児童委員による見守り、身体・知的障がい者相談員事業

- 民生委員児童委員への支援
- 区民活動コーディネーター養成講座
- 区福祉職採用への働きかけと人材育成、地域包括支援センターの質的向上

- 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査）、福祉サービス第三者評価、おおた福祉フェスの開催
- 災害時要配慮者対策
- 福祉避難所の体制整備

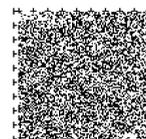
- 人権尊重の意識づくり、男女平等意識の向上、多文化共生の意識啓発、小中学校での福祉教育の推進、ひきこもり・生きづらさ茶話処

社会福祉協議会の役割

- ボランティア活動のマッチングと継続的な相談支援
- 地域活動団体の立ち上げ支援・伴走支援
- 地域活動団体のネットワーク化

- 地域の力を活用した個別支援の充実とアウトリーチ
- 地域福祉コーディネーター機能の強化
- 地域福祉に携わる人材の確保、定着、育成の側面支援

- 大田区社会福祉法人協議会の活動の推進
- 災害時の援助機能の充実
- 福祉教育活動の支援



基本目標 1 つながりが生まれる地域をめざします

地域福祉活動に参加したいと思ったときの出番づくりや、参加したいと思わせるきっかけづくりを推進します。また、身近な地域で区民の皆さんが主体となって交流や地域福祉活動ができるような拠点づくりを進めるとともに、誰にとっても参加しやすい活動が広がるよう環境を整えます。

施策目標 1-1 「最初の一步」のためのきっかけづくりを支援します

施策目標 1-2 活動を支える「集える場」づくりを支援します

施策目標 1-3 誰もが参加できる環境を広げます

==== 現状と課題 =====

◇大田区の人口は増え続けています

区の人口は増加を続けており、多様な属性の人々が生活しています。65歳以上の高齢者が増加し、高齢化率が上昇していることに加え、いわゆる「団塊ジュニア世代*」に当たる45歳前後の人が多くなっています。この世代は、今後の地域活動の中心を担っていくことが期待される層です。

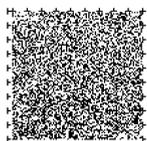
また、20歳代に大田区に移り住む人が多く、比較的若い人たちの流入による人口増加も見られ、今後も継続的な若年者の流入があると予想されます。

◇地域における団体等の活動は活発に行われています

区内の地域活動団体やボランティア数が増えていることから、活動を積極的に行う人が増えてきているものと考えられます。また、地域活動に前向きな思いがあっても仕事などにより時間的余裕がない人も見られます。

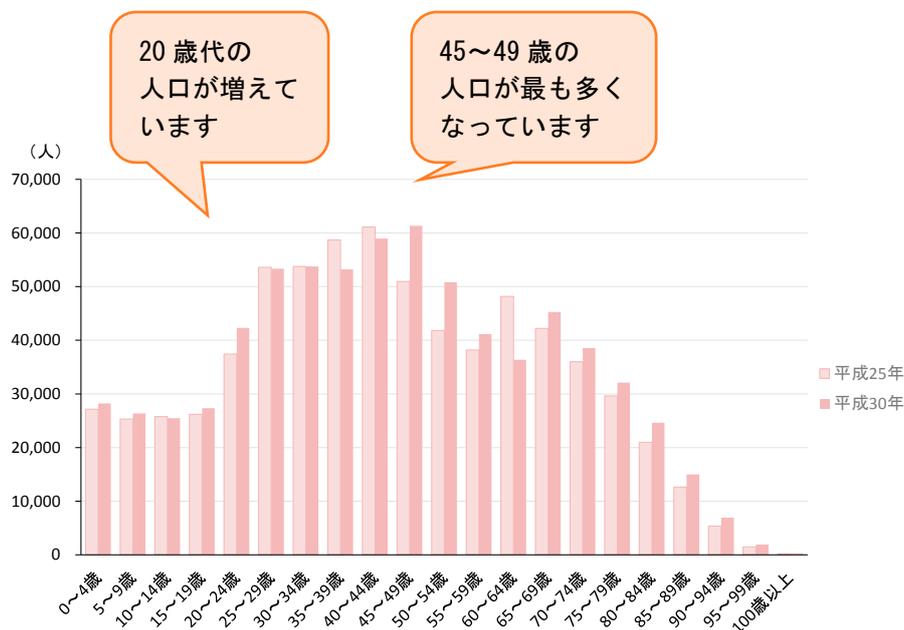
一方で、新しく地域に移り住んできたばかりだったり、ライフステージにおいて地域と接点を持つ機会がないために、地域のことをどこか「他人事」のように考えてしまいがちなのではないかと考えられます。

* 団塊ジュニア世代…第1次ベビーブームは1947（昭和22）年から1949（昭和24）年、第2次ベビーブームは1971（昭和46）年から1974（昭和49）年であり、第1次ベビーブーム世代は「団塊の世代」、第2次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」と呼ばれる。なお、ベビーブームとは、赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。



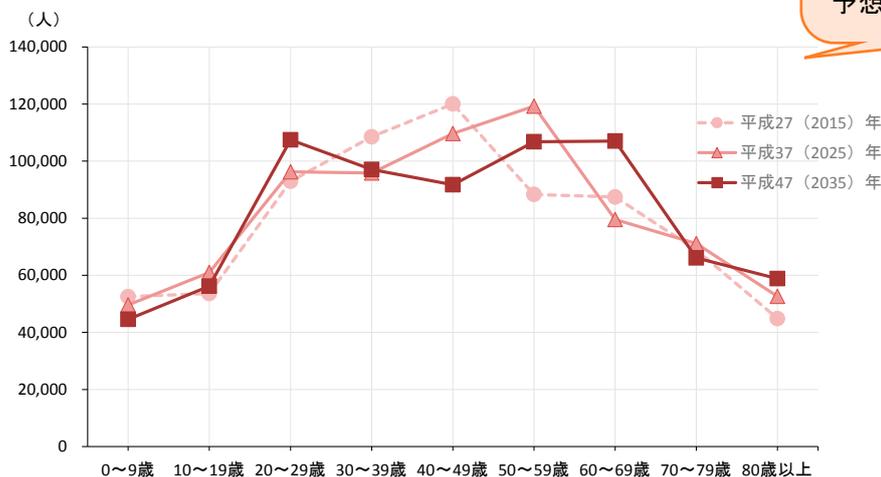
<人口の推移>

図表 4-1-1 年齢5歳階級別の人口



資料：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成25年1月、平成30年1月）

図表 4-1-2 今後の年齢10歳階級別の人口



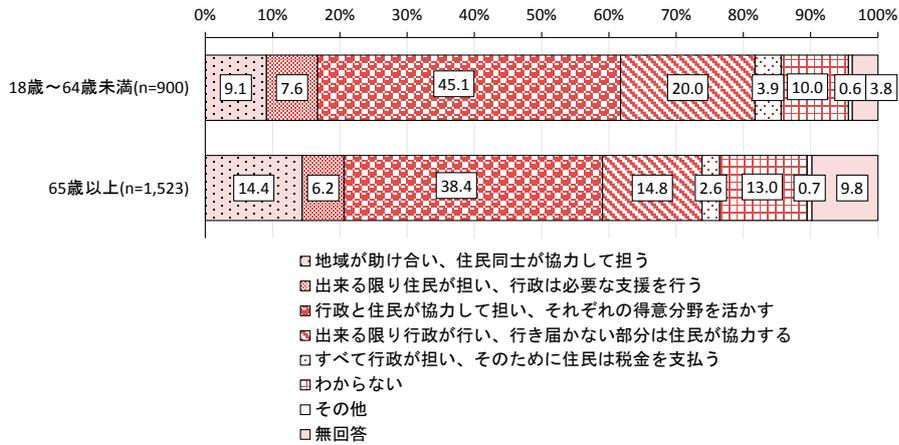
資料：大田区人口推計（平成30年6月）より作成

※平成27年の国勢調査の結果に基づき推計を行ったもので、平成37（2025）年・平成47（2035）年についてメインシナリオである東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32（2020）年までは、平成22年から平成27年までの趨勢と同様に人口が推移した後、段階的に転入者数が減少すると仮定した推計の結果を示したものの。



＜地域の課題に関する考え方＞

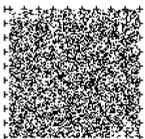
図表 4-1-3 課題解決に関する住民と行政の役割についての意見



地域での課題解決には行政と住民がそれぞれ得意分野を活かして協力していくことが重要と考えている人が多くなっています

資料：大田区地域福祉計画実態調査（平成 29 年度）

※「地域での課題を解決し、ともに支えあい安心して暮らせるまちを実現するために、住民と行政（区・東京都・国）はどのように役割分担すべきだと思いますか」という質問に対する回答。



◇大田区地域福祉計画実態調査の自由記述意見から

計画策定に当たって実施した調査からは、以下のようなご意見もいただきました（原文のまま掲載）。

<きっかけづくりに関するニーズ>

施策目標 1-1

- 地域での活動にもっと参加しやすい仕組みを作ってほしい。あまり堅苦しくなく、自然に入れるような会の運営の仕方などを考えてほしい。（民生委員児童委員調査）
- 気軽に参加できる行政の活動があるといいと思います。いろいろな立場の人がいると思うので、いろいろな人が参加できるとありがたいです。（地域福祉組織・団体調査）

<集える場や「活躍の出番」に関するニーズ>

施策目標 1-2

- 核家族化、人間関係の希薄化によって自分たちの住むまちにどんな人々が住んでいるのか全くわかりづらくなっている。住民の孤立によって悩んでいる人も多いと思われる。老若男女を問わず触れ合う場、交流の場があったらと思います。（民生委員児童委員調査）
- 75歳になりますが、大変元気で日常生活を過ごしております。少しでも社会参加の場があれば、さらに健康寿命も延びると思っています。働く場所（ボランティアで充分）と責務があると、適度なストレスを得て、諸々なこと（健康づくりや食事の面）を気にするようになる。（65歳以上区民調査）

<ユニバーサルデザイン等に関するニーズ>

施策目標 1-3

- 道路の段差、車いす移動のときの不便さ、介護をする者にとっても不便なまちです。主人の介護、自分自身も足の手術をして大変な思いをしたので、弱い者も安心して住めるまちにしてほしい。（18～64歳区民調査）
- どこか悪くなられた方も家に閉じこもることなく車いすでも自分で、あるいはどなたかに押しただきながら外に出られるよう、バリアフリー*の充実の必要性を感じます。（65歳以上区民調査）

* バリアフリー…障がい者、高齢者などが社会生活を営むうえで支障となる物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を取り除くこと。



施策目標1-1 「最初の一步」のためのきっかけづくりを支援します

5年後の姿

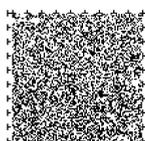
地域福祉活動を始めたいとき、地域にかかわる第一歩を踏み出したいときのきっかけ・出番が多彩であり、地域福祉活動の裾野が広がっています。

1-1-1 取組みの方向性

地域福祉活動に関心を持った区民が活動の「最初の一步」を踏み出せるよう、ボランティア等に関する講座や体験の機会を充実させます。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
地域におけるユニバーサルデザイン実践講座	障がい当事者や家族からの話や福祉体験を通して、接し方や介助方法を学び、障がい者などへの理解を深め、地域での支援の担い手やユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む人材を育てます。	福祉管理課
認知症サポーター養成講座	認知症高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、認知症を正しく理解し、見守る「認知症サポーター」の養成の充実を図ります。	高齢福祉課
ゲートキーパー講座	さまざまな要因からなる自殺の背景を学び、自殺の危険を示すサインに気づいて話を聴き、適切な支援につなげる役割を果たす「ゲートキーパー」を養成します。	健康医療政策課



1-1-2 取組みの方向性

区民がサービスの提供者として参加する事業の実施に当たって、地域福祉への理解を前提とした活動となるよう、研修などを通じてきめ細かくサポートします。また、サービスを利用する区民とのかかわりから、地域の支えあいが育まれるようなコーディネートを行います。

区の主要な取組み例

区の取組み例	概要	所管課
地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動	ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、関心のある区民に「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー（UDパートナー）」として事前に登録してもらい、道路・公園・建物や窓口サービスなどの点検活動を行います。	福祉管理課
大田区介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が自立した生活を送れるよう、地域における介護予防・生活支援の担い手の育成を行います。	高齢福祉課
ファミリー・サポートおおた	育児のお手伝いをしてほしい方（利用会員）と育児のお手伝いをしたい方（提供会員）を結ぶ育児支援ネットワークにより、会員相互の援助活動を支援します。	子ども家庭支援センター
養育支援家庭訪問事業（ゆりかご）	養育が適切に行われ児童虐待を未然に防止することを目的として、出生から4か月健診受診日までの乳児のいる支援を要する家庭に、研修を受けた地域の支援員が養育に関する支援・相談を行います。	子ども家庭支援センター

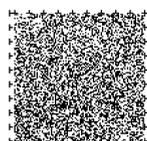


1-1-3 取組みの方向性

自分に合った活動を探しやすくするため、現在活動を行っている人たちの情報をより広く周知します。

区の主要な取組み例

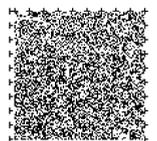
区の実施例	概要	所管課
区民活動情報サイト 「オーちゃんネット」	自治会・町会、事業者、NPOなど区民活動団体が発信する情報や区政情報など、地域の区民活動に関する有益な情報を集約し、活動目的や地域別など区民が簡易に情報が入手できるサイトを運営します。	地域力推進課
おおた地域力発見ガイド	地域活動を始めたい人やすでに地域活動に携わっている人にとって、地域活動全体を見渡せる資料となる冊子を発行します。	地域力推進課
区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた）	地域活動を始めるきっかけをつくるための相談や情報提供などを行います。	地域力推進課
NPO・区民活動フォーラム	区内で活動するNPOなどさまざまな区民活動団体の実践的な取組みを、区民活動団体の活動を紹介する実演及び展示、お楽しみショー、相談コーナー、模擬店などを通じて年1回発表します。地域で活動する楽しさややりがいをPRし、活動に向けた意識啓発を行います。	地域力推進課
おおた生涯現役応援サイト	高齢者が気軽に地域活動等に参加できるよう、活躍する機会や場の提供などの情報を発信します。	高齢福祉課



【社会福祉協議会の役割】 「最初の一步」のためのきっかけづくりを支援します

「自分の力を誰かのために役立てたい」と思ったら、まず、どこにどんなニーズがあるのか、自分に合った活動は何かを知ることが第一歩です。また、「相手との距離感が難しい」「個人情報取り扱いが分からない」など、活動をするうちに出てくる悩みごとを受けとめられるような窓口も必要です。

社会福祉協議会は、ボランティアの活動希望者と活動先とのマッチングや新たな活動先の開拓、継続的な相談支援を実施し、大田区の地域活動を総合的に支援する機関としての重要な役割が求められています。





あなたにぴったりの 「最初の一歩」を見つけませんか

一人ひとりの区民が気軽に始められる
地域福祉活動として、趣旨に賛同する
活動や取組みへの寄付なども
「最初の一歩」です。



OTAふれあいフェスタ

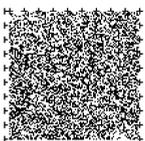


活動の担い手としてではなく、
地域の季節のお祭りや区のイベントに
参加することで、地域を「知ることから
始まる一歩」もあります。

仕事で得た知識やスキルを、
地域福祉活動に還元する「プロボノ*」は
とても「大きな一歩」です。



* プロボノ…社会人がもっているスキルや技術を生かして社会貢献するボランティア活動。



施策目標1-2 活動を支える「集える場」づくりを支援します

5年後の姿

活動する人と人がつながり、交流を深めたり、新たな活動を生み出すきっかけとなる拠点が充実しています。

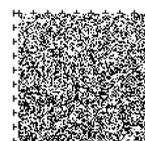
1-2-1 取組みの方向性

区民が気軽に集える場を設け、区民による区民のための活動が維持・発展するよう支援します。

地域活動のニーズに応える手段のひとつとして、空家を公益的活動に結びつける「空家等地域貢献活用事業」を推進します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた） ※再掲	福祉、環境、まちづくりなどの地域の社会的活動や公益性のある活動を行う団体に対して、情報の提供、相談及び助言を行うとともに、活動の場所を提供します。	地域力推進課
空家等地域貢献活用事業	良質な空家等の公益的な利用を目的に提供者と利用者とのマッチングを図ります。また、空家を公益目的で使用する際にかかる改修工事費用の一部を補助することで、空家利用者の負担を軽減します。	建築調整課



1-2-2 取組みの方向性

自治会・町会、NPOなどの地域活動団体や、これから活動を始めたい団体の自主的な活動を支援します。

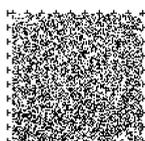
区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
地域力応援基金助成事業	区民や事業者からの寄付金を積立てた地域力応援基金を活用して、福祉、環境、まちづくりなどの分野で区民活動団体に取り組む公益性があり広く社会貢献につながる事業に助成し、活動を支援します。また、本事業を通じて、さらに地域における団体間の連携・協働が進むよう取り組みます。	地域力推進課
シニアの居場所づくり事業	高齢者が地域で生きがいを持って活動を担い、参加できる場を創出することによって、区民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、シニア（おおむね65歳以上の高齢者）を対象として運動等を行う自主的な通いの場を提供する団体に助成金を交付しています。	高齢福祉課

【社会福祉協議会の役割】 活動を支える「集える場」づくりを支援します

「イベントの告知をしたい」「講師を呼びたい」「こんな居場所をつくりたい」のように、活動から生まれるニーズに応えるためには、活動を始める際の立ち上げ支援と活動が軌道に乗るまでの伴走支援が必要です。

社会福祉協議会ではこれらの立ち上げ支援・伴走支援はもちろん、子ども食堂連絡会のような分野ごとのネットワーク化を進め、各団体のさらなる活動の幅を広げ、継続的に集える場としての機能を充実させていくことが期待されます。



施策目標 1-3 誰もが参加できる環境を広げます

5年後の姿

多様な人たちが活動の主体となれるよう、ユニバーサルデザイン^{*1}の視点から地域福祉活動の環境の整備が進んでいます。

1-3-1 取組みの方向性

ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、地域福祉活動に参加しやすい環境を整備します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
情報バリアフリー ^{*2}	外国人向けに、多言語相談窓口の設置や区施設への通訳派遣、行政情報の多言語化などの事業、やさしい日本語を活用して行政情報等を伝える取組みを行っています。(多文化共生推進センター (mics おおた)) また、障がい者総合サポートセンターには手話通訳者が常駐し、窓口対応や手話通訳者の派遣調整を行っています。その他、点字図書・録音図書の製作、閲覧、貸出、対面朗読、区が発行する刊行物の音訳作業も実施しています。(障がい者総合サポートセンター)	国際都市・多文化共生推進課 障がい者総合サポートセンター
移動を円滑にする ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、多くの人が集まる拠点を重点整備地区に指定し、基本構想を定め、重点的かつ一体的に移動等円滑化を推進していきます。	都市計画課

^{*1} ユニバーサルデザイン…年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人にとって快適に利用しやすいように設計されたもの。

^{*2} 情報バリアフリー…高齢者・障がい者などすべての人が情報通信の利便を享受できるよう、情報通信の利用面での格差が生じないようにすること。



【社会福祉協議会の役割】 誰もが参加できる環境を広げます

区は、公共施設や大勢の人が集まる場所を、多くの区民が利用しやすいよう、区民とともにユニバーサルデザイン合同点検などを行っています。しかし、放置自転車やみ出した看板のように、ささいなようで大きな障壁となるものが、まちの中には多く隠れています。

社会福祉協議会は、目立たずとも存在する地域の課題を区民や事業者、地域活動団体と協力して発見・解決し、より多くの方が地域活動に参加しやすい環境を広げていくような役割が期待されます。

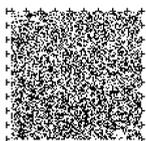
【 国際都市おおた協会（GOCA） 】

≡ 二 解説

誰もが地域福祉活動に参加できる環境を広げていくためには、外国人の方も安心して生活し、言葉や文化の違いなどの壁に阻まれることなく、地域の活動に参加できるような支援が必要です。

一般財団法人国際都市おおた協会（Global City Ota Cooperation Association：略称GOCA）は、区の多文化共生*、国際交流及び国際協力の活動支援や地域との連携・協働による国際人財の育成をめざし、平成29年12月に設立されました。

外国人のための多言語相談窓口の設置や通訳派遣、行政情報の多言語化、日本語学習やボランティア養成講座、災害時外国人支援の取組みなど、外国人区民も暮らしやすい多文化共生の地域づくりを実践しています。



* 多文化共生…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。



誰もが参加できる環境を広げるために 少しだけ勇気を出してみませんか

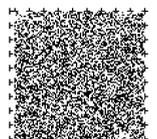
～ 例えばこんなこと ～

車いすの方が安全に乗り降りをするまで、エレベータの「開」ボタンを押して待つ



点字ブロックの上に
自転車を置かない

道に迷っている人を見かけたら、
「お困りですか?」「May I help you?」
などと声をかける





支援と共生のフロントランナー

Vol.1 人と人をつなげる地域の場



基本目標1「つながりが生まれる地域をめざします」では、区民主体による地域での活動が活性化するには、人と人がつながる場、お互いの顔が見える関係を築く場となる地域の拠点が必要であるとしています。ここでは、「こども食堂」発祥の地として知られる区内にある「居場所」を紹介します。



・・・ある月曜日「合唱練習」

この日は、合唱の練習が行われていました。この場の運営者であるKさんを通じて、近所の方々が定期的に来るようになりました。

当初、伴奏のピアニストが見つからずメンバーが困っていたところ、たまたまこども食堂の見学に来たことがきっかけとなって、ピアノを弾ける女性がメンバーに加わり、本格的に活動がスタートしました。

この日は、地域のコンサートでの発表を目前に控えた練習で「聖者の行進」「静かな湖畔」などを手拍子に合わせて歌いました。練習の合間には楽しいおしゃべりが絶えず、終始にぎやかな練習風景でした。コンサートには、日ごろこの場に来ている子どもたちも応援に駆けつけます。

本番を意識したパフォーマンス



・・・ある水曜日「三味線教室」

この日は、三味線教室が開催されました。この場で定期的に行われている寄席を聞きに来てい



先生のお手本に合わせて弦を弾く

た近所に住む三味線の先生を、Kさんが三味線を習いたい方に紹介し、生徒一人からスタートしました。そこから、寄席の出演者も習うようになり、教室という形で毎週行われるようになりました。

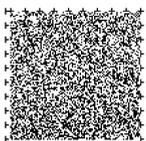
「黒田節」「東京音頭」などの耳慣れた民謡を歌いながら力強く弦をはじき、迫力ある演奏が繰り広げられ、先生は「こうして三味線を教えることができ、ここでのご縁・つながりがありがたい。生徒さんはのみこみが早くて涙が出るほどうれしい」と話していました。また、介護施設に勤務する生徒さんは、「今後先生と一緒に利用者の方々の前で演奏する機会を楽しみにしている」と笑顔で話してくれました。



・・・ある木曜日「こども食堂」

この日は、こども食堂の開始時間前から小学生の子どもたちが集まり、ケーキ作りに挑戦です。いつも大人に混じって運営を手伝っている制服姿の高校生たち（男子5名、女子1名）が、慣れた様子でエプロンと三角巾を身に付け、元気に小学生の子どもたちを迎えました。

ケーキづくりは、15名ほどの子どもたちが、一人ひとり自由な発想でクリームを塗ったり、お菓子やフルーツを飾ったり、学校生活のことなどをおしゃべりしながら、ワイワイガヤガヤと大いに盛り上がりました。その後の夕食のメニューは



カレーライスに白身魚のフライ、小松菜とほうれん草のナムル。みんなお腹いっぱいいただきました。参加した4年生の女子2人組は「毎週2人で来ていて木曜日が待ちどおしい。今日は、お母さんが仕事で遅くて、ここで夕ごはんが食べられるからお腹が空かなくていいよ」と話してくれました。

思い思いに自由な発想でケーキづくり



それぞれが自分の課題に取り組み

施しました。

さまざまな人とつながりながら、子どもたちが安心して成長できる環境を、たくさんの大人が関わりながらつくり、守っています。



この居場所では、今回紹介した活動以外にも、助産師による子育て相談や哲学講座など、地域の方が自分の得意なことを持ち寄り、さまざまな世代の方が集うつながりの場となっています。こうした場所から、さまざまな人と人とのつながりや新たな活動が生まれ、交流が深まることで、生きがいや地域への愛着が育まれていきます。

区内にはこのような場がほかにも多く存在し、地域からたくさんの情報が発信されています。区報の「区民のひろば」には、区内の地域活動団体などが行うサークルや講座の情報が掲載されています。また、自治会・町会からの回覧板では、さらに身近な場所で展開されているさまざまな活動の情報が手に入ります。

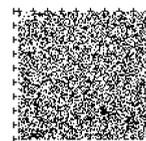
皆さんも、自分が活躍できる地域の居場所を見つけてみませんか。

・・・ある金曜日「学習支援」

この日は、地域の活動団体が運営する学習教室が行われていました。小学生から中学生までの11名の子どもたちが毎週この場に集まってきます。教室を主宰している方は、地域の学習支援を展開している知り合いから「面白い場所があるから」と紹介され、すぐにKさんと意気投合し、この場で教室を開くことになりました。子どもたちには、先生という立場ではなく、あくまで対等な、少し年長の大人として接しています。

この日は、Kさんからお菓子の提供があり、勉強道具を広げながらもぐもぐ、自然に笑顔が広がります。ありのままの子どもたちの姿を受けとめて、寄り添い、その子が大人になるためにどんな支援がいま必要かということが活動のテーマになっています。「子どもたちが自分らしくいられる」「つまずいたときにそばにいる」という教室のスタンスが子どもたちに受け入れられています。

今年の夏には、地域の商店街のお祭りにかき氷店を出店し、自治会・町会長へのあいさつにはじまり、いろいろなやりとりを子どもたちが中心になって実



基本目標2 つながりが機能する地域をめざします

相談者本人のみならず、その世帯を丸ごと受けとめ、課題やニーズを的確に捉えた支援を行うための庁内体制を強化します。また、見守り、支えあいを通じた課題の早期発見を地域が主体的に担うことで、区と地域の連携・協働による支援の輪を広げるとともに、そのために必要な人材の育成を推進します。

施策目標2-1 包括的に受けとめる体制を強化します

施策目標2-2 連携・協働し、地域の支えあいを育みます

施策目標2-3 つながりを生み出し、コーディネートする人材育成を推進します

==== 現状と課題 =====

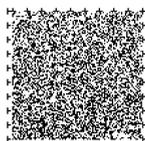
◇相談当事者の課題を包括的に捉える相談体制が求められています

高齢、障がい、子ども、経済的困窮など、それぞれの分野では相談を受ける窓口があり、分野内での包括的な支援の体制は確立しつつあります。しかし、相談当事者の世帯全体に目を向け、複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備には、まだ課題があります。

また、サービスの対象とならなかつたり、分野間で同様のサービスが引き継げない、適用するサービスが制度化されていないなど、いわゆる「制度の狭間」に陥ったケースの対応にも明確な役割分担がされていない現状があります。

◇サービスに適切につなぐコーディネート機能が求められています

公的支援の内容や地域での取組みが充実している一方で、それらが十分に周知されていない現状があります。これまでの各種広報による周知活動に加え、さまざまなサービスや取組みを熟知し、人と人、人と資源を結びつけるネットワークのつなぎ手となるような人材が求められています。



◇福祉サービスの需要に応える人材不足が深刻な状況となっています

福祉サービスに従事する専門職には、利用者一人ひとりの視点に立った福祉サービスの提供が求められますが、人材の確保及び定着と、さまざまな知識やスキルを身につけるための育成が課題となっています。また、地域福祉活動の担い手にも固定化や高齢化の傾向が見られ、新たな人材の確保・育成と団体同士の連携が求められています。

<相談ニーズ>

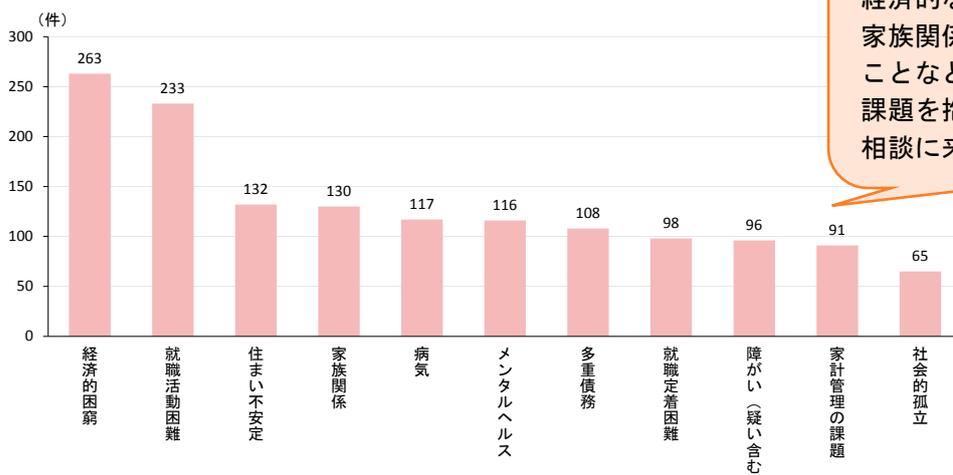
図表 4-2-1 大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTAにおける
新規相談受付件数



JOBOTAでの新規相談
受付件数は年々増加
しています

資料：大田区調べ

図表 4-2-2 大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTAでの
アセスメント*時に把握された課題

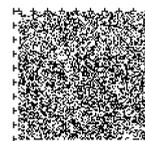


経済的な困窮だけでなく、
家族関係や健康に関する
ことなど、さまざまな
課題を抱えている方が
相談に来ています

資料：大田区調べ

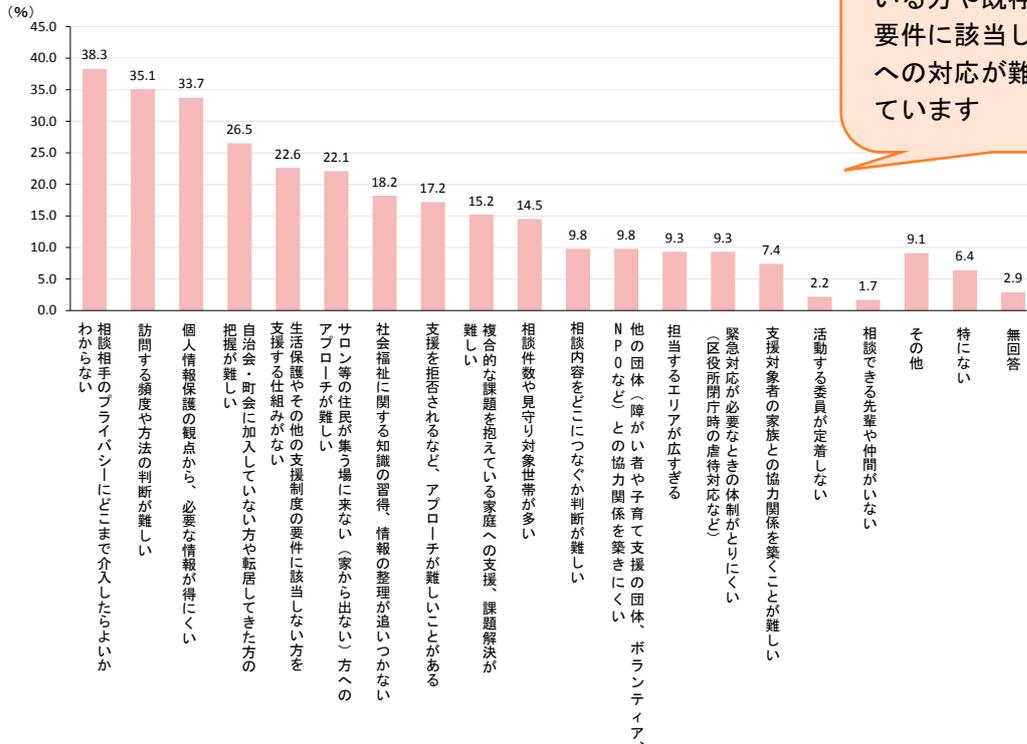
※平成29年度の初回プラン(451件)時に把握された課題(複数選択)。

* アセスメント…本書では、医療、福祉、介護など対人援助の技術のひとつで、問診や検査などの結果を評価し、利用者が解決しなければならない問題点を導き出すことをいう。



＜制度の狭間への対応に関する課題認識＞

図表 4-2-3 民生委員児童委員の悩みや課題

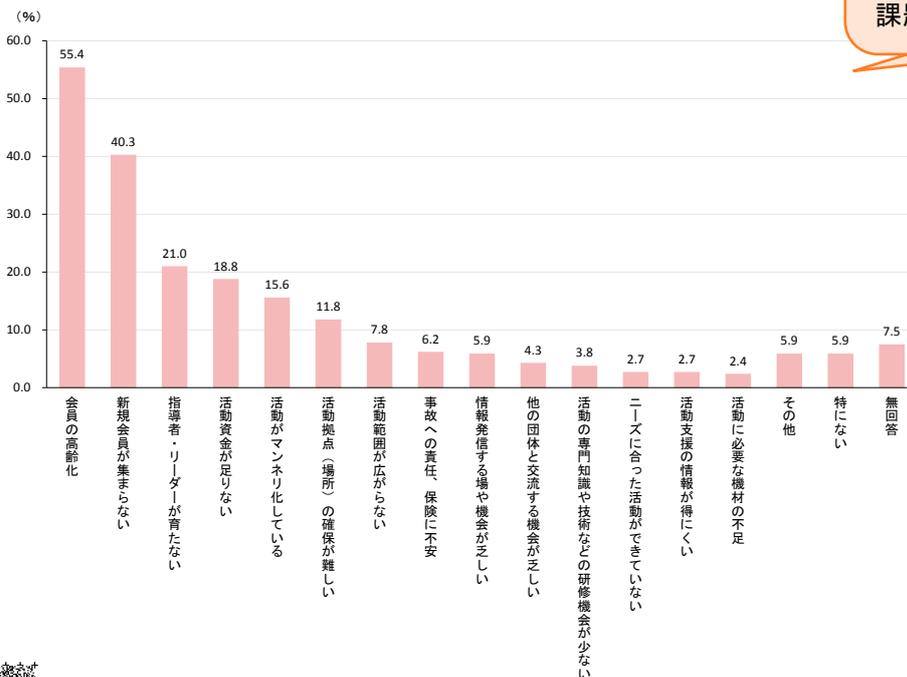


複合的な課題を抱えている方や既存の制度の要件に該当しない方などへの対応が難しいとされています

資料：大田区地域福祉計画実態調査（民生委員児童委員調査、平成 29 年度）
※複数回答、n=407。

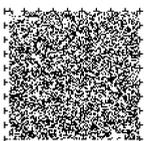
＜地域福祉組織・団体における課題＞

図表 4-2-4 地域活動団体の課題



地域福祉組織・団体では、会員の高齢化や新規会員が集まらないことなどが課題になっています

資料：大田区地域福祉計画実態調査（地域福祉組織・団体調査、平成 29 年度）
※複数回答、n=372。



◇大田区地域福祉計画実態調査の自由記述意見から

計画策定に当たって実施した調査からは、以下のようなご意見もいただきました（原文のまま掲載）。

<包括的な体制整備に関するニーズ>

⇒ 施策目標 2-1

- 困ったときに、とりあえず気軽に相談に行けるところをたくさん作って、ちょっと不自由でも頼りにできる所・人がいると助かるのではないかと思います。（65歳以上区民調査）
- 地域で生活する一人として、支えあいの重要性を常に思っている。行政は、私どもが生活する場所に24時間いるわけではない。問題は夜に起こることが多いので、地域で話を聞いてくれる人を求めたい。（地域福祉組織・団体調査）

<連携・協働の体制整備に関するニーズ>

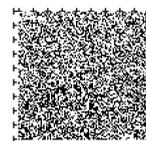
⇒ 施策目標 2-2

- 民生委員と行政、関係機関との顔の見える関係づくりが大切と思う。そのためには地域の課題と一緒に考えられるような場を作ることができればと思う。地域の企業なども参加してもらえるような仕組みができればよいと思う。（民生委員児童委員調査）
- 18の出張所ごとにまちづくりのため活動拠点を創設してほしい。町会・自治会などの枠をのりこえて、その地域に住む個人・団体が集まり力をあわせて、地域の課題を解決する仕組みづくりが大切と考える。（地域福祉組織・団体調査）

<人材の育成、コーディネート機能に関するニーズ>

⇒ 施策目標 2-3

- 地域包括支援センターが高齢者ばかりでなく、乳幼児も母子も障がい者も包括的に地域をつないでいく役割を担う中核的存在になるためには、地域に根ざした、もっと多くの専門職の存在と育成は不可欠。（民生委員児童委員調査）
- 地域の課題が複雑化しており、解決するための方法やスキルを持った方々も多くの分野にまたがるようになってきているように感じる。区役所の関係部署に相談するとき、多部署にまたがっても対応できるコーディネーターのような方がいると良いように思う。課題を解決する方法を多面的に見て、いろいろな専門家の方や部署の方が関わることで、その活動をしている方々を紹介してもらったり、つないでくださると、地域での支えあいや、地域を超えた支えあいにも発展していけるのではないかと思います。（地域福祉組織・団体調査）



施策目標2-1 包括的に受けとめる体制を強化します

5年後の姿

アウトリーチ*を含む分野を横断した相談対応と、世帯全体のニーズの総合的なアセスメントにより包括的な支援体制が強化されています。また、福祉分野以外のサービスや地域資源との組合せにより、切れ目のない支援が実践されています。

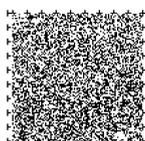
2-1-1 取組みの方向性

複合的な課題の解決に取り組むため、対象者ごと・分野ごとに整備された相談機関のそれぞれが、相談当事者の世帯全体の状況を包括的に受けとめます。解決に当たっては福祉分野以外のサービスの利用や地域資源の活用も積極的に行えるよう、情報提供と関係性の構築を進めます。また、課題を抱える世帯をいち早く把握し、支援のきっかけを作るため、アウトリーチを積極的に行います。

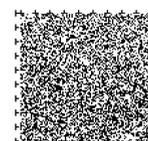
区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力相談支援センター機能を整備することで、生活福祉課をはじめとする関係所属との連携を強化し、配偶者暴力の被害者支援の充実を図ります。	人権・男女平等推進課 生活福祉課
生活再建・就労サポートセンター JOBOTA	経済的自立と就労に向けたさまざまな支援メニューに基づき、家計の見直しや、就労・生活習慣に課題を抱える方へのサポートを行い、問題の整理・解決をご本人とともにめざします。	蒲田生活福祉課

* アウトリーチ…生活上何らかの問題を抱えながらも自ら支援を求めない、支援を拒否する、あるいは本人の意識に問題として顕在化していない方などに対して、援助者側から積極的に向き、問題解決への動機づけを高めるように行う専門的援助のこと。



区の実施例	概要	所管課
地域包括支援センター	<p>高齢者の総合相談窓口として保健・福祉・介護の専門職が、高齢者やその家族からの相談を受けるほか、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施しています。</p> <p>医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが切れ目なく提供されるよう、関係機関と連携し地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たしています。あわせて、地域力との連携を強化するため特別出張所との施設の複合化を進めています。</p>	<p>高齢福祉課 地域福祉課</p>
障がい者総合サポートセンター	<p>障がいのある方の生活を総合的にサポートし、障がいのある方もない方も共に暮らすことができる社会の実現をめざし、区の相談支援の中核として、区内の関係機関と連携していきます。</p>	<p>障がい者総合サポートセンター</p>
在宅医療相談窓口	<p>医療機関、介護保険施設、区民やその家族から、在宅医療に関する相談を受ける窓口です。区民が安心して、在宅医療に関する適切なサービスを受けられる環境を整備し、医療と介護の連携をめざします。</p>	<p>健康医療政策課</p>
子ども家庭支援センター 総合相談	<p>子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じています。問題解決のため、相談内容に応じて児童相談所や福祉・保健・教育などの関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。また、子どもからの相談も受け付けています。</p>	<p>子ども家庭支援センター</p>
教育センター	<p>社会の複雑化や環境の変化に伴い生じる学校不適應や障がいのある子どもの就学支援など、子どもの教育環境を整える相談・支援を実施しています。</p>	<p>教育センター</p>



【 大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA（ジョボタ） 】

≡ 二 解説

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行により、全国の自治体が実施主体となって地域との協働による支援体制を構築し、生活困窮者の自立促進に向けた包括的な事業を展開することが求められるようになりました。これを受け、さまざまな理由で生活に課題を抱える方からの相談に早期かつ包括的に応じる相談窓口が全国に設置されました。

■ 相談者を JOBOTA へつなぐ

「大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA（ジョボタ）」は、大田区が設置した生活困窮者のための相談機関です。JOBOTA とは、JOB（仕事）と OTA（大田区）を合わせた造語で、この相談窓口の愛称です。

窓口の開設以来、課題を抱える相談者が JOBOTA の窓口につながることに力を入れてきました。区などの関係機関へ積極的な啓発を行い、手渡ししやすい名刺サイズのカードを区の施設や医療機関などの窓口に設置、路線バス車窓のステッカー広告の活用など、さまざまな広報媒体を駆使して積極的な周知活動を行ってきました。

■ ワンストップによる寄り添い支援

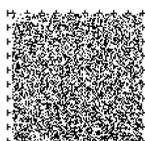
自立相談、家計改善、就労準備の 3 つの支援事業を同一拠点で実施する強みを発揮し、全スタッフがワンフロアで情報を共有し、多角的な見地から意見を集約してワンストップによる寄り添い支援を実践しています。

相談支援に当たっては、運営理念に「電話・来所した気持ちを思いいたし、想像できる相談員（相談所）であろう」を掲げ、相談者からの初めての電話や来所を大切にしています。相談支援員が、相談者への共感と傾聴により信頼関係を築いたうえで、相談内容の背景にある課題を一緒に整理し、適切な支援の方向性を見出せるよう努めています。

自立に向けた目標設定は相談者自身が行いますが、目標を達成するためのプランニングや、行政機関・弁護士事務所への同行など、一緒に取り組み、確実に支援につなぐことによって相談者の抱える社会的孤立感も和らげています。

■ 一人ひとりに合わせた就労支援

就労に向けた支援が必要な方には、無料職業紹介所としての機能を活用し、就労支援員が相談者の適性や人柄、身体状況などを多面的に見立てて、志望業種の助言等を行います。模擬面接の実施やハローワーク、会社見学等への同行なども行っています。また、就労から長期間遠ざかっている相談者などには、就労準備支援事業として、各種就労準備プログラムを用意するなど、一人ひとりに合わせ、自立に向けた力をつけていけるよう支援しています。



2-1-2 取組みの方向性

個別事例の共有と解決策の蓄積が地域支援の普遍化や政策化につながるよう、地域課題の把握と解決のスパイラルアップ*を生み出します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
要支援家庭等対策委員会	家族間での複合化・複雑化した問題を抱える家庭に対し、関係部局が連携して適切な支援を実施するため、相互の情報交換や連携方針について検討します。	福祉管理課
地域ケア会議	高齢者の在宅生活を支えるため、関係機関と連携して個別・地域課題の解決のための検討を行います。	高齢福祉課 地域福祉課
障がい者差別解消支援地域協議会	障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、地域の関係機関と連携し、必要な合理的配慮の提供や区民等への啓発活動などに取り組んでいます。	障害福祉課
自立支援協議会	障がい者の地域における自立した生活を支援するため、当事者、事業所、地域の関係機関、行政などが協働して地域の障がい福祉課題の具体的検討に取り組みます。	障がい者総合 サポートセンター
要保護児童対策地域協議会	保護を要する児童の早期発見と早期対応、さらにはその家族を支援することを目的として、関係機関の連携を確保し子育て支援が適切に実施されるよう、必要な情報の交換と支援の内容に関する協議を行います。	子ども家庭支援 センター

* スパイラルアップ…P D C A（本書 32 ページ参照）において、最後の「改善（Act）」での改善内容を次の「計画（Plan）」に反映させることで、継続的に業務を向上させていくこと。



2-1-3 取組みの方向性

生活の根幹である「住まい」の確保に困難を抱える方への支援をきっかけとして、その世帯が抱える地域生活課題を包括的に支援できるよう、連携体制を整えます。

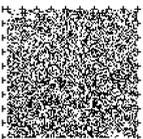
区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
居住支援協議会	住宅確保要配慮者*の円滑な入居を促進するため、居住支援に関する情報を関係者間で共有し支援策について協議することで、行政だけでは解決できない課題を地域の団体との協働により解決します。	建築調整課

【社会福祉協議会の役割】 包括的に受けとめる体制を強化します

さまざまな生活課題を抱える方の相談を丸ごと受けとめるためには、専門スタッフによる相談機関の連携支援とともに、制度の隙間やサービスに至るまでの時間の隙間を埋める取り組みが必要です。

社会福祉協議会は、おおた成年後見センターなどの相談機能を活かし、早期発見と解決に向けた積極的なアプローチを行うとともに、区民や事業者、地域活動団体の力を活用した生活課題の解決につながるきめ細かな事業の展開が求められます。



* 住宅確保要配慮者…高齢者、障がい者、子育て世帯、経済的困窮者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

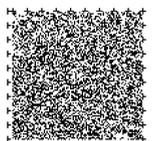


勇気を出して相談してみましよう

仕事のこと、お金のこと、
家族のこと、病気のことなど、
ひとりで悩んでいませんか。
全部をうまく説明できなくても大丈夫です。
まずは身近な人に、困っていることを
お話してみませんか。



区役所は、相談する内容ごとに
窓口が分かれています、
相談したいことは
ひとつではないかもしれません。
「ここじゃないかな？」と迷っても
気軽にお声かけください。
適切な窓口におつなぎします。



施策目標2-2 連携・協働し、地域の支えあいを育みます

5年後の姿

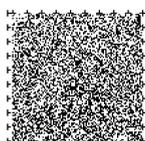
区、社会福祉協議会、地域が地域生活課題を共有し、公的サービスと地域資源との連携により、支援を必要とする世帯の複合課題や制度の狭間に対応するための支援の輪が広がっています。

2-2-1 取組みの方向性

区の地域包括ケア推進担当、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター、地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター、地域ささえあい強化推進員が「地域福祉を推進するコーディネーター」として、区民とともに課題の発見や地域資源の発掘・創出に取り組みます。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
地域とつくる支援の輪プロジェクト	子どもとその家庭が抱える多様な課題を、地域力をもって解決することを目的とし、地域・区・社会福祉協議会連携プロジェクトにより、地域で子どもを見守る体制づくりに取り組みます。	福祉管理課
地域支え合い推進事業	地域の多様な事業主体と連携しながら、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。	高齢福祉課
高齢者見守りネットワーク事業	見守りキーホルダーの登録、区民対象の見守りに関するセミナー・連絡会等の開催、見守り推進事業者との連携などを実施し、地域包括支援センターを核として、地域が高齢者を見守り、支えあう体制を整備します。	高齢福祉課

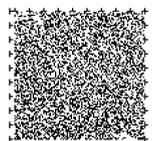


2-2-2 取組みの方向性

地域の身近な相談相手である民生委員児童委員や、犯罪や非行からの立ち直りを支える保護司、地域の中で積み重ねられている取組みが、地域生活課題の解決につながるよう活動を促進します。

区の主要な取組み例

区の実践事例	概要	所管課
保護司による見守り	犯罪や非行からの立ち直りを社会の中で見守り、地域の力で支えます。地域の関係機関や専門家と連携し、地域の環境浄化、犯罪の予防、非行少年の更生援助及び青少年の非行防止等の更生保護活動に取り組んでいます。	総務課
地域力推進会議・地区委員会の充実	地域力推進会議では、多様な委員の発言の場を設け、地域との連携に努め、地域活性化を支援します。また、地域力推進地区委員会は、地区自治会連合会を中心とする区民活動団体等と区等の行政機関が連携・協働し、地域の課題を解決し、地域の特色を生かした社会を創造していく活動に取り組めます。	地域力推進課
青少年対策地区委員会	地域の力を結集して、青少年を取り巻く環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的として、自治会・町会代表、児童委員、保護司、青少年団体関係者等、広い範囲の青少年育成関係者によって、特別出張所単位で組織されています。	地域力推進課
民生委員児童委員による見守り	高齢者、障がい者、経済的困窮者、ひとり親家庭で問題を抱えている人への相談援助、児童や妊産婦に対する援助支援を行い、児童の健全育成にも努めます。見守り支援や生活のさまざまな相談を通じて、機関への橋渡しなどを行い、課題の解決につなげます。	福祉管理課



区の実践事例	概要	所管課
身体・知的障がい者 相談員事業	身近な地域で、身体障がいや知的障がいのあ る人への相談援助を行い、地域の関係者や行 政とのパイプ役にもなっています。また、地 域の関係機関や社会資源との連携を図って、 障がい理解を深めるようにしています。	障がい者総合 サポートセンター

【社会福祉協議会の役割】 連携・協働し、地域の支えあいを育みます

複合的な課題への対応やスムーズで切れ目のない支援を行うためには、課題をいち早く発見し、包括的な支援につなぐ役割が必要です。

社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターは、地域とのかかわりの中から課題を拾い出し、公的サービスだけでなく地域資源を活用することも視野に入れながら、相談者にとって最適な支援につなげます。さらに、個別支援から把握した課題やノウハウを活用し、「地域住民・団体自らが地域の福祉課題を共有し、解決の糸口を探るための場（プラットフォーム）」の展開など、地域で相互に支えあう体制づくりを進めていくことが求められます。

三二解説

【 民生委員児童委員 】

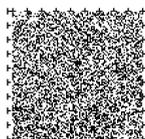
民生委員児童委員は、社会福祉の増進のために地域住民の生活状況の把握、生活困窮者等の相談援助などにあたる厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の担い手です。

区には 18 特別出張所の区域ごとに民生委員児童委員協議会が設置され、約 500 人の民生委員児童委員が活動しています。平成 29 年に民生委員制度創設 100 周年、児童委員制度創設 70 周年を迎え、大田区民生委員児童委員協議会は、これまでの活動と受け継がれてきたボランティア精神が評価され、同年に全国民生委員児童委員連合会から優良民生委員児童委員協議会表彰を受賞しました。

【 保護司 】

保護司は、犯罪や非行をした人たちの更生を助け、地域の犯罪の予防を図るため、法務大臣から委嘱された地域福祉の担い手です。

大田区保護司会は、約 230 名の保護司が活動しており、全国に先駆けた「更生保護サポートセンター」の活用や犯罪非行防止のための地域に根差した多様な取組みが評価され、平成 30 年度内閣総理大臣賞を受賞しました。



【 地域福祉を推進するコーディネーター 】

地域福祉を推進するコーディネーターは、地域生活課題を抱えている方が地域の皆さんと一緒に課題解決に取り組めるよう、関係機関との連携に向けた調整を行うつなぎ役です。

また、以下の4つに掲げる人材が、それぞれの役割を適切に果たすとともに相互に補完し合いながら、地域づくりを推進していきます。

■ 区の地域福祉課地域包括ケア推進担当

分野横断型の個別支援のための総合調整と包括的支援体制を確立するためのネットワークづくりを行うことを目的に、4つの基本圏域(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田。基本圏域については、本書111ページ参照)に配置されています。地域包括支援センターの後方支援や住民主体の地域活動の把握・育成・支援などを行うとともに、各種活動を通じて各コーディネーターをリードしていきます。

■ 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター

住民同士の支えあいによる地域福祉活動を進めるための、住民間や関係者をつなぐネットワークづくりと多世代の地域生活課題を解決するための地域資源の開発を進めることを目的に、4つの基本圏域をそれぞれ担当しています。地域生活課題の解決の場づくりである、助けあいプラットフォーム事業や民生委員児童委員と連携しながら専門機関等へつなげる個別支援を行っています。

また、地域福祉コーディネーターとは別に、18地区をそれぞれ担当する「地域担当制」により、地域課題の収集・分析・整理を行っています。地区民生委員児童委員協議会や地域力推進地区委員会、地域行事などに参加し、把握した地域の情報や課題を地域福祉コーディネーターと共有し、課題解決に向けた地域の連携体制の構築に取り組んでいます。

■ 地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター

地域と連携して、高齢者を見守り支えあう体制づくりを進めることを目的に、21か所ある地域包括支援センターに配置されています。見守りキーホルダーの登録の推進や地域の団体・企業等を見守りネットワークを構築しています。

■ 地域ささえあい強化推進員

地域の高齢者の自助力・互助力を強化推進することを目的に、4つの基本圏域に配置されています。フレイル予防の啓発や地域の通いの場の構築、生活支援の担い手の育成、地域のささえあいネットワークの構築を行っています。



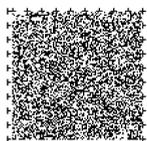


支えあいは「誘いあい」から

特殊詐欺被害防止のための
講習会があったら、ご近所と誘いあって
行ってみませんか。
一人で話を聞くよりも理解が深まり、
不安もなくなります。



地域で行われる防災訓練に、
ご近所と誘いあって参加してみませんか。
いざというときの助けあいの
きっかけになります。



施策目標2-3 つながりを生み出し、コーディネートする人材育成を推進します

5年後の姿

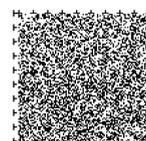
小さな変化に気づく目、SOSを受けとめる人材が地域に行き届き、地域の支えあいから専門的なサービスまでをスムーズにつなぐ、地域人材と専門人材、区との連携による切れ目のない支援が実践されています。

2-3-1 取組みの方向性

日々の見守り活動の中から、困難を抱える人や地域共通の課題に気づき、いち早く支援につなぐことができるよう、地域の担い手を支援します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
民生委員児童委員への支援	委嘱時に行う新任研修、毎年開催する全体研修と会長研修、その他、事例検討会や地区企画研修への助成を通じて、地域活動に必要なとされる時事的な課題、地域共生、高齢福祉、児童福祉等の知識の習得を支援しています。	福祉管理課



2-3-2 取組みの方向性

地域でさまざまなテーマを持って活動している団体が、その活動を通じて気づいた地域の課題を区と共有したり、個々の団体の活動では解決が困難な身近な生活課題を団体同士の連携により解決に取り組むことができるよう、連携促進を行います。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材を育成します。	地域力推進課

2-3-3 取組みの方向性

困難を抱える方の個々の状況に寄り添った相談対応と切れ目のない支援を強化するため、相談窓口や個別支援を実施する職員の確保・育成と、福祉サービスに関わるさまざまな専門職の質的向上を図りつつ連携に努めます。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
区福祉職採用への働きかけと人材育成	福祉職の計画的な採用に向けた働きかけや、福祉職の魅力伝える広報活動、多職種との連携などを通じ、体制の強化を図ります。また、計画的なOJTの推進、福祉職の専門研修、資格取得支援の拡大への働きかけなど、人材育成を多面的に推進します。	福祉管理課

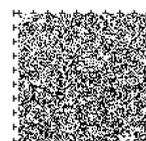


区の実施事例	概要	所管課
地域包括支援センターの質的向上	弁護士による法務支援を実施し、業務を行ううえで必要な知識及び技術を習得することで総合相談機能の向上を図ります。また、取り組み事例等の発表会を通し、人材育成を図ります。	高齢福祉課 地域福祉課

【社会福祉協議会の役割】 つながりを生み出し、コーディネートする人材育成を推進します

包括的に受けとめる体制を実現するためには、専門職や支援につなぐ担い手の確保、気づき・見守る活動への後方支援、つなぎ役としてのコーディネーターの質的向上が必要です。

社会福祉協議会は、社会福祉士養成課程における実習生の受け入れを通して、専門職の確保に寄与しています。また、民生委員児童委員など気づき・見守る活動に取り組む人たち自身が安定的に活動を続けられるよう、助言・サポートを行います。さらに、地域福祉推進の中核的役割を担う地域福祉コーディネーターの専門性と資質の向上を図ることが求められます。





支援と共生のフロントランナー

Vol.2 つながりが機能する地域の取り組み



基本目標2「つながりが機能する地域をめざします」では、相談やサービスを行う専門機関の役割とともに、地域に暮らす人同士の支えあいも、つながりが機能するために欠かせない要素であるとしています。

区内には217の自治会・町会があり、18特別出張所ごとに联合会を組織し、それぞれの特色を活かした地域づくりに取り組んでいます。

ここでは、防災と地図づくりに取り組む、ある地区の活動事例を紹介します。



地域防災協議会の様子

防 災 で つ な が る

◆多彩な顔ぶれから成る「地域防災協議会」

災害時に助けあうためには、災害が起こる前からの関係性がとても大切です。この地区では、区内の区施設や自治会・町会、警察署、消防署、消防団、民間企業などが集まり、平成27年3月に「地域防災協議会」を18特別出張所の中で初めて立ち上げました。現在39団体で構成されています。

まずは「顔の見える関係」づくりが、安全・安心なまちの第一歩となりました。

◆災害時のルールをもっと身近に

～チェックシートづくり～

地域防災協議会では、災害が起きてから24時間・72時間以内にすべき行動をルール化してまとめました。しかし、話し合いを進める中で、実際にどう活用したらよいか？という疑問が出たことから、ルールを身近に感じるためのチェックシートを作ることになりました。

日ごろ一堂に会すことのない異なる分野の方たちと意見を交わすことに最初こそ遠慮もありましたが、顔を合わせるごとに意見が出やすくなり、新たな発見もありました。このように作り上げたチェックシートは、地域全戸に配布し、周知を図っています。

◆安否確認をスピーディーに

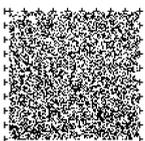
～無事ですタオル～

ルールのひとつに、災害時に各家庭の被災状況を確認することを想定し、一目で安否確認ができるようにするための「タオルの掲出」があります。家の門扉や玄関などにタオルを掲げて、その家に住む家族の無事を知らせます。スムーズな安否確認により、救助、救援が必要な方の早期発見につながります。

本来、タオルであれば何でもよいことになっていますが、啓発用に「無事です」と印刷された安否確認タオルを作成しました。今後は、まちの防災訓練の参加特典などに活用することも検討されています。



「無事ですタオル」はこのように使います



◆活動から新たな関係性へ発展

地域防災協議会では、テーマを絞り、4～5グループに分かれた話し合いが多くもたれました。普段、一つの自治会・町会の中で話をしていると、発言者が固定化したり、話が進展しにくいということがあるそうですが、この協議会ではさまざまな立場から活発な意見交換がされています。また、このような会議で顔見知りになったことによって、金融機関の若手職員や郵便局の方、自動車販売店の社員の方などが、積極的にお祭りや運動会の手伝いに来てくれるようになりました。



地 図 で つ な が る

◆地域情報満載の地図をリニューアル

各々の立場から情報を総動員



12年ほど前、地域情報紙が50号に達した記念に、4つのテーマで地図を作成しました。年月が経ち、新たなまちの姿を共有しようと、平成29年度の地域力推進地区委員会の取組みとして、地図のリニューアルが提案されました。今回は、「住んでよし!」「訪れてよし!」という視点で作成することになりました。

地図づくりに当たっては、2回のまち歩きを実施しました。普段歩いているだけでは、見落としているもの、気がつかないものがたくさんあることがわかりました。例えば、子育て世代は、子どもが歩くとき危険そうな場所、長らく暮らしている方はまちの歴史が垣間見られる所というように、年代や立場によっても目のつけどころは違って、多様な視点からの地域情報が集まりました。

また、転入される方が比較的多い地域でもあるので、この地図が新しい住民の方との交流のツールとしても活用されています。



まち歩きの結果を会議で共有

◆出来上がった地図を手に

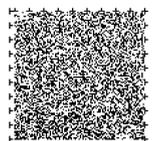
完成した地図を持って、まち歩きイベントを計画しています。地図づくりに参加したメンバーだけでなく、地域の方に広く声かけをしています。「作る側」だと、出来上がってほっとしてしまうけれど、完成した地図を新たな目で見ても、また新たなテーマを考えて…という繰り返しが、地域への理解を深め、もっと地域のことを知りたくなる、好きになることにつながる活動として育まれていくことでしょう。

今回、地図づくりをとりまとめた委員の方々からは、「基本的には住宅地なので、ぜひ見に来てくださいというランドマーク的な場所はないですが、何を地域の魅力としてPRをしたらよいか、特徴を探しながら、みんなで考えていくことを楽しみたいと思っています」「ボランティア活動は楽しくやらないと続かないですから」といった感想が聞かれました。



自治会・町会など地縁団体の活動は、身近な人々との支えあいを育むことができる大切なフィールドです。「自分の住むまちが好き」「活動が楽しい」という気持ちが活動の原動力になります。

地域からは、区報やホームページ、掲示板、地域情報紙などで、いろいろな情報が発信されています。皆さんも、自分に合った活動から「支えあい」を育ててみませんか。



基本目標3 安心して生活できる地域を支えます

地域福祉活動の前提となる基本的な生活を支えるため、安心して利用できる福祉サービスの提供に努めます。また、違いや多様性を認めあうことが地域福祉活動の原点であるとして、誰もが包摂され、排除されない「社会的包摂」の視点に立った地域福祉の意識啓発、教育等を推進します。

施策目標3-1 安心して利用できる福祉サービスの提供をめざします

施策目標3-2 誰もが優しくなれる風土を醸成します

==== 現状と課題 =====

◇社会的孤立のリスクを抱える人が増えています

人口が増加傾向にある一方で、その世帯構成に目を向けると、ひとり暮らしの高齢者、外国人、ひとり親家庭、高齢者のみで構成された世帯などが増えています。こうした世帯では、日々の見守りや声かけなどによるコミュニケーションがないと、小さな課題が深刻化して大きな課題になることが危惧されます。

また、LGBT*や経済的困窮、精神障がいなど、見た目ではわからない悩みや不安を抱えている人もいます。地域に住む人たちの多様性を受け入れ、支えあうことが求められています。

◇福祉サービスの質の確保と向上が求められています

福祉サービスを利用する際には、各施設・法人において適正な事業運営が徹底されていることが必要です。必要なときに必要なサービスが安心して受けられるような基盤の整備が求められています。

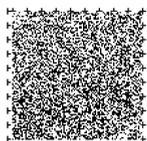
* L G B T…次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉のひとつとして使われることもある。

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

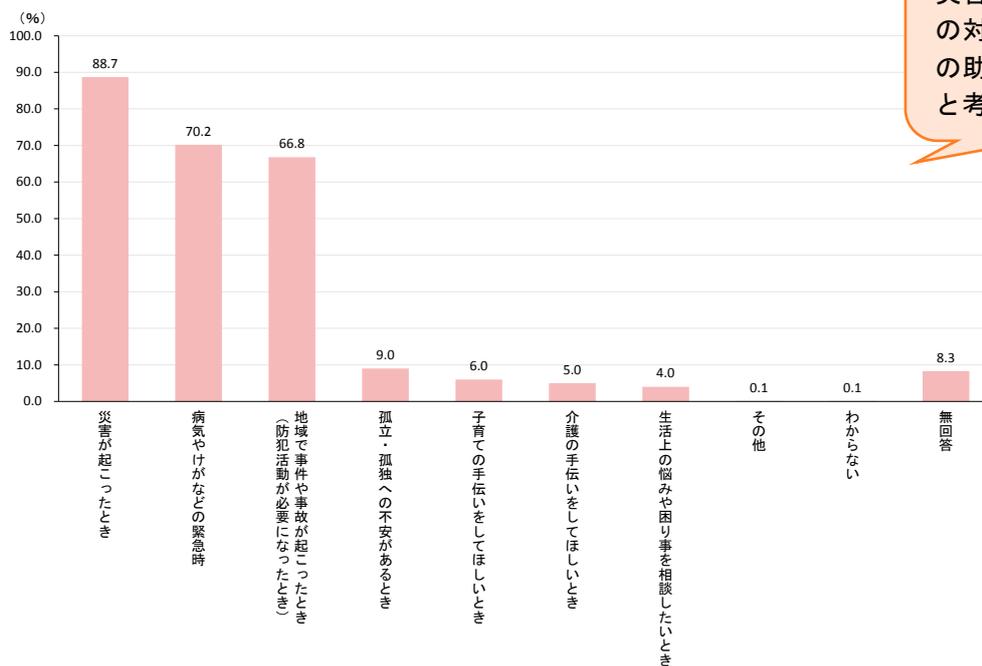
B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）

T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）



<地域の助けあいについての認識>

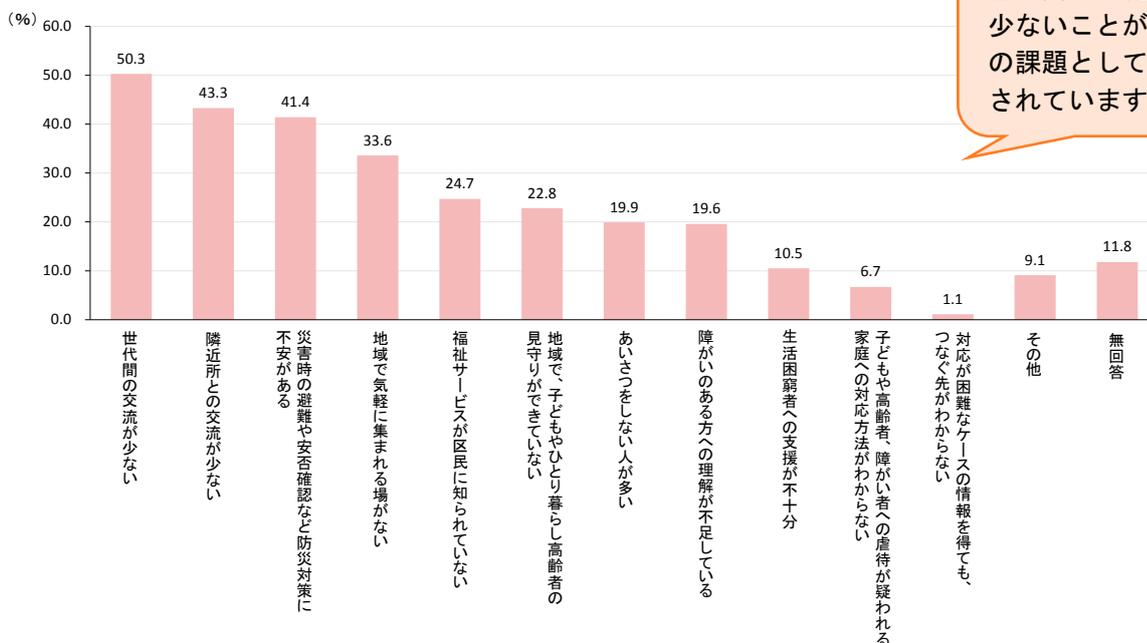
図表 4-3-1 どのようなときに地域の助けあいが必要だと思うか



災害など、緊急時の対応の際に地域の助けあいが必要と考えられています

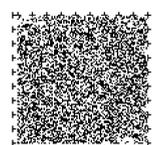
資料：大田区地域福祉計画実態調査（平成 29 年度）
※複数回答、18～64 歳の区民 n=744。

図表 4-3-2 地域の問題点や課題についての認識



世代間の交流が少ないことが地域の課題として認識されています

資料：大田区地域福祉計画実態調査（地域福祉組織・団体調査、平成 29 年度）
※複数回答、n=372。



◇大田区地域福祉計画実態調査の自由記述意見から

計画策定に当たって実施した調査からは、以下のようなご意見もいただきました（原文のまま掲載）。

<福祉サービスの質の向上に関するニーズ>



施策目標3-1

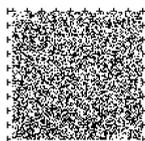
- 高齢者とその家族、或いは障がい者とその家族が安心して生活を維持できる体制、施設づくり。（18歳～64歳区民調査）
- 地域の方々を見ますとご高齢の方同士の介護やご高齢の方の介護に追われている息子さんや娘さんをお見かけします。支えあうと言いつつも手のかかる度合によって介護している方のケアを何とかしないと介護疲れになって倒れてしまうのではないかと危惧しております。（民生委員児童委員調査）

<包摂型社会の実現に関するニーズ>



施策目標3-2

- 先般、自宅の前の一軒家ひとり住まいの高齢の女性に出入りが確認されず、声をかけても玄関が開かないので救急車を呼んだ事態が起こった。結果的には、立ち上がれずに過ごされていたようで無事であることが確認された。近年は隣近所の様子がわからなくなっている。災害のときなど一層心配される事態だと思われる。これを考えるとやはり昔風の向三軒両隣は少なくとも声をかけ合う仲になっておきたいと思う。（65歳以上区民調査）
- 高齢化が進んでいるため、夫婦ともに高齢者、高齢の親子など、支えきれていない。見えないところで支援を必要としている方が多数いらっしゃることを感じている。個人情報保護のため埋もれている情報もあり、もどかしさを感じることもある。（民生委員児童委員調査）
- 自治会・町会などでも子どもの貧困問題の知識を共有する機会を作って、子ども中心の行事などを通じて子どもが親以外の大人と接することの大切さを広めていけたらよいと思っている。（民生委員児童委員調査）
- 内部的な障がい（見た目ではわからない障がい）を持っている人にも暮らしやすい環境が大切だと思う。最近配布されている「ヘルプカード*」を持っている方も多いので、特別な支援はなくても周りが気にかける環境は大事だと思う。（18～64歳区民調査）



* ヘルプカード…障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めするためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されている。

施策目標3-1 安心できる福祉サービスの提供をめざします

5年後の姿

福祉サービスの質の維持・向上のための指導や評価制度が機能し、安定したサービスの供給が行われるとともに、有事においても関係機関や区内事業所などと協力した体制が整備されています。

3-1-1 取組みの方向性

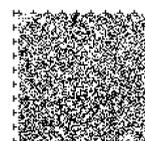
サービスが適切に提供されるための法人運営を指導・監査するとともに、安心してサービスを受けることのできる基盤を整備するため、人材確保や施設を利用する際の客観的指標となる評価制度の受審を促進します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） ^{*1}	社会福祉法人の指導監査を実施し、適正な事業運営、公益的取組みを促進するための支援を行います。福祉サービス事業者等には、サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図るための支援を行います。	福祉管理課 保育サービス課
福祉サービス第三者評価 ^{*2}	福祉サービス利用者にサービス選択の際の情報を提供するとともに、事業者自らのサービス向上を促すため、第三者評価制度の普及定着を図ります。	福祉管理課 介護保険課 障害福祉課 保育サービス課
おおた福祉フェスの開催	区民への介護保険情報の提供と介護従事者の資質向上、専門職人材の確保と育成、定着を目的に、大田区介護保険サービス団体連絡会との共催で、毎年開催しています。	介護保険課

^{*1} 指導監査（検査）…法人・施設等の所在地において、基本的なサービスが整っているか定期的に確認する実地指導と、一定の場所で複数の事業者等に向けて講習会方式で行う集団指導がある。

^{*2} 第三者評価…当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するしくみ。



3-1-2 取組みの方向性

災害時に安全確保の中心を担う警察署や消防署、支援の中心的担い手となる自治会・町会、民生委員児童委員などが連携できるよう、避難行動時に支援が必要な方の情報を共有します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
災害時要配慮者対策	災害時に自力で避難することが困難な方を対象に避難行動要支援者名簿を作成し、本人同意に基づいて避難支援等関係者に配付します。また、在宅で常時人工呼吸器を使用している方については、災害時に特に支援が必要とされるため、災害時に備えた個別支援計画を作成します。	防災危機管理課 特別出張所 福祉管理課 高齢福祉課 障害福祉課 地域福祉課

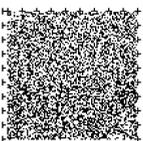
3-1-3 取組みの方向性

有事の際、区内の福祉施設や民間事業者との協力体制が組めるよう、役割分担や行動のマニュアル化を徹底します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
福祉避難所*の体制整備	福祉避難所として位置づけている施設等に衛生用品、防災備蓄消耗品等の備蓄品を配備し、運営マニュアルを作成するなど、避難所の開設・運営に向けた体制を整えます。	防災危機管理課 福祉管理課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課 保育サービス課

* 福祉避難所…災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、一般の避難者との避難生活を送ることが困難な人を保護するための施設。



【社会福祉協議会の役割】 安心できる福祉サービスの提供をめざします

社会福祉法人が、社会福祉事業を適正に運営しながら公益的取組みを推進していくためには、連携・協働して活動していくことが重要です。また、有事の際には民間における災害援助機能を果たす役割が必要です。

社会福祉協議会は、社会福祉法人のネットワークである「大田区社会福祉法人協議会（おおた福祉ネット）」において、多くの社会福祉法人が多様な公益活動に積極的に取り組めるよう牽引役を果たしていくことが求められます。また、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練など、災害時の援助機能が十分発揮されるよう地域を支援する役割が期待されます。

≡ 二 解説

【 大田区立消費者生活センター 】

日々の生活の中で抱える課題は、福祉分野にとどまらず広範囲に及んでいます。例えば、高齢者が悪質商法等の被害にあう事例が、区内でも報告されています。

消費者安全法では、事業者への消費者からの苦情に関する相談等を行う施設として都道府県に設置義務が、市町村に努力義務が課されています。

大田区立消費者生活センターでは、契約に関するトラブル、悪質商法の被害など、多様化する消費者被害から区民を守るため、消費生活相談員が消費生活に関する相談を受けて、公正な立場で問題の解決に向けた助言や情報提供を行っています。

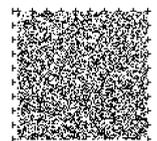
また、消費者被害の未然・拡大防止を目的として、消費者教育講座の開催や講師派遣の助成を行うほか、老人いこいの家などの高齢者施設で、高齢者を狙った詐欺や悪質商法などの実際にあった事例や被害にあわないための対策などを紹介しています。

さらに、防災危機管理課、高齢福祉課と連携し、詐欺被害撲滅のための講演会をはじめとしたPR活動も実施しています。

一方、学生向けには、スマートフォンやSNSが広く普及する中で、契約に関するトラブルなどに巻き込まれやすいことを踏まえて、区立中学校や区内の高校・専門学校の学生を対象とした出張啓発を実施し、注意喚起しています。

このほか、消費者意識の高揚を図るため、区と消費者団体との共催により「大田区生活展」を開催しています。

こうした取組みを通じて、地域との連携を強化しながら、消費者の安全を守り、誰もが安心して生活できる地域づくりをめざしています。





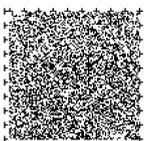
地域を支える事業主・民間企業の皆さんへ

商店を営んでいる皆さん、
商店街の中に
ちょっとした「お休み処」を作りませんか。
おむつを替えたり、休憩したりできる
ところがあると、お店めぐりを
一層楽しんでいただけます。



子育て世代を雇用している
事業主の皆さん、
子育てを応援する区サービスを
従業員の皆さんに紹介しませんか。
社内の食堂や更衣室などに
区からのお知らせを掲示するだけで、
情報を受け取る選択肢が広がります。

企業の皆さん、
賞味期限に余裕がある未利用食品
(防災備蓄品など)が倉庫に眠っていませんか。
区で実施するフードドライブ事業を活用して、
地域貢献に役立ててみませんか。



施策目標3-2 誰もが優しくなれる風土を醸成します

5年後の姿

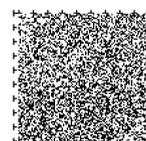
誰もが地域で暮らす人々の多様性を受け入れ、社会的包摂の考えが浸透しています。

3-2-1 取組みの方向性

世代や文化の違い、多様性を認め合い、偏見や差別を生まない意識を育むための教育や意識啓発を多面的に展開します。

区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
人権尊重の意識づくり	啓発冊子や講演会、パネル展、区報人権特集号など、さまざまな方法と機会を活用して、地域での人権尊重の理解が深まるよう取組みを進めます。	人権・男女平等推進課
男女平等意識の向上	固定的な性別役割分担にとらわれず、個人の尊厳と男女平等の視点に立った意識啓発に取り組んでいます。	人権・男女平等推進課
多文化共生の意識啓発	世界の料理・文化紹介や外国語講座及び留学生との交流会等、年間を通して継続的に実施し、区民一人ひとりの多文化共生意識の醸成と相互理解・交流への促進を行います。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おた協会)

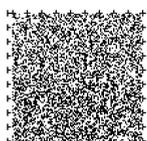


区の実践事例	概要	担当課
小中学校での福祉教育の推進	総合的な学習の時間等で、障がいのある方への理解を深め福祉体験などの授業を実施する小学校、中学校に、地域活動団体と協働で白杖体験や車いす体験などさまざまな福祉教育支援を行います。	福祉管理課 指導課
ひきこもり・生きづらさ茶話会	ひきこもり等の生きづらさを抱えた本人及びその家族が、参加者同士の交流のほか相談員との個別相談を通じて現在の課題整理や対処の知識を得られるとともに、当事者同士や支援者とのつながりができることをめざします。	健康づくり課

【社会福祉協議会の役割】 誰もが優しくなれる風土を醸成します

偏見や差別をなくすためには、異なる文化や考え方など多様な価値観に触れ、病気や障がいについて正しい知識を得ることが第一歩となり、「自分にできること」を考えることにつながります。

社会福祉協議会は、子どもにも分かりやすい福祉体験や、事業者がユニバーサルデザインの視点をもってサービス提供するための普及啓発に取り組むことが求められます。





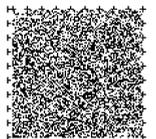
誰もが優しくなれる行動は意外に簡単です

被災地支援のための
特産品販売コーナーで
買い物をしてみませんか。



区役所に立ち寄ったついでに、
障がいのある方が働くカフェで
休憩してみませんか。

匿名性の高いSNS等で
人を傷つけるような書き込みは
やめましょう。





支援と共生のフロントランナー

Vol.3 ネットワークで福祉の“縁”をむすぶ

～おおた福祉ネットの取組み～



基本目標3「安心して生活できる地域を支えます」を推進していくためには、社会福祉法人が専門分野にとらわれることなく連携し、安心できる福祉サービスを提供する、大田区社会福祉法人協議会（おおた福祉ネット）の取組みが力強い存在となっています。

おおた福祉ネットは、区内で社会福祉施設の運営など社会福祉事業を行う40の社会福祉法人で組織され、大田区社会福祉協議会が事務局を務めています。この協議会は、それぞれの社会福祉法人が得意とする能力を持ち寄って協力するためのプラットフォーム（土台）の役割を担い、社会福祉法人相互の連携を図りながら、ネットワークで福祉の“縁”をむすぶ存在となることをめざしています。



◆おおたスマイルプロジェクト

おおた福祉ネットは、複数法人による地域公益的な取組み「おおたスマイルプロジェクト」を推進しており、そのひとつである「れいんぼう」事業では、ひとり親家庭の子ども体験型学習支援を行っています。区内の4法人が専門性の垣根を越えて連携するとともに、地域住民や企業の協力を得るなど、全国的に珍しい取組みとして、高い評価を得ています。

◆おおた福祉カレッジ

加入する全法人に共通する課題である、福祉人材の不足に向き合い、人材の確保・育成・定着をめざして「おおた福祉カレッジ」事業にも取り組んでいます。

平成30年11月には、この事業を推進する取組みのひとつとして、19法人が参加し、「ふくしのしごと市」が開催されました。法人ごとにプー



現場で働く職員の生の声を共有

スを設置して、写真やパネルによる事業内容の紹介や相談・面接会が実施されました。

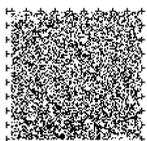
実際に福祉の現場で働く職員と来場者とのトークセッション「現場で働く人のぶっちゃけトーク」では、現場職員の生の声を共有しました。

来場者からは「仕事をしながら資格をとることができますか？」「年齢や性別によるハンディは感じますか？」など次々と質問が出ました。職員からは、未経験から保育士や社会福祉士の資格を取得した話など、来場者にとって福祉の仕事に就くことが具体的にイメージでき、社会福祉法人への就職を前向きに考えるイベントとなりました。

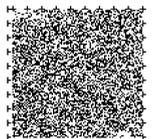


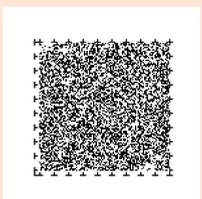
福祉サービスを利用する方によりよいサービスを継続して提供していくためには、福祉従事者にとって働きやすい職場環境をつくり、定着を図っていく必要があります。福祉人材の確保や定着をめぐる厳しさは社会福祉法人共通の課題であり、こうした取組みは、区内社会福祉法人全体の健全な運営と安定した福祉サービスの提供につながります。

また、これまで同じ分野の中でつながってきた法人間の縁を「地域」というつながりと合わせて結んでいくことで、支援が網の目のように広がり、区全体を包む安心につながっていきます。



第5章 大田区成年後見制度利用促進基本計画





1 大田区成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度であり、平成 11 年の民法の一部改正によって従来の制度が見直され、平成 12 年から開始しています。ノーマライゼーション*や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点が制度の主旨であり、これらの点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることをめざして導入された制度です。今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は高まっていくと考えられます。しかし、現在の成年後見制度の利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

このため、平成 28 年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は「成年後見制度の理念の尊重」「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、家庭裁判所や関係者等との緊密な連携を図ることとしました。また、この法律では区市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえて、区では「大田区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、区の責務として、制度の利用促進に向け、取り組むものとしします。

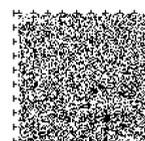
2 計画の位置づけ

区では、本計画を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 23 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

また、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会の実現や、地域での福祉サービスと成年後見制度など必要な支援を包括的かつ継続的に提供する地域包括ケアシステムの深化に向けて、「大田区地域福祉計画」と連携して一体的に策定します。

計画の策定に当たっては、成年後見制度推進機関である社会福祉協議会と、専門的な知見を有する専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士と成年後見制度利用促進に関する意見交換会を実施し、検討を重ねました。

* ノーマライゼーション…高齢者や障がい者など、ハンディキャップがある人もごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくる、という基本理念。



3 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人（以下、「本人」といいます。）の権利を守る支援者（以下、「成年後見人等」といいます。）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

内容

— 成年後見制度の種類 —

成年後見制度は、大きく分けて2つ、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、保佐、後見の3つの類型が用意されています。

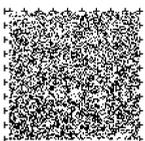
— 成年後見人等 —

選任される成年後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の人々が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）などに分類されます。

関連事業

— 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） —

成年後見制度とは異なりますが、判断能力の低下が比較的軽度な人の権利擁護のための事業です。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が一定程度あるが十分でないことでさまざまなサービスを適切に利用することが困難な人を対象に、契約に基づく福祉サービスの利用援助を中心として、地域で安心して暮らせるよう支援する事業です。大田区では、社会福祉協議会「おおた成年後見センター」が実施しており、社会福祉協議会の職員や、地域に住む人によって支援が行われています。



成年後見制度推進機関

区では、成年後見制度の利用を推進するため、平成18年に成年後見制度推進機関として、大田区社会福祉協議会成年後見センター（平成30年4月から「おおた成年後見センター」に名称変更）を設置しました。

成年後見制度推進機関は、制度の周知啓発をはじめ、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談に対応し、適切な支援につなげるとともに、法人後見や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、社会貢献型後見人の育成などを実施しています。

全国的な傾向

— 成年後見制度の利用状況 —

厚生労働省「成年後見制度の現状（平成30年5月）」によると、平成29年12月末の成年後見制度利用者数は210,290人おり、総人口に占める利用者数の割合は「0.166%」でした。^{*}また、東京家庭裁判所が発表した平成30年6月時点での資料で、東京では25,563人（都人口比0.185%）、大田区内では1,176人（区人口比0.161%）となっています。

— 申立件数の推移 —

補助・保佐・後見開始の審判の申立件数は、平成29年に過去最高の35,737件を記録しており、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、前年度との申立件数を対比すると、その増減率は平成24年が前年比10.5%の伸びがあったものの、近年では前年並みか、やや減少する傾向があります。

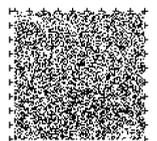
図表 5-1-1 補助・保佐・後見開始の審判の申立件数の推移



申立件数は平成24年に3.4万件を超え、その後ほぼ横ばいで推移しています

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より

^{*} 総人口は平成30年1月時点の値を用いている。



一 申立人及び成年後見人等受任者の属性と不正報告 一

制度上、四親等以内の親族や区市町村長に申立権があります。区市町村長による申立ては年々増加し、平成27年以降、親族以外の申立てが20%を超えています。平成29年中の区市町村長による申立ては、全国で7,037件であり、東京では、1,142件（16.2%）でした。

成年後見人等受任者の属性については、第三者の弁護士や司法書士、社会福祉士や社会福祉協議会等法人が受任する割合が増加しています。

また、成年後見人等による不正報告件数については、平成26年以降減少傾向にあります。依然として親族等を含む専門職以外による不正報告が多数を占めています。

区市町村長による申立てが年々増加しています

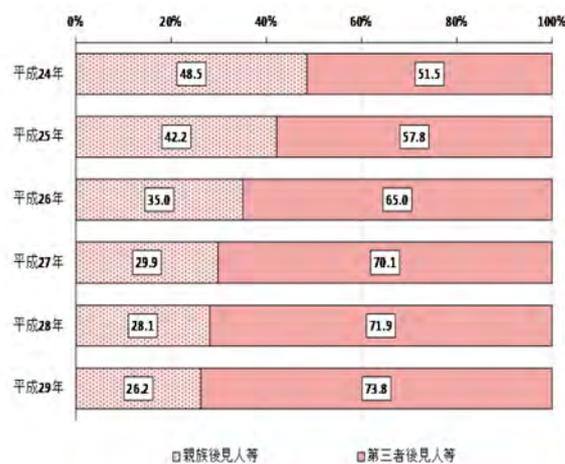
親族後見人等が受任する割合が年々減少しています

図表 5-1-2 申立人の属性内訳



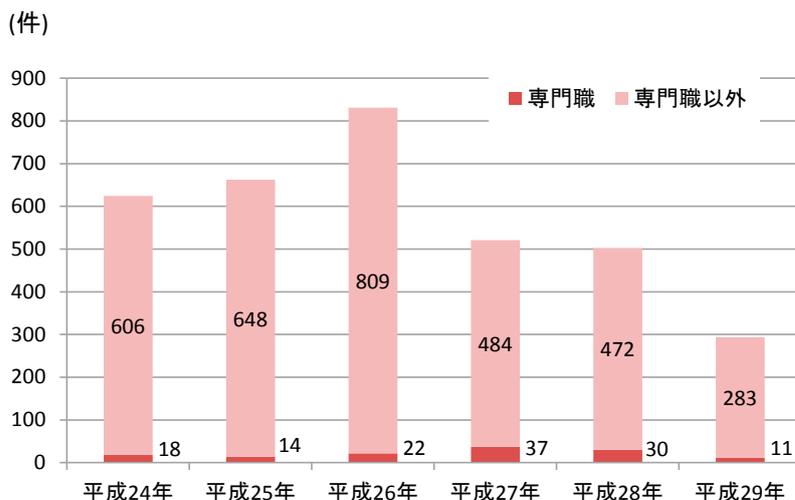
資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より

図表 5-1-3 受任者の属性内訳



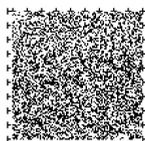
資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より

図表 5-1-4 成年後見人等による不正報告件数（全国）



減少傾向にはありますが、依然として専門職以外による不正報告が多数を占めています

資料：内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局資料より

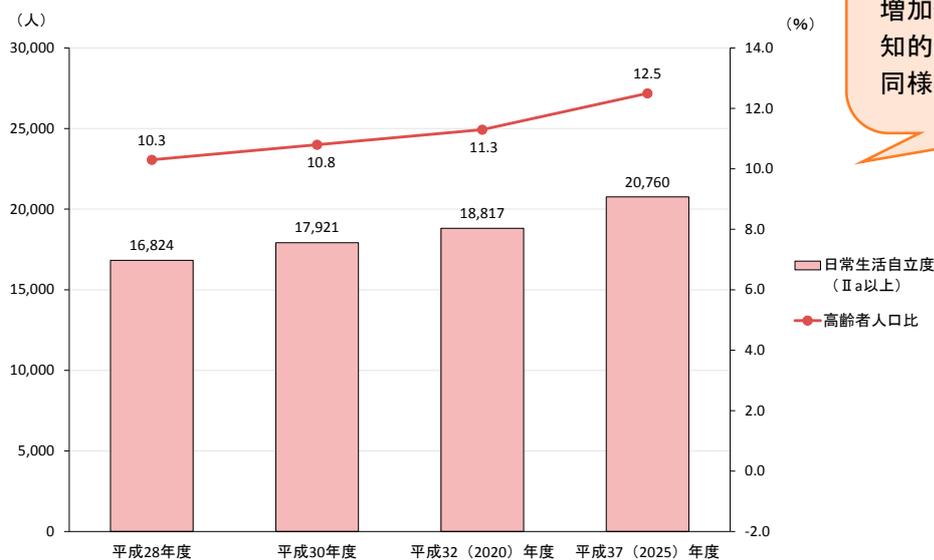


4 区の現況

①対象者の推計

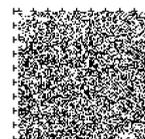
- 成年後見制度等の支援が必要と推定される認知症高齢者は増加傾向にあり、見守りまたは支援が必要な認知症高齢者は、平成 28 年度の時点で 16,824 人となっています。
- 障がい分野では、愛の手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあります。（本書 18 ページの図表 2-1-7 参照）

図表 5-2-1 見守り又は支援が必要な認知症高齢者の推計（大田区）



成年後見制度の利用が必要と推定される認知症高齢者は増加傾向にあります。知的障がい・精神障がいも同様に増加傾向にあります

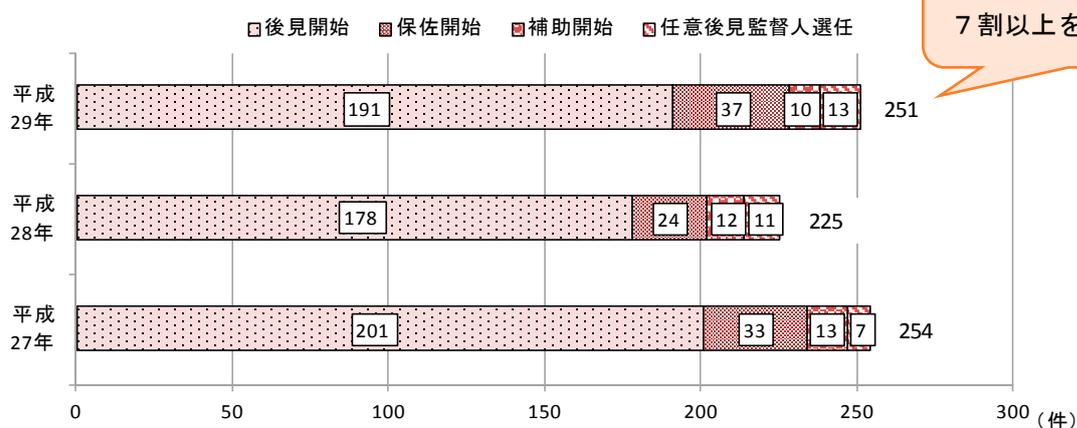
資料：大田区調べ（平成 28 年度における認知症高齢者の出現率をもとに将来の数を推計、各年 10 月 1 日現在）



②成年後見制度の利用状況

- 大田区に住民票がある人の、東京家庭裁判所に対する新規成年後見申立て件数は平成 29 年中、251 件あり、後見類型での申立てが7割以上を占めています。
- 区長申立てによる成年後見申立て件数、成年後見報酬助成件数はともに増加傾向にあり、平成 29 年度は区長申立てが 45 件、後見報酬助成が 24 件となっています。

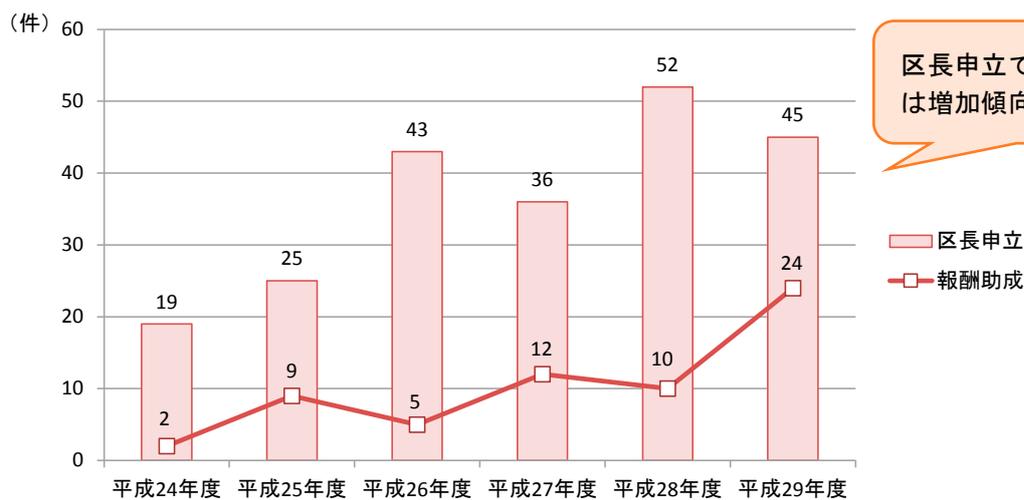
図表 5-2-2 成年後見申立て件数（大田区）



後見類型での申立てが7割以上を占めています

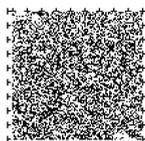
資料：大田区調べ（東京家庭裁判所提供データより）

図表 5-2-3 区長申立て・後見報酬助成件数の推移（大田区）



区長申立てや報酬助成は増加傾向にあります

資料：大田区調べ



③成年後見制度に関する相談

●おおた成年後見センターに寄せられる相談件数は増加しており、成年後見制度に関する相談も増加傾向にあります。

図表 5-2-4 おおた成年後見センター相談件数



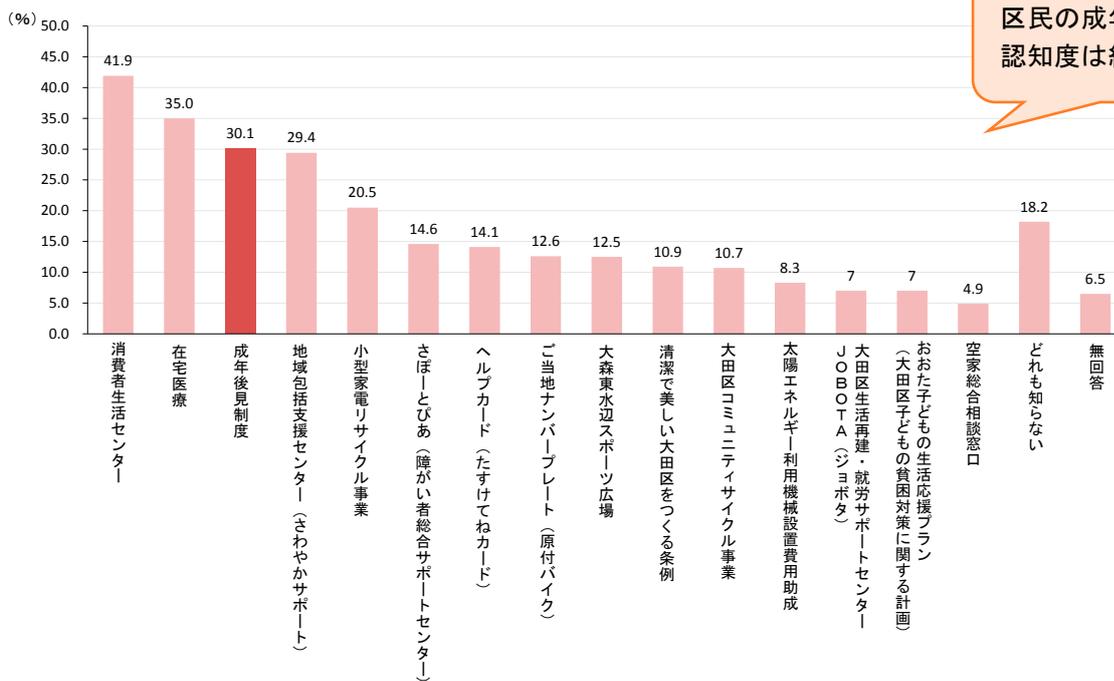
成年後見制度に関する相談は増加傾向にあります

資料：大田区調べ

④成年後見制度の認知度

●区民の成年後見制度の認知度は30.1%となっています。

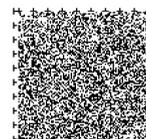
図表 5-2-5 区民の成年後見制度等に関する認知度（大田区）



区民の成年後見制度認知度は約3割です

資料：「大田区政に関する世論調査（平成29年7月実施）」

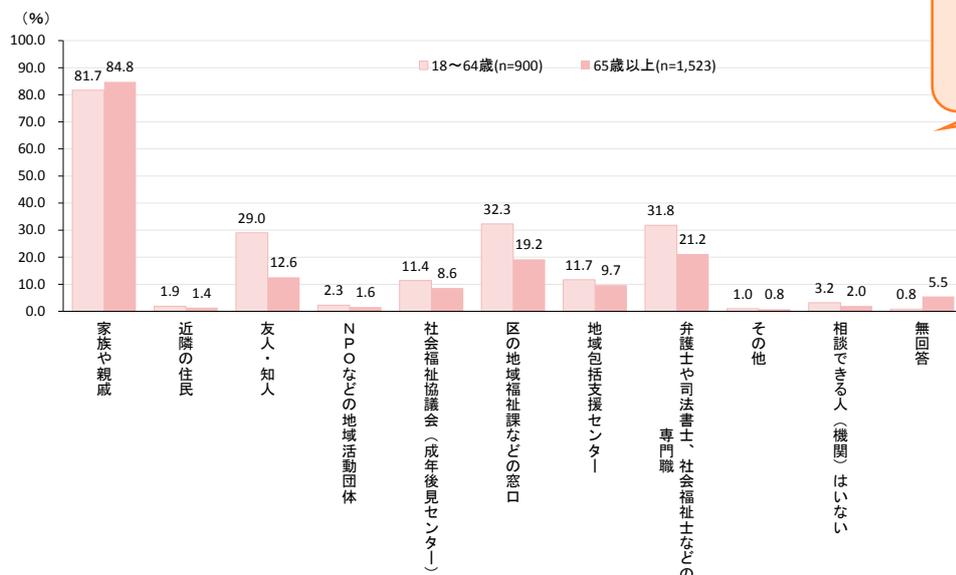
※複数回答、n=1,010。制度、施策、施設について知っているものを回答してもらったもの。



⑤成年後見制度の利用に関する希望と現状

- 判断能力が低下し、さまざまなサービスを利用するための契約行為に不安を感じたとき、多くの人が家族や親戚に相談したいと考えています。
- 一方、新規に成年後見人等に選任されているのは、親族よりも専門職の方が多くなっています。

図表 5-2-6 判断能力低下の不安を感じたときに相談したい相手



多くの人が家族や親戚に相談したいと考えています

資料：大田区地域福祉計画実態調査（平成 29 年度）

※複数回答。「もしもあなたが病気や加齢により判断能力が低下し、預貯金や不動産の管理、家族の世話、さまざまなサービスを利用するための契約行為に不安を感じたとき、誰（どこ）に相談しますか」という問に対する回答。（65歳未満の層には、「もしもあなたが将来病気や加齢により～」と若干異なる文言で調査）

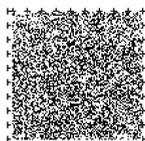
図表 5-2-7 新規に選任された成年後見人等と本人との関係別件数（大田区）



親族後見人よりも専門職後見人が多くなっています

資料：大田区調べ（東京家庭裁判所提供データより）

※本資料は、平成 30 年 6 月 8 日時点で東京家裁（立川支部含む）が管理している本人数を集計したものであるが、その数値は統計に基づく概数である。



5 現状から見えた課題

全国的な傾向や大田区の現況を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 成年後見制度の正しい理解を広める必要性

制度自体の難しさや申立てに必要な書類の複雑さなどにより、区民にとってはまだ十分に身近な制度ではなく、利用しづらい面があると考えられます。制度自体の周知啓発を進め、制度の意義や、どのような場合に制度が役に立つかといったことを広く浸透させる必要性が増しています。

(2) 利用しやすい環境づくりの必要性

煩雑な手続き書類の準備や、どこに相談すればいいかわからないということは、制度を利用するうえで大きなハードルのひとつと考えられます。制度の利用につながる相談対応を充実する必要性が増しています。また、経済的な理由等によって制度利用につながらないことがないように公的な支援を行うことも重要であると考えられます。

(3) 身上保護を重視した福祉的支援の必要性

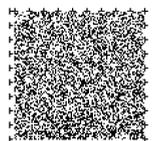
成年後見制度の普及が進まない要因のひとつとして、財産管理以外のメリットを感じにくい点が考えられます。本人の良き理解者である親族後見人や、地域の身近な支援者である社会貢献型後見人が、適切に活動できるよう支援する必要があります。さらに、専門職を含めたあらゆる成年後見人が活動をするに当たっては、財産管理に留まらず、本人の意思を尊重した寄り添った支援（身上保護）の必要性がこれまで以上に増しています。

(4) 人材確保・育成の必要性

制度利用の必要な対象者が増加していく中で、権利擁護支援の担い手の確保が求められています。専門職後見人だけでなく、地域の身近な支援者である社会貢献型後見人や地域福祉権利擁護事業の担い手となる人材を確保・育成する取組みの必要性が増しています。

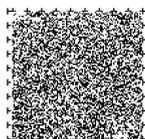
(5) 早期発見・早期支援の必要性

成年後見開始の区長申立ては、早期発見に至らず支援が遅れた人、孤立して身寄りのない人、虐待などの問題がある人を成年後見制度の利用につなぐものです。区長申立ては増加傾向にありますが、セーフティネットのひとつであることを踏まえ、区長申立てに至る前の段階から早期に発見し、支援につなげる必要性が増しています。



(6) 不正防止の必要性

成年後見人等の不正は、専門職以外の、親族等を含む後見人によるものが9割以上という現状があります。これは、専門職ではないために、知識不足や相談者がいないことから発生してしまう場合も多いと考えられます。親族後見人のスキルアップや、気軽に相談することができる身近な相談者の必要性が増しています。



6 計画の内容

基本目標

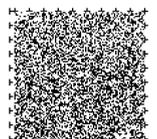
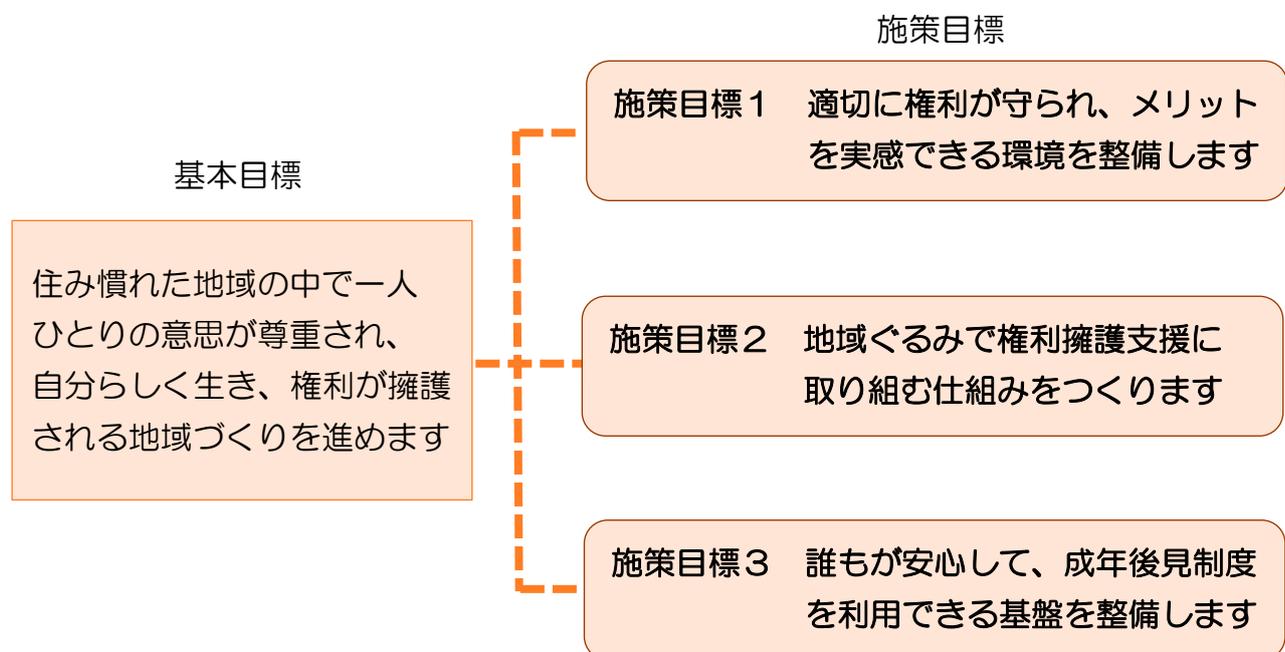
住み慣れた地域の中で一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを進めます

区民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えるとともに、必要な制度を選択できるよう、仕組みづくりを進めます。

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理に留まらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援をめざします。

地域の住民・団体・関係機関が、権利擁護支援の重要性を理解して積極的に参加し、それぞれの役割を果たしながら地域全体で権利擁護支援に取り組みます。

基本目標の実現に向けて以下の施策目標を定めます。



施策目標1 適切に権利が守られ、メリットを実感できる環境を整備します

5年後の姿

誰もが成年後見制度を正しく理解し参加しやすい環境が整えられ、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用に結びつけるとともに、制度の利用に至らない人にも寄り添った福祉的支援が行われる体制づくりを進めています。

取組みの方向性

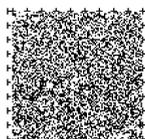
区民が成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすくなるとともに、同じ地域の住民同士という視点を活かした見守りや支援の担い手となることができるよう、成年後見制度等の周知啓発を行います。

権利擁護支援が必要な人を、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけるために相談対応体制を充実するとともに、成年後見制度以外のニーズに応じた権利擁護事業を展開します。

本人にとって身近な親族や、同じ地域の住民によって本人に寄り添った福祉的支援が行われるよう、親族後見人の活動支援や社会貢献型後見人の育成など、支援の質の確保・向上に取り組めます。

区の主要な取組み例

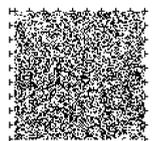
区の実施例	概要	所管課
成年後見制度の周知啓発	社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携して、成年後見制度等の周知・広報活動や相談対応を実施しています。	福祉管理課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課
社会貢献型後見人の育成	社会福祉協議会おおた成年後見センターとの連携により、社会貢献型後見人の候補者を公募・育成しています。	福祉管理課



【社会福祉協議会の役割】 適切に権利が守られ、メリットを実感できる環境を整備します

支援を必要とする人の権利が適切に守られるためには、成年後見制度を利用しやすくし、支援に参加しやすくすることが重要です。また、制度の利用に至る前の人も含め、必要な人に適切な支援が届くよう結びつけ、寄り添った支援が行われる体制も必要です。

社会福祉協議会には、多様な媒体や方法を活用した周知啓発により、区民の制度への理解を高め、すそ野を広げていく役割が期待されます。また、地域の身近な支援者として社会貢献型後見人を育成し、親族の後見活動を支援する役割も期待されます。さらに、権利擁護に係る相談対応を通じて適切な支援に結びつけるほか、幅広いニーズに応えるため、制度以外のさまざまな権利擁護事業を展開する役割も期待されます。



施策目標2 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みをつくります

5年後の姿

区民・団体・関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けることができるよう、それぞれの役割を果たしながら、地域で支えあう仕組みづくりを進めています。

取組みの方向性

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかな支援につなげられるよう、地域連携ネットワークを構築します。

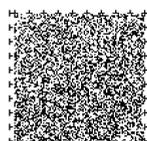
区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
地域連携ネットワークの構築に向けた検討	支援推進体制や地域連携ネットワークの中核となる機関に求められる機能について、大田区社会福祉協議会や専門職団体とともに検討しています。	福祉管理課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター

【社会福祉協議会の役割】 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みを作ります

権利擁護に係る問題が深刻化・複雑化する前に支援に結びつけることができるよう、支援が必要な人の存在に早期に気づき、速やかに適切な支援につなげていくための地域の連携体制が重要です。

社会福祉協議会には、住民同士の見守りを促し、専門職・関係機関などがそれぞれの役割を果たすことができるよう、相互のつながりや社会資源を活用しながら、中心となって牽引していく役割が期待されます。



施策目標3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤を整備します

5年後の姿

権利擁護支援が必要である人であれば誰でも成年後見制度を適切に利用できるとともに、地域で安心して暮らせる基盤づくりを進めています。

取組みの方向性

費用負担能力や身寄りのない人をはじめ複合化・複雑化した課題がある人や長期支援が必要な人であっても成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。また、後見人等が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取組みを進めます。

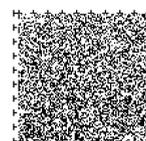
区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
区長申立ての実施	成年後見制度を利用する必要性が高いものの、単身や親族関係が疎遠等の事情により手続きを進められない場合、家庭裁判所に後見開始の審判等を区長が申し立てています。	福祉管理課 地域福祉課 生活福祉課 地域健康課
後見報酬の助成	低所得等の事情があり、後見報酬を負担することが難しい方に助成しています。	福祉管理課 地域福祉課 生活福祉課 地域健康課

【社会福祉協議会の役割】 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤を整備します

住み慣れた地域で安心した生活を続けるためには、どのような人でも成年後見制度を含む権利擁護支援を受けることのできる体制や仕組みが必要となります。また、正しい理解のもと、本人のために制度が運用されるようにしていくことも重要です。

社会福祉協議会には、これまで培った知見やノウハウを活かして法人として後見活動を行うとともに、成年後見人等が適切に活動できるように支援し、制度が機能するよう下支えしていく役割が期待されます。



地域連携ネットワークのめざす姿

地域連携ネットワークは、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行っていく地域全体の仕組みです。

地域連携ネットワークは、区民・地域とともに弁護士会、司法書士会、社会福祉士会や家庭裁判所、事業者などが連携・協力し、支援のネットワークとして以下の役割が期待されます。

支援推進体制（3層）

個々の支援において、支援関係者がチームとして連携して本人の意思決定を重視した支援を実施し、本人にとって望ましい支援がなされているかどうかの確認や課題の検討を継続的に行います。

また、地域での支援体制として、地域ごとの特性に応じた現状の把握や課題の解決を図るため、関係機関の連携のもとで、個々の事例などから地域に共通する課題の抽出・検討を行います。

さらに、区全域での観点から課題について検討を行い、基本目標の実現に向けて、関係機関がそれぞれの機能を果たせるように促進します。

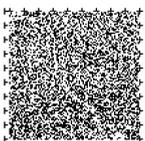
ネットワーク関係機関

相互の連携や協議を通じて、権利擁護に関わる支援や成年後見制度の利用促進のための取組みなど、それぞれの役割を果たします。

◇区民・事業者等は、地域での日常の見守りや気づきから相談窓口へつなぐ役割等

◇医療・福祉関係者（医療機関・介護専門職・相談支援専門員等）は、日常的な業務から制度利用が必要な人を発見してつなぐとともに、専門的・継続的な支援を行う役割等

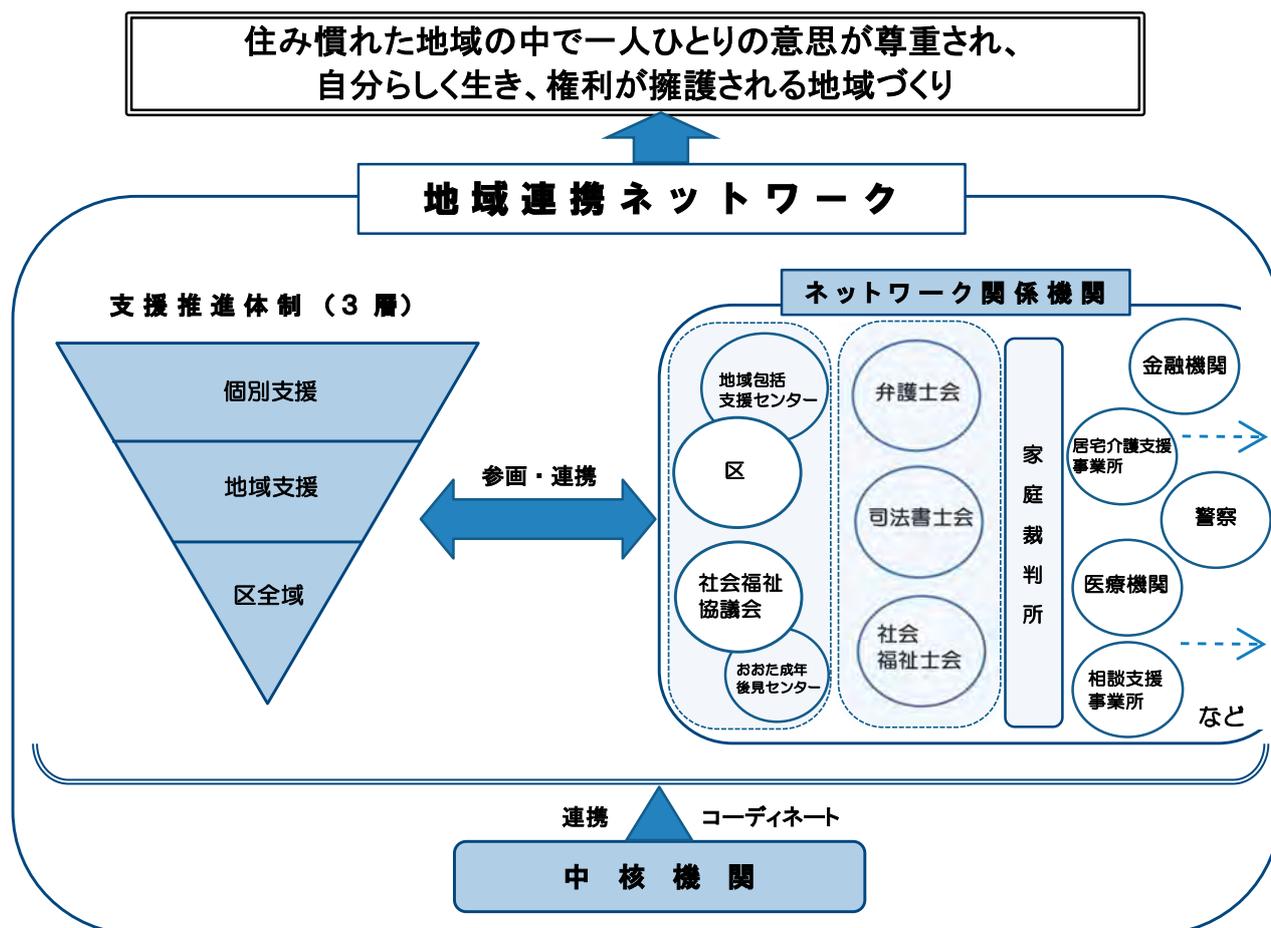
◇後見等に関する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）は、相談・助言、成年後見人等としての支援を行う役割等



中核機関

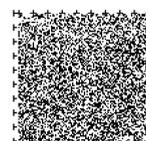
区は、地域連携ネットワークの中核として、ネットワーク全体のコーディネートを担う中核機関を設置します。中核機関は、地域連携ネットワークが適切に運営されるよう、関係機関との連携・調整等を担います。

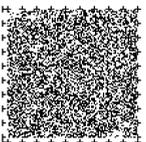
地域連携ネットワークのイメージ



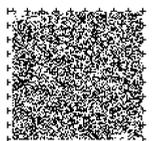
計画を推進するために

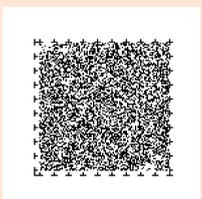
「大田区地域福祉計画推進会議」等を活用して、大田区成年後見制度利用促進基本計画の取り組み状況の点検・評価等を継続的に行います。また、引き続き、専門職との「成年後見制度利用促進に関する意見交換会」を活用し、成年後見制度の利用促進等に向けた取組みを進めます。





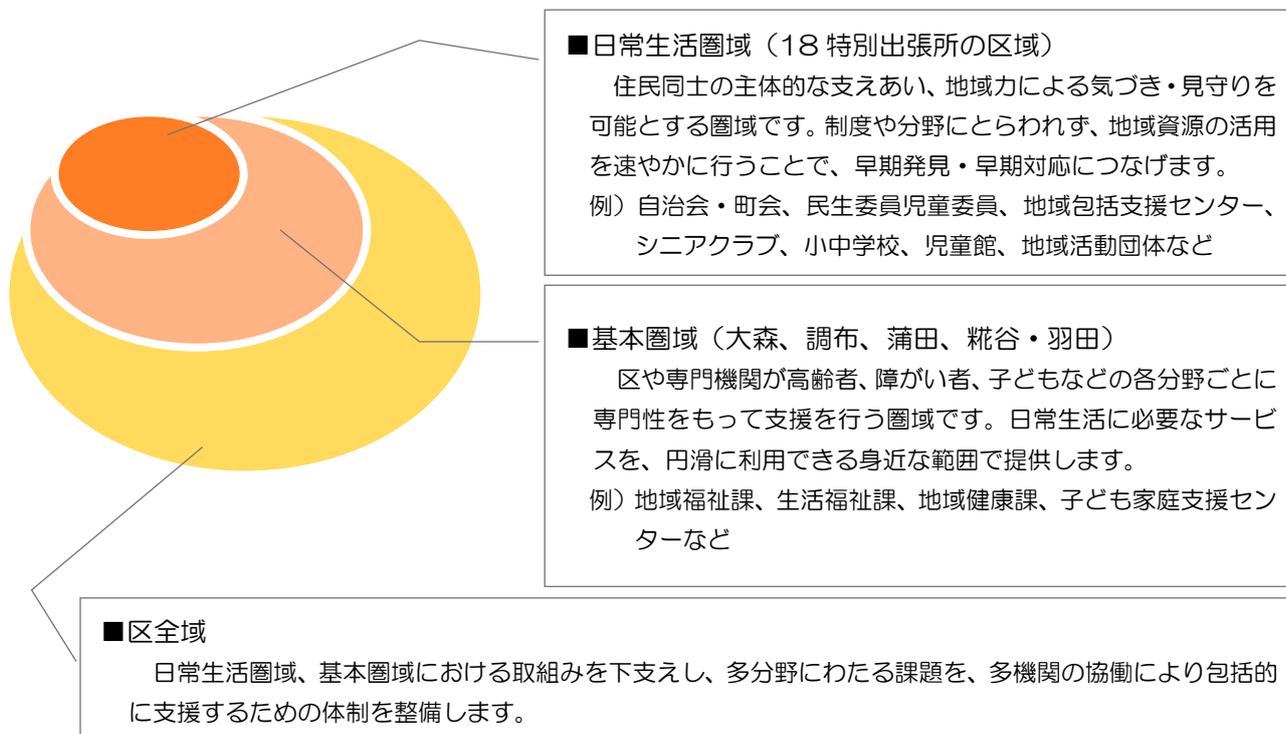
第6章 計画の推進に向けて





1 地域・圏域の考え方

本計画の推進に当たっては、地域福祉にかかわる多様な主体が活動しやすい範囲と、相互の関係性について区の実情を踏まえ、以下の3層の圏域をもとに、地域生活課題の発見と解決を図ります。

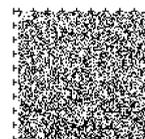


2 個人情報の適正な取扱いについて

地域生活課題を発見し、いち早く解決につなげていくためには、関係者間の情報共有が重要です。また、有事においても、地域で支援が必要な方に関する情報の共有が図られていることが、対応の早さにつながります。

平成17年4月の「個人情報の保護に関する法律」の施行以降、個人情報の取扱いに関する意識は高まっていますが、保護の側面が必要以上に強調されることで、関係者間で必要な情報が十分に共有されず、活動がしにくい、支援の遅れにつながるといった弊害が生じる可能性があります。

区は、支援が必要な方の情報を利用する際は、個人情報を適正に取り扱うよう、「大田区個人情報保護条例」をはじめとする規程を遵守するとともに、必要な規程整備も行いながら、迅速かつ適切な支援に取り組みます。

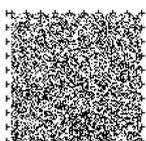


3 指標の設定

本計画の進捗状況を把握し、取組みの効果と目標のあり方について、「大田区地域福祉計画推進会議」等を通じて地域の皆様と共有するため、以下の指標を設定します。これらの指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善に努めます。

		指標名	概要	目標	直近値 (平成 29 年度)
基本目標 1	1	大田区区民活動情報サイトの登録団体数	地域福祉活動に取り組む地域の力を間接的に示す指標	↑	641 団体 (平成 30 年 8 月 1 日現在)
	2	地域の行事や活動、ボランティア活動に「参加している」「今後、参加したい」と回答する区民の割合	地域福祉活動に関心を持つ区民の割合を示す指標	↑	18~64 歳：41.7% 65 歳以上：30.3%
基本目標 2	3	区民活動コーディネーター養成講座修了者、認知症サポーター養成講座受講者、ファミリー・サポートおた提供会員登録者の合計数	地域の支えあいを担う人材の広がりを示す指標	↑	25,989 人
	4	JOBOTA の新規相談受付及び支援プラン作成件数	生活困窮者など相談当事者の課題を包括的に捉える相談体制の構築を示す指標	↑	新規相談受付：1,376 件 支援プラン作成：505 件
	5	近所の方への手助けとして「日々の見守りのための声かけ」ができると回答する区民の割合	見守りの意識を持つ区民の割合を示す指標	↑	18~64 歳：64.7% 65 歳以上：47.3%
基本目標 3	6	指導監査（検査）を受けた福祉サービス等事業所数	福祉サービスの質の確保状況を計る指標	↑	実地指導：104 事業所 集団指導：1,496 事業所
	7	ユニバーサルデザインの考え方を理解している人の割合	「社会的包摂」の考え方の浸透度を計る指標	↑	18.6%
用 成年後見制度利 促進基本計画	8	成年後見制度の利用者数	成年後見制度の利用状況を示す指標	↑	1,176 人 (平成 30 年 6 月時点)
	9	成年後見制度の認知度	権利擁護のための制度の浸透度を計る指標	↑	30.1%

※「目標」について：社会状況の動向や制度変更等を鑑み、数値目標は設定せず、各項目がレベルアップする方向性を示しています。



4 計画の推進に向けたそれぞれの役割

区の役割

まずは分野別に整備された相談支援機関において、地域生活課題を抱える区民一人ひとりの支援を確実にいきます。また、一つの分野だけでは解決が困難な複合課題には、要支援家庭等対策委員会等の庁内検討組織を活用して、分野横断的で切れ目のない支援を行う体制を構築します。

区民・地域活動団体等が取り組む地域福祉活動が一層意義深いものとなるよう、区の施策や地域との協議の場などを地域福祉の視点から推進し、地域生活課題の把握と解決に向けた連携の重要性を広く周知します。

地域への情報提供、意識醸成、人材育成、活動支援などを通じて、地域生活課題の発生を予防し、早期発見・早期支援につなげます。

こうした取り組みのすべてを着実に実践することで、大田区らしい支えあいの地域づくりに向けた環境整備を進めます。

社会福祉協議会の役割

地域生活課題の把握と共有、解決を念頭に置き、福祉サービスを提供する人も利用する人も、必要としつつ利用していない人も、社会的孤立や制度の狭間に陥っている人も含め、すべての区民があらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることをめざします。そのために、社会福祉協議会の強みを活かし、制度にとらわれない多面的な支援を通じて、大田区らしい支えあいの地域づくりに向けた具体的な実践を重ねます。

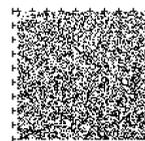
地域の役割

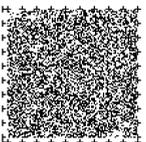
地域福祉を推進するためには、地域の皆様の暮らすまちへの愛着、思いが必要です。

一人ひとりの区民の皆さんは、自分たちの地域をどんな地域にしたいか考えてみましょう。やりたいことが見つかったら最初の一步を踏み出してみましょう。

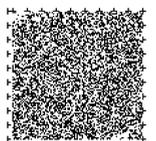
社会福祉に関する活動を行う団体は、つながりや相互の支えあいを広げ、社会福祉事業を行う団体は、課題に気づいたら丁寧に受けとめ適切につなげましょう。

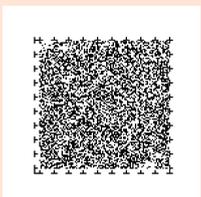
こうした地域の中の気づきや働きかけが、地域力の源となります。地域生活課題に気づき、支援につなぐセーフティネットを重層的に構築するためにも、本書をガイドブックとして手に取り、今できることからひとつずつ取り組んでいきませんか。





資料





大田区地域福祉計画推進会議設置要綱

平成12年12月15日
保福管発第481号

改正 平成14年6月17日 平成15年4月23日
平成19年7月6日19保福計発第11029号 平成21年3月17日20保福計発第14223号
平成25年3月7日24福福発第11970号 平成26年3月10日25福福発第12046号

（設置）

第1条 大田区における地域福祉の基本的な考え方を区民と協働して検討するとともに、大田区地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進をめざし大田区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に当たり必要な事項に関する事。
- (2) 計画の推進状況に関する事。
- (3) 計画に対する提言に関する事。
- (4) 計画の見直しに関する事。
- (5) その他福祉施策に関する事。

（委員の構成及び委嘱）

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健医療
- (3) 福祉
- (4) 地域

2 前項第4号に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

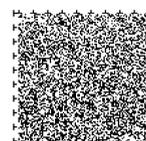
（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、委員会に関係した者は秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月17日より施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月23日より施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月6日より施行する。

付 則

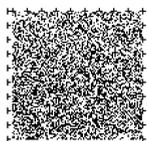
この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

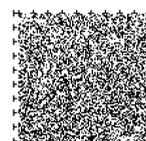
この要綱は、平成26年4月1日より施行する。



大田区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 平成28年4月25日～平成31年3月31日

選出区分	分野	所属 ※名称は平成31年3月31日現在	氏名	備考
学 識 経験者	福祉・保健	明治学院大学	清水 浩一	
	福祉の まちづくり	東京大学	松田 雄二	
保健医療	医師会	大森医師会	荒井 俊秀	
	歯科医師会	大森歯科医師会	中山 貴文	平成29年10月～
			武笠 広伸	～平成29年6月
福 祉	高齢	大田区シニアクラブ連合会	沼本 光史	平成30年5月～
			関川 巖司	平成28年6月 ～平成30年5月
			嶋田 実	～平成28年5月
	身体障がい	大身連	宮澤 勇	
	知的障がい	大田区手をつなぐ育成会	佐々木 桃子	
	精神障がい	大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子	
	児童	大洋社	齋藤 弘美	
	事業者 (高齢・生活困 窮者支援分野)	大田区介護支援専門員連絡会	入野 豊	
やまて福祉会		四ヶ所 誠一郎		
地 域	自治会・町会	大田区自治会連合会	小原 洪一	
	民生委員	大田区民生委員児童委員協議会	平石 昭夫	
	地域活動団体	おおた区民活動団体連絡会	浜 洋子	
		おおた高齢者見守りネットワーク	中村 一孝	
	社会福祉 協議会	大田区社会福祉協議会	中原 賢一	平成30年4月～
森部 一夫			～平成30年3月	
公募委員 (2名)	公募		近藤 博子	
			寺田 一智	



計画の策定経過

1 大田区地域福祉計画 実態調査の実施（平成 29 年度）

区民の生活や活動の状況、地域福祉に対する意識、区の施策に対する意見・意向を把握するため、「大田区地域福祉計画実態調査」を実施しました。

調査時期 平成 29 年 8 月 28 日（月）～9 月 29 日（金）

調査対象・回答結果

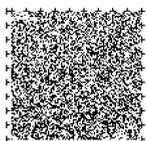
調査種類	調査対象	調査対象数	有効回答数	有効回答率
① 18～64 歳区民調査	調査基準日現在、大田区に住民登録のある 18～64 歳の区民（無作為抽出）	2,500	900	36.0%
② 65 歳以上区民調査	調査基準日現在、大田区に住民登録のある 65 歳以上の区民（無作為抽出）	2,500	※1,525	61.0%
③ 地域福祉組織・団体調査	自治会・町会、ボランティア団体・NPO（主に大田区内で活動している地域福祉組織・団体を対象）	606	372	61.4%
④ 民生委員児童委員調査	民生委員児童委員	450	407	90.4%

※1,525 件のうち 2 件は調査基準日時点で大田区外に転出と回答しているため、集計では 1,523 件が基数となる。

2 大田区地域福祉計画推進会議審議経過

大田区地域福祉計画推進会議で、大田区地域福祉計画の内容についてご意見をいただきました。

回	開催日時	検討内容
第 1 回	平成 30 年 3 月 26 日（月）	○大田区地域福祉計画実態調査の結果について ○大田区地域福祉計画の策定に向けて（策定の考え方とスケジュール）
第 2 回	平成 30 年 5 月 31 日（木）	○大田区地域福祉計画骨子（案）について ○計画策定のための意見交換会等の実施について
第 3 回	平成 30 年 9 月 21 日（金）	○大田区地域福祉計画の施策体系（案）について ○計画策定のための意見交換会の実施状況について
第 4 回	平成 30 年 11 月 16 日（金）	○大田区地域福祉計画の素案について ○計画素案へのパブリックコメント及び区民説明会の実施について
第 5 回	平成 31 年 1 月 31 日（木）	○計画素案に対するパブリックコメント結果について ○大田区地域福祉計画（最終案）について



3 意見交換会の実施

地域における現状や個別具体的な課題について掘り下げ、議論を深めることで、計画策定の検討の基礎とするため、区民等との意見交換会を開催しました。

(1) 第1回意見交換会

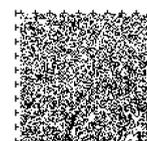
開催日時	平成30年7月4日(水)
意見交換のねらい	基本的な生活を支える ～後見につなぐためのネットワークのあり方を共有する～
参加者	18名(弁護士3名、司法書士3名、社会福祉士3名、社会福祉協議会事務局長1名、おおた成年後見センター長1名、区職員7名)
内容	○成年後見制度利用促進基本計画に盛り込む要素について ○地域連携ネットワーク及び中核機関について ○おおた成年後見センターの相談状況の共有

(2) 第2回意見交換会

開催日時	平成30年8月4日(土)
意見交換のねらい	「我が事」の芽を見つける ～地域づくり参加への働きかけのヒントを得る～
参加者	36名(民生委員・児童委員18名、社会福祉協議会事業ボランティア12名、青少年対策地区委員2名、社会福祉協議会職員4名)
内容	○大田区地域福祉計画実態調査報告 ○地域の取組み紹介 ○ワールド・カフェ～誰もが参加したくなる地域の活動をすすめよう!～

(3) 第3回意見交換会

開催日時	平成30年9月13日(木)
意見交換のねらい	「丸ごと」受けとめて隙間をうめる ～地域福祉を推進するコーディネーターが果たす役割を確認する～
参加者	17名(社会福祉協議会地域福祉コーディネーター4名、地域包括支援センター長4名、地域ささえあい強化推進員4名、区職員[地域包括ケア推進担当係長]5名)
内容	○文京区社会福祉協議会地域福祉コーディネーター先進事例紹介 ○大田区のめざす姿/社会福祉協議会の取組み状況報告 ○意見交換



4 広報会議の実施

計画の構成や記載内容がよりわかりやすく区民にとって身近なものとするため、地域福祉計画推進会議の委員と区職員から、広報会議で意見をいただきました。

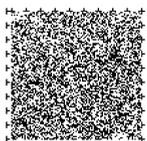
回	開催日時	内容
第1回	平成30年12月21日(金)	○本計画素案から、分かりにくい言葉、区民等に広めたい言葉をピックアップ ○本計画に興味を持ってもらうためのアイデア出し
第2回	平成31年1月15日(火)	○用語解説に関する検討
第3回	平成31年2月12日(火)	○地域福祉計画広報紙に関する検討

5 パブリックコメントの実施

平成30年12月10日(月)～平成31年1月7日(月)までの期間、パブリックコメント(区民意見公募手続)を実施しました。

6 区民説明会の開催

パブリックコメント実施に当たり、平成30年12月10日(月)・11日(火)に区民説明会を開催しました。



第2回意見交換会 「我が事」の芽を見つける ～地域づくり参加への働きかけのヒントを得る～ 実施概要

意見交換会開催の趣旨・目的

平成30年8月4日、計画策定にかかわる区民参画の取組みのひとつとして、「大田区地域福祉計画策定のための意見交換会 「我が事」の芽を見つける」を開催しました。

この意見交換会は、民生委員児童委員や、社会福祉協議会の事業に登録しているボランティアの方が参加しました。区内の地域福祉の現状や地域の取組み事例を共有し、今後の地域活動への参加のあり方について意見交換しました。

1 開催の目的

この意見交換会は、主に次の3点を開催の目的としました。

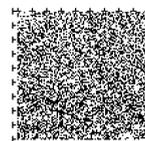
- ① 地域福祉活動に参加している方や地域福祉に関心のある方などが、計画策定に参画することにより、計画の基本理念への理解を深めていただく。
- ② 区が計画を推進していく際の、地域福祉活動を始めたい方への効果的な働きかけに関して、区民の意見をうかがう。
- ③ 持続可能な地域活動のあり方を実践されている方たちからお話をうかがったり、地域活動に携わる方同士が意見を交わすことにより、日ごろの活動の振り返りや新たな気づきにつなげる。

2 意見交換会（第2部）のテーマ

意見交換会（第2部）では、地域の活動に参加したいと思うきっかけ、参加したいと思う活動についての対話を深めるために、次のテーマを設定しました。

～誰もが参加したくなる地域の活動をすすめよう！～

本計画では、「つながりが生まれる地域をめざします」を基本目標のひとつに掲げています。意見交換会でいただいたご意見、ご提案は、計画の策定に当たり、つながりが生まれる地域づくり、「最初の一歩」のためのきっかけづくりに向けた施策の考え方に反映させていただきました。



開催概要

1 開催日時・会場

開催日時：平成30年8月4日（土） 13時～16時

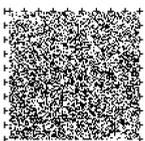
会場：大田区役所本庁舎2階 201～203会議室

2 参加者

参加者区分	人数
民生委員児童委員	18名（各地区民生委員児童委員単位につき1名）
社会福祉協議会登録ボランティア	12名
意見交換会テーブル・ホスト	6名 青少年対策地区委員会委員2名 社会福祉協議会職員4名
合計	36名

3 意見交換会の流れ

次第	時間	内容
第1部 講座	13:00～	開会挨拶・趣旨説明
	13:15～	大田区地域福祉計画実態調査報告
	13:30～	地域の取組み紹介
休憩	14:00～	
第2部 ワールド・カフェ	14:10～	ワールド・カフェの説明・4マス自己紹介
	14:30～	ワールド・カフェ（6テーブルでの対話）
	15:30～	わたしの行動宣言・全体のまとめ
閉会挨拶	15:45～	



4 意見交換会（第2部）の実施方法

（1）ワールド・カフェとは

本物のカフェのようなリラックスした雰囲気の中で、問いに集中した会話をを行います。

参加者の組合せを変えながら、小グループで話し合いを続けることで、参加者全員で話し合っているような効果が得られます。

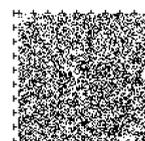
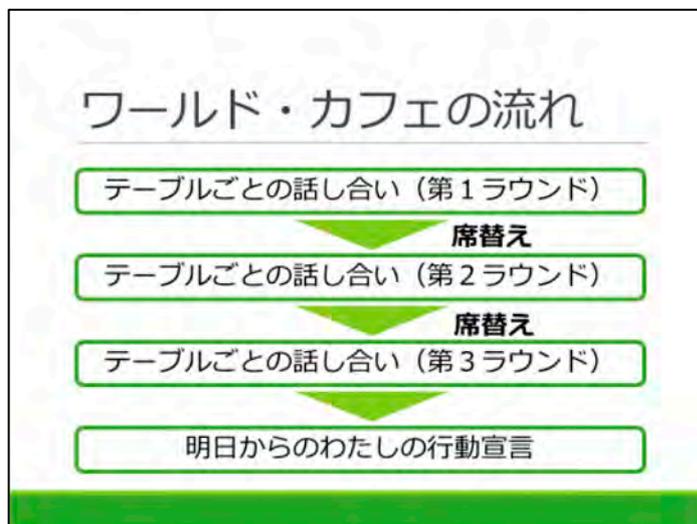
参加者のアイデアがつながりあって、新しいアイデアや気づきが生まれやすい、対話の手法です。



（2）ワールド・カフェの流れ

今回のワールド・カフェでは、参加者5名とテーブル・ホスト1名の計6名を一つのグループとする、6組のグループで対話を行いました。「誰もが参加したくなる地域活動」について対話を深めるために、3つの問いを設定して、次のような流れで開催しました。

※ テーブル・ホストとは、グループの参加者を温かくおもてなしして、リラックスして話し合えるような場を提供する役割です。



第1ラウンド 【問1 参加してよかったと思う地域活動や取組みとは】

最初に、グループ内で4マス自己紹介をします。
問1に対して、参加者が自分の意見を付箋紙に書き出します。その後、各グループ内の参加者が付箋紙に書いたことを模造紙に貼りながら、順番に発表します。参加者の発言が一巡した後は、自由に意見交換します。



第2ラウンド 【問2 参加して残念だった地域活動や取組みの特徴とは】

テーブル・ホスト以外の参加者は席替えをします。
テーブル・ホストが問1で話し合われたことを新しいグループのメンバーに伝えて共有します。
問2について、参加者が自分の意見を付箋紙に書き出し、その後、各グループで意見交換します。



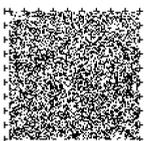
第3ラウンド 【問3 誰もが参加したくなる地域活動・取組みとは】

参加者は、第1ラウンドの席に戻ります。
テーブル・ホストは、問2で話し合われたことを戻ってきたメンバーに伝えて共有します。
問3について、参加者が自分の意見を付箋紙に書き出し、その後、各グループで意見交換します。



明日からのわたしの行動宣言

問3での対話の中で取り入れたいと思った気づきを元に、参加者が、明日から実行したいと思うことを「明日からのわたしの行動宣言」として、グループ内で共有します。
いくつかのテーブルから、代表者に行動宣言と感想を発表してもらい、全体共有を行います。



1 講座の概要

(1) 大田区地域福祉計画実態調査報告

大田区地域福祉計画実態調査報告では、区民の「近所づきあいや地域への参加意識」に関連する実態調査結果の説明が行われました。

◆ 近所づきあいの現状と希望

18～64歳の若年層、高齢層ともに、頼みごとや相談ができるような近所づきあいを希望する割合が高いですが、現状の近所づきあいは雑談や挨拶にとどまっています。

高齢層では、顔を合わせば雑談をする割合が5年前の調査と比較して増加しています。



◆ 地域活動への参加状況

地域活動に「参加している」割合が最も高いのは、男性が75～79歳（15.7%）、女性が70～74歳（19.2%）となっています。

地域活動に「今後参加したい」割合が最も高いのは、男性が60～64歳（32.4%）、女性が50～59歳（34.5%）となっています。

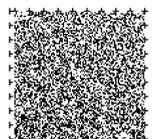
◆ ボランティア活動に参加できない理由

ボランティア活動に参加できない理由は、18～64歳では「時間的余裕がないこと」（73.5%）、65歳以上では「体力的・身体的に難しいこと」（50.6%）です。「人との関わりに負担を感じる」「自分にできることがない」「自分に合った活動が見つからない」など、参加方法やアプローチを見直すことで活動を始められそうな回答もみられました。

◆ 地域活動をするうえでの悩み（自由回答）

アンケート調査の自由回答では、次のような地域活動をするうえでの悩みが寄せられました。

「頼まれごとが多すぎる」「後継者がいない」「リーダーになりそうな人がいない」「若い人は仕事や子育てに忙しい」「活動がマンネリ化している」など、地域活動を負担に感じる意見や、担い手の不足に対する意見が多くみられました。



(2) 地域の取組み事例紹介

18 特別出張所ごとに展開している青少年対策地区委員会の中から、特に「持続可能な地域活動」に向けた地域づくりを実践している地区の会長、副会長にお越しいただき、事例をご紹介いただきました。



◆ この地区の特徴

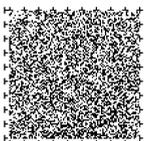
大企業、町工場、商店街、新しいマンション群がある多様な地域です。大型高層マンションの開発により、子どもの数が増加しています。住民構成では、古くからの住民と新しい住民の融合が進んできています。2つの小学校、1つの中学校の学区を範囲とする比較的「コンパクト」な地域で、PTAやおやじの会の地域連携が行いやすいといえます。

◆ 地区青少年対策の特徴

他地区と比べて比較的若いメンバーで構成されています。古くからの地域と、新しいマンション群からのそれぞれの立場で、地域意識の高いメンバーが参加しています。一部の活動を実行委員会方式で行うことも特徴のひとつです。この方式は、経験に頼らず「みんなでやる。やったことがない人もやる」ことが基本になるので、新陳代謝がうまく進みます。

◆ 持続可能な地域活動に向けての7つの「キーワード」

まず『古くからの住民と新しい地域住民の地域愛、融合』です。古くからの方には、地域に対する愛着がありますし、新しい方には、地域に馴染みたい気持ちがあります。子どもの小学校、中学校を全く知りたくない方はいらっしゃいません。『人材確保に向けたアンテナ』は、住民の地域愛や融合の思いへのアンテナが張られている、感度がいいということです。『新しいメンバー、アイデアを受け入れる風土』は、いろいろな活動が固定化、マンネリ化しがちな中、新しい方からのアイデアを取り入れていこうという空気があると感じます。『前例やこれまでのやり方にとらわれない事業運営』は、委員として、さまざまな地域とかわる中で、他地区のプログラムを取り入れてみようなど、柔軟に前例にとらわれないという意識があると思います。『個々の意見を尊重し、話し合いを重ねて、皆で決めるスタイル』は、とても大切です。多様な意見の方がいらっしゃいますが、上意下達でバンと決めるということはまずありません。『相互に認め合い補完しあい協力し合うチームワーク』は、地域の古い方、大企業に勤めておられる方も本当に頭を垂れて、協力しようという姿勢があり、受け入れ、創り上げていこうというチームワークがあります。最後に、『子どもたちの笑顔のために！』が私たちの活動のビジョンです。やはりここがいちばん大切なのかなと感じています。



2 第2部 ワールド・カフェの実施概要

ワールド・カフェでは、第1グループから第6グループに分かれて、「誰もが参加したくなる地域の活動をすすめよう！」に関連する3つの問いへの対話を深めました。

■ 地域活動への参加のきっかけ

最も多かったのは、「知人・友人に誘われた」「どうしても頼まれた」など、直接的に声を掛けられたことでした。そのほか、「恩返ししたい」「助けあいたい」など自主的に参加した方、「地域に馴染みたい」「知り合いを増やしたい」などの意見が聞かれました。

■ 参加して良かったと思う地域活動や取り組み

最も意見が多かったのは、「社会貢献になる、やりがいがある、相手に感謝された」など、地域活動で相手から受け取った感謝の気持ちや、役割を持って貢献できたことの充実感でした。具体的には、「人に喜んでもらえてうれしい」「誰かの役に立ちたい」「ありがとうの一言」「必要とされている」などの意見が聞かれました。

次いで、地域活動に参加したことで「新しい経験、視野が広がる」ことが良かったこととして挙げられました。地域活動への参加で、「災害・防災」「高齢者の現状」「小中学校」など、具体的な活動を知ることができたことや、新しい世界が広がったという声がありました。また、「他者との交流、つながりが広がる、顔見知りが増える」など、人との交流やつながりが生まれることも、地域活動の良かったこととして挙げられました。

参加して良かったという具体的な活動名として、特に「子ども」に関連する活動が数多く挙げられました。「こども食堂ボランティア」「乳幼児のお世話」「児童館ボランティア」などの活動名に加えて、子どもの笑顔が楽しみという意見が聞かれました。

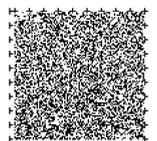
■ 参加して残念だった地域活動や取り組みの特徴

「参加者の顔ぶれが固定的、参加者が少ない、排他的」など参加者の顔ぶれの新陳代謝や多様性に関する意見が最も多く挙げられました。具体的には、「世代交代できない」「疎外感を感じる」

「顔見知りだけが仲良さそうにしている」などの意見がありました。そのほか、「活動の雰囲気が良い・楽しくない」、「活動の内容が分かりにくい、役に立たない」、「古いやり方や考え方へのこだわりが強い、新しい考えを受け入れない」などの意見も多く聞かれました。

■ 誰もが参加したくなる地域活動・取り組み

「誰もが参加できる」「参加者の新陳代謝がある」「誰もが関われる」など、参加の垣根の低い活動や取り組みがよいのではという意見が最も多く聞かれました。そのほか、「感謝の気持ち」「笑顔で迎える」「楽しめる」など活動に楽しく参加できることや、参加したくなるためのPR方法の改善が必要として「直接的な呼びかけ」「分かりやすい情報提供」「活動の目的や意味を明確に」という意見が聞かれました。



あ行

愛の手帳 (P.18・19・95)

知的障がい児・者に交付される療育手帳のこと。この手帳をもつことで各種の援助措置を受けやすくすることを目的としたもの。なお、自治体によって手帳の名称や障害支援区分に違いがある。愛の手帳は東京都における名称。

さ行

児童相談所 (P.13・63)

児童福祉法に基づき各都道府県・指定都市に一つ以上設置され、児童（満18歳に満たない者）や家庭の問題の相談や、児童とその保護者の指導などを行う機関。

社会的包摂 (P.13・78・85・112)

貧困や失業などさまざまな事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。

身体障害者手帳 (P.18)

身体障害者福祉法に規定され、同法のサービス利用対象であることを確認するための証票。視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい対象。

生活保護 (P.4・21)

生活に困窮した人に対する、国の保護制度。生活保護は困窮の程度に応じた最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としている。保護には生活扶助、医療扶助などがある。

精神障害者保健福祉手帳 (P.18・19・95)

精神障がい者に対し、その社会復帰や自立、社会参加の促進、税金控除などの各種の措置を講ずるため、精神保健福祉法（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）に基づき公布される手帳。

た行

地域包括ケアシステム (P.11・27・63・91)

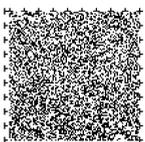
高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。

地域包括支援センター (P.11 など)

介護や生活支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、保健の専門職が連携してサポートするための相談機関。

地域力 (P.5 など)

大田区基本構想においては次のように定義している。区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、



まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力あふれる地域を創造していく力。

な行

ニッポン一億総活躍プラン（P.4）

あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会をめざすために平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された計画。広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、そのような新たな経済社会システムづくりをめざすもの。

は行

配偶者暴力相談支援センター（P.13 など）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定され、都道府県が適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう義務づけられている。また、市町村においても努力義務として定められている。

配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

や行

要支援・要介護認定（P.16・17）

介護保険のサービスの利用を希望する人が、介護が必要な状態であるか、またどれくらい介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、区市町村が認定すること。介護保険の対象とされない「非該当」、予防的な支援が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けられる。要介護5が最も介護が必要な状態。



大田区地域福祉計画
大田区成年後見制度利用促進基本計画
平成 31（2019）年度～平成 35（2023）年度

発行年月：平成 31（2019）年 3 月
発行：大田区福祉部福祉管理課
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話：03-5744-1111（代表）
ホームページ：<https://www.city.ota.tokyo.jp/>